

令和2年度第2回

さいたま市地域包括支援センター

運営協議会資料

目 次

さいたま市地域包括支援センター運営協議会設置要綱……………	1
さいたま市地域包括支援センター運営協議会及びさいたま市区地域包括支援センター連絡会会議運営要領……………	4
さいたま市地域包括支援センター運営要綱……………	6
さいたま市地域包括支援センター運営協議会委員名簿……………	9

【議題（１）】

介護予防給付等のケアマネジメントに係る委託居宅介護支援事業所の承認について……………	10
--	----

【議題（２）】

令和２年度第２回さいたま市区地域包括支援センター連絡会について……………	14
--------------------------------------	----

【議題（３）】

令和３年度さいたま市地域包括支援センター運営方針（案）等について……………	58
---------------------------------------	----

【議題（４）】

介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成について……………	74
-------------------------------	----

【報告（１）】

令和２年度上半期さいたま市地域包括支援センター運営状況について……………	80
--------------------------------------	----

令和２年度上半期さいたま市地域包括支援センター介護者サロン実施一覧について……………	90
--	----

【報告（２）】

令和2年度さいたま市地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性の評価について
..... 94

【報告（3）】

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について 100

【報告（4）】

さいたま市第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について
..... 110

【報告（5）】

その他報告事項について 114

さいたま市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 さいたま市内の地域包括支援センターの中立公正な事業運営を確保するため、さいたま市地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。

(委員)

第2条 運営協議会は、保健・医療・福祉関係者によって構成され次の各項に掲げる者の中から選出する。

- 2 運営協議会の委員は25人以内とし、介護保険サービスの事業者、医師及び職能団体の関係者、利用者・被保険者、介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護・相談事業を担う関係者、学識経験者及びセンターの中立性・公正性を確保する観点から必要と認められる者によって構成する。
- 3 運営協議会の委員は市長が委嘱する。委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の規定にかかわらず本要綱施行後の最初の委員の任期は、委嘱の日から平成21年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第3条 運営協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会議を総括し、運営協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 運営協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、市長が会議を招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、運営協議会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 会議は公開とする。ただし、必要があると認めるときは、委員の過半数の同意により会議を非公開とすることができる。

(協議事項)

第5条 運営協議会は、地域包括支援センターに関する次に掲げる事項を協議する。

(1) 設置(選定・変更)に関する事項

(2) 運営・評価に関する事項

(3) 職員の確保に関する事項

(4) さいたま市区地域包括支援センター連絡会に関する事項

(5) その他地域ケア及び市全域において調整を必要とする事項

(謝金の額)

第6条 委員が会議等に出席したときは、謝金として1日につき、別表に定める額を支給する。

(事務局)

第7条 運営協議会の事務局は、保健福祉局長寿応援部内運営協議会担当所管課に置く。

(区連絡会)

第8条 各区にさいたま市区地域包括支援センター連絡会(以下「区連絡会」という。)を置く。

2 区連絡会の運営に関する事項は、さいたま市区地域包括支援センター連絡会運営要領(平成18年保福介事要領第1号)において定める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区 分	支 給 額
会 長	8 , 8 0 0 円
会長以外の委員	8 , 2 0 0 円

さいたま市地域包括支援センター運営協議会及びさいたま市区地域包括支援センター連絡会会議運営要領

平成 18 年 4 月 1 日保福介事要領第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、さいたま市地域包括支援センター運営協議会及びさいたま市区地域包括支援センター連絡会（以下「協議会及び連絡会」という。）の会議の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議録)

第 2 条 会議の会議録を作成しなければならない。

(会議の公開)

第 3 条 会議は公開とする。ただし、必要があると認めるときは、協議会及び連絡会委員の過半数の同意により会議を非公開とすることができる。

(傍聴の許可)

第 4 条 会議を傍聴しようとするものは、開会前までに、自己の住所、氏名その他会長及び委員長が必要と認める事項を告げて、会長及び委員長の許可を受けなければならない。

2 傍聴人の人数は、傍聴席の状況により、会長及び委員長が定める。

3 傍聴席の許可は、先着順に行うものとする。

(傍聴できない者)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 会議の妨害となると認められる器物を携帯している者

(3) 前各号に掲げるもののほか、会長及び委員長が傍聴を不相当と認める者

(禁止行為)

第 6 条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに傍聴席を離れること。

(2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。

(3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。

(4) 飲食又は喫煙すること。

(5) 許可なく録音機、写真機、撮影機その他これらに類するものを持ち込み、使用すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動をすること。

(退場)

第 7 条 傍聴人は、会長及び委員長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(指示)

第8条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は、会長及び委員長の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

さいたま市地域包括支援センター運営要綱

平成 18 年 7 月 3 日制定

さいたま市保健福祉局

(目的)

第 1 条 高齢者が住みなれた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで、様々なサービスを、高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供することが必要となる。このため、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉の向上、医療との連携、生活の安定のための必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として、地域包括支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(実施施設)

第 2 条 センターは、包括的支援事業、その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の維持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健・福祉の向上及び医療との連携を包括的に支援することを目的とする施設とする。

(職員)

第 3 条 センター職員は、さいたま市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数に関する条例の規定に基づき配置するものとする。

2 前項に規定するもののほか、介護支援専門員、実務経験 5 年以上の介護福祉士を配置できるものとする。

(事業内容)

第 4 条 センターは、介護保険法第 115 条の 4 第 2 項第 1 号から第 6 号まで及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律附則第 14 条第 1 項の規定によりなお効力を有することとされる改正前の介護保険法第 115 条の 4 第 1 項第 2 号に掲げる包括的支援事業、介護保険法第 8 条の 2 第 16 項に定める介護予防支援事業、介護者支援のため介護者サロンを実施する事業その他厚生労働省令で定める事業等を行う。

(公正・中立性の確保)

第 5 条 センターは、本事業を実施するにあたって、高齢者に提供されるサービスが特定のサービス事業者に理由なく偏ることのないよう、公正・中立性を確保しなければならない。そのため、次のことを遵守しなければならない。

- (1) センター事業の人員、設備及び運営に関する基準の遵守
- (2) 利用者・事業者への適切な情報の提供
- (3) 適切な情報提供に基づく利用者の意思決定の尊重

- (4) 適正な介護予防ケアマネジメントの確保
 - (5) 公平・公正な介護予防ケアマネジメントの機会の提供
 - (6) 公平・公正な介護予防ケアマネジメントの支援
 - (7) 相談者等に係るプライバシーの最大限の尊重
- 2 センターは、公正・中立性を確保するため、禁止事項を次のとおりとする。
- (1) 要支援・要介護認定申請代行の勧誘禁止（利用申込者の意思が前提）
 - (2) 介護予防ケアプラン作成の予約禁止（利用申込者からの依頼が前提）
 - (3) 特定の介護予防・介護サービス事業者に対するサービス利用の予約禁止（サービス利用はケアプランの作成が前提）
 - (4) センター業務以外の広告・営業活動の禁止
 - (5) センター業務以外の行政に関する類似行為の禁止
 - (6) センターが作成する介護予防ケアプランの作成において正当な理由がなく、特定の事業者が提供するサービスに偏りがなくないこと
 - (7) センターの作成する介護予防ケアプラン作成過程において特定の事業者の提供するサービスの利用を不当に誘引しないこと

（区の連絡会への報告）

第6条 その運営に関する事項について、必要に応じ区の連絡会に報告しなければならない。

（守秘義務）

第7条 介護保険法第115条の4第8項の規定どおり、センターの設置者（その法人の役員）若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（情報資産の取扱い）

第8条 情報セキュリティの重要性を認識し、情報セキュリティに関する組織的な体制として、情報セキュリティに係る責任体制、情報資産の取扱部署及び担当者、通常時及び緊急時の連絡体制等を整備しておかなければならない。

（地域包括的支援ネットワークの構築）

第9条 センターは、地域の高齢者・家族や保健・福祉・医療の関係機関、介護サービス事業者、民生委員、ボランティア活動団体等、様々な関係機関と連携しなければならない。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成18年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 16 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

さいたま市地域包括支援センター運営協議会委員名簿

役職	委員氏名	フリガナ	所属団体等	役職等
会長	藤谷 克己	フジタニ カツミ	文京学院大学大学院保健医療研究科	教授
副会長	保坂 由枝	ホサカ ヨシエ	さいたま市介護支援専門員協会	研修・ネットワーク委員会 副委員長
	天野 政則	アマノ マサノリ	さいたま市民生委員児童委員協議会	理事
	新井 茂	アライ シゲル	公募委員	
	伊藤 美佐子	イトウ ミサコ	埼玉県看護協会	
	大熊 克信	オオクマ カツノブ	埼玉県理学療法士会	地域包括ケア推進部員
	岡 邦雄	オカ クニオ	さいたま市薬剤師会	常務理事
	岡村 信子	オカムラ ノブコ	認定NPO法人ケア・ハンズ	理事
	小椋 恭子	オグラ キョウコ	さいたま市社会福祉協議会	第1層地域支え合い推進員
	品川 惣壽	シナガワ ソウジュ	さいたま市老人クラブ連合会	会長
	杉田 裕司	スギタ ヒロシ	さいたま市老人福祉施設協議会	
	高柳 敏代	タカヤナギ トシヨ	公募委員	
	田中 悠美子	タナカ ユミコ	立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科	助教
	月岡 朗	ツキオカ アキラ	埼玉弁護士会	
	角田 丈治	ツノダ ジョウジ	さいたま市歯科医師会	
	長塩 礼子	ナガシオ レイコ	埼玉県社会福祉士会	
	西間木 幹子	ニシマキ ミキコ	さいたま市社会福祉協議会	浦和区事務所 所長
	伴 茂之	バン シゲユキ	さいたま市4医師会連絡協議会(浦和医師会)	浦和医師会 理事
	藤高 祥子	フジタカ ショウコ	認知症のひと家族の会	世話人
	三次 宣夫	ミツギ ノブオ	さいたま市自治会連合会	副会長
	山本 光彦	ヤマモト ミツヒコ	埼玉県柔道整復師会	常務理事 学術部長

※敬称略

介護予防給付等のケアマネジメントに係る
委託居宅介護支援事業所の承認について

介護予防給付等のケアマネジメントに係る委託居宅介護支援事業所の承認について

介護予防支援業務（介護予防ケアプラン作成等）について、さいたま市の指定を受けた居宅介護支援事業所のうち、「介護予防支援従事者研修」を受講した介護支援専門員が所属する事業所を地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）が委託できる事業所としてよいか、承認を求めるものです。

【提案理由】

介護予防支援業務については、地域包括支援センターが「介護予防支援事業所」として、本市の指定を受けて実施しているところですが、地域包括支援センターが自ら実施できない場合は、介護保険法上、その一部を指定居宅介護支援事業所へ委託できるようになっています。

介護予防支援業務の一部を委託する際には、公正中立性を確保するため、地域包括支援センター運営協議会の承認を得なければならないことから、今年度新たに「介護予防支援従事者研修」を受講した介護支援専門員が所属する12箇所の指定居宅介護支援事業所を、委託可能な事業所としてよいか、追加承認を求めるものです。

- ※ 未受講事業所は、地域包括支援センターから介護予防支援業務を委託できる指定居宅介護支援事業所になることはできない。
- ※ 委託承認事業所においても、平成18年4月以降に指定居宅介護支援事業者が介護保険法に基づく「業務改善命令等」を受けた場合には、公正・中立性に問題があると判断されるため、地域包括支援センター運営協議会の審議を経て、取り消しすることができることとする。

【参考】

○ 介護保険法第八十三条の二(勧告、命令等)

市町村長は、指定居宅介護支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

- 一 当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について第八十一条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合 当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。
- 二 第八十一条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をしていない場合 当該指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業運営をすること。

○ 介護保険法第八十三条の二第三項

市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

追加承認予定事業所一覧

番号	区	事業所番号	事業所名	事業所住所
1	西区	1176518486	ケアプランあかり 西大宮	さいたま市西区西大宮 1 丁目 55 番地 4
2	西区	1176518650	ケアプランサービス 茉莉花馬宮	さいたま市西区大字二ツ宮 280 番地 34
3	北区	1176518452	大宮居宅介護支援事業所	さいたま市北区植竹町 1 丁目 755 番地 2 TKビル 2 階
4	大宮区	1176517264	ケアプラン敬	さいたま市大宮区大成町 1 丁目 457 番地 3
5	見沼区	1176518254	ケアプラン かりん	さいたま市見沼区東大宮 1 丁目 10 番地 3
6	見沼区	1176518056	かいごのあも	さいたま市見沼区大和田町 2 丁目 841 番地 1
7	中央区	1176505137	東電さわやかケアさくら	さいたま市中央区新中里 1-5-37 サンハッピー101号
8	中央区	1176518262	ケアマネージャー事務所ひまわり	さいたま市中央区本町東 3 丁目 3 番 15 号 B203 号
9	桜区	1176517256	すずみな中浦和	さいたま市桜区西堀 3 丁目 5 番 26 号 プラントール 106 号
10	浦和区	1176518239	ケアプランひまわり	さいたま市浦和区瀬ヶ崎 2 丁目 16 番 9 号 笹屋マンション 202 号
11	南区	1176515904	ケア 2 1 浦和	さいたま市南区南浦和 3-35-22 ヴィラ明和 103 号室
12	南区	1176517371	居宅支援事業所あおぞら西浦和	さいたま市南区松本 1 丁目 16 番 5 号

空白のページ

令和 2 年度 第 2 回
さいたま市区地域包括支援センター
連絡会について

令和2年度 第2回 西区地域包括支援センター連絡会
報告書

開催日時	令和2年11月16日（水）～令和2年11月27日（金）	
開催場所	*新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面のやり取りによる会議を行った。	
出席者 (敬称略)	委員（全13名）：出席13名	
	西区自治会連合会治会	木下 國臣<副委員長>
	西区民生委員・児童委員協議会 兼 西区南部圏域地域支援会議	久保木 央
	大宮医師会	湯澤 俊<委員長>
	大宮歯科医師会	湯澤 眞
	西区老人クラブ連合会	清宮 健夫
	地区社会福祉協議会	岡田 悟
	さいたま市老人福祉施設協議会	吉眞 功人
	西区北部圏域地域支援会議	茂木 敬子
	さいたま市介護支援専門員協会	宮本 好彦
	指扇公民館	芳賀 善久
	西区北部圏域地域包括支援センター三恵苑	最上 尚人
	西区南部圏域地域包括支援センターくるみ	長谷川 道子
	認知症の人と家族の会埼玉県支部	牛丸 尚剛
	その他：出席3名 西区北部地域包括支援センター地域支え合い推進員 石塚 利夫 西区南部地域包括支援センター地域支え合い推進員 堀江 麻衣 さいたま市社会福祉協議会西区事務所 神原 丘幸	
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度上半期地域包括支援センターの事業実績について 2 地域支え合い推進員の活動報告について 3 介護予防業務の公正・中立の評価について 4 その他 5 報告事項 	

令和2年度 第2回 西区地域包括支援センター連絡会 報告書

	<p>1 令和2年度上半期地域包括支援センターの事業実績について</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>○両包括より、令和2年度上半期の事業実績、権利擁護実績、サロン実施状況、地域支援会議実施状況、地域課題等について報告。</p> <p>三恵苑： 上半期は新型コロナウイルスの影響で、各グループ活動、会議等が中止、延期している。 総合相談業務の相談件数は、電話での相談が増加し、接触を伴う来所、訪問が減少している。 地域支援会議は、5月と9月に予定していたが、中止している。 地域支援個別会議は、8月まで中止となった。困難事例を検討する個別会議は、早急な会議が必要であった為、1度開催している。 包括が主催する地域活動と介護者サロン、ケアマネ会議も9月まで中止した。自治会等が開催するサロン活動への参加は、6月より徐々に再開している。 権利擁護に関しては、困難事例の延べ件数が増加しているが、昨年と比べ訴えの多いケースや頻回な見守りが必要なケースがあったためと思われる。 課題としては、認知症カフェや百歳体操を行なう場として高齢者施設のスペースを借りていたところもあり、感染予防のため利用できなくなっていることがあげられる。</p> <p>くるみ： 上半期は新型コロナウイルスの影響で、各グループ活動、会議等が中止、延期している。 総合相談業務はコロナの影響で、来所および訪問の相談件数が減ったことで総数も少なくなっている。 介護者サロンについては9月に二ツ宮地区で行った。地域の防災講習会と併せて行い、要援護者や要介護者の避難行動やマイタイムラインを用いた避難準備について話し合った。 オレンジカフェ（認知症カフェ）は、8月から再開すること検討したが、感染予防上、見合わせる事となった。 地域支援会議は、8月に参加地域と人数を制限して第1回を開催した。 今年度の事業計画やコロナ禍での地域の状況について情報共有している。 介護予防のための地域支援個別会議は、9月から再開している。事例では、肺がん手術後で脳梗塞後遺症もある60歳未満の方の就労に向けたリハビリ支援について検討した。 援助困難ケースに対する地域支援個別会議は、7月に1件開催した。元暴力団員の利用者がサービスに入っていた介護ヘルパーに嫌がらせ行為をして逮捕され釈放後にサービス利用を再開するにあたり、どのようにサービス事業者の安全を確保するかを協議している。 権利擁護実績については高齢者虐待と困難事例の支援件数（延べ件数）の、増加が著明になった。 それぞれ具体例に挙げたケースでの支援だが、高齢者虐待事例では「認知症」の親と同居する無職の子ども「8050問題」で、関わり方や事実確認の難しさがあるため、行政やケアマネジャー、デイサービスとも連携を密にして支援を続けているが解決には至っていない。</p>
--	--

要旨

令和2年度 第2回 西区地域包括支援センター連絡会 報告書

困難事例では、支援やサービス利用に対する本人の拒否が強く、誰が何を言っても聞く耳を持たず、挙句の果ては、運転免許証を失効し車検も切れているにも関わらず運転を続けている事などから、家族や病院、ケアマネジャー、行政、警察、弁護士らと緊密に連携して支援を続けている。

地域課題については「8050問題」が同居の中高年の子どもからの虐待事例（経済的・身体的・心理的虐待）の支援が増えていることから、コロナ禍のストレスも影響していると思われる。

認知症や精神疾患の一人暮らしの方への支援は金銭管理の問題や、飼っているペットの世話ができなくなるといった問題が増えている。

災害時の対応は昨年大型台風の避難状況を反省し、災害時の要援護者の避難支援について各地域で考えて行く必要がある。

○意見等

・成年後見制度について、判断能力が十分な人達に対する任意後見制度の活用をもっと奨めるべきだと思う（公民館講座、自治会、老人クラブ行事など利用して）。

・居宅介護支援（ケアマネジャー）事業所では、ケアプラン作成依頼新規件数が増えている印象。いわゆる「コロナフレイル」によるものが今後も増加すると思われるので、要支援・要介護者の発見、新規認定必要高齢者への支援に注力を望む。

・コロナ禍の中、支援の必要な方の把握も難しいことと思う。民生委員は訪問活動を控えているようだし、自治会も行事を中止しているし、顔の見える関係がとても少なくなっている。今後、感染拡大の中、どう掘り起こしを行っていくのであろうか。

2 地域支え合い推進員の活動報告について

○両包括の地域支え合い推進員より、上半期における活動について報告。

三恵苑：

新型コロナウイルス流行のため、ほとんどの地域活動が休止の状態となった。地域支援会議、ボランティアの運営するサロン活動、介護者サロン、オレンジカフェも中止となり、百歳体操自主グループの立ち上げも延期になった。また、指扇地区社協地域交流部の世代間交流事業、地域行事の参加協力もことごとく中止となった。高齢者からは、運動不足、社会参加不足を嘆く声がたびたび聞かれた。

6月から公民館での活動が再開され、百歳体操自主グループの活動が始まった。感染防止に関する情報について、情報提供や連絡調整等に努めてきた。マスクを着用しての活動、消毒、換気、ソーシャルディスタンス、健康チェック等々今まで以上に留意することがあるが、参加者は、仲間に出会えることに喜びを感じながら、活動を楽しんでいた。今後とも様々な活動に寄り添い、有益な情報提供に努め、励ましていきたいと考えている。

埼玉県社協のコーディネーター連絡会がリモート（ズーム）で開催され、参加した。コロナ禍で実施する地域活動の工夫や苦勞につき情報共有ができ、とても参考になった。

令和2年度 第2回 西区地域包括支援センター連絡会 報告書

くろみ：

コロナ禍における活動支援については、4～5月は地域活動が全面中止となり、地域の方々との接点がほとんどなかった。緊急事態宣言が解除された6月からは、地域活動の代表者と、活動再開に向けた感染予防対策についての話し合いを始めて、現在は地域サロン2グループ、百歳体操サークル11グループが活動再開できている。再開後も、コロナ感染予防対策をとりながら活動できるよう支援している。

地域支え合い連絡会については自粛生活が続くなか、佐知川下地区で心配な人が複数見受けられるといった声があがり、自治会・老人会・民生委員とで連絡会を開催して支援について検討した。

また、新任の民生委員が多いプラザ地区や、困難事例への支援が続いた島根地区では、民生委員と地域の情報共有や見守りについて話し合いをしている。

地域課題に対する取り組みについてはコロナ禍で地域活動が休止している期間、センター内で各地域の特性・社会資源などの情報をまとめて「地域診断」を行い、地域の課題について考えた。その中で、地域性や自治会、民生委員の顔が見えてこない地区もあった。今後、そのような地区に対して、話し合いの場を持つたり地域活動に参加したりするなどして顔の見える関係を築き、地域課題の発見や解決に向けた取り組みを進めていきたいと思う。

○意見等

・自治会、老人クラブの恒例行事もほとんど開催できない状況の中で、小規模であっても繋がっていることは素晴らしいと思う。地域活動の開催回数や参加者数を競うのではなく、各々の地区に合うやり方でよいと思う。

・ご報告の中にある通り、地域活動の代表者等との接点を通じ、有益な情報提供を継続して頂きたいと願う。

・自粛生活の中、心身共に健康を保てる方策を、どのように伝え広めていったら良いのだろうか。

令和2年度 第2回 西区地域包括支援センター連絡会
報告書

<p>3 介護予防業務の公正・中立の評価について</p>
<p>○事務局より、包括が作成するケアプランに特定の事業所にサービス提供が偏っていないか報告。</p>
<p>事務局： 両包括とも、介護予防訪問介護、介護予防通所介護ともに占有率が50%以下なので課題なし。</p>
<p>くるみ： 訪問介護の利用が1つの事業所に集中してしまった要因として、要支援の方のサービスに入れる事業所が減少している状況がある。圏域内にヘルパーステーションが少なく、圏域外や他区の事業所も西区南部圏域までは遠くてサービス提供が難しいと言われ、特に荒川を超えた右岸地区へサービス提供できる事業所は限られている。 要支援の方を受けてくれる事業所でも、利用者が希望する曜日や時間の調整がつかないことが多いことから、ヘルパーの数が多く圏域内でサービス調整がしやすい事業所に集中する結果になった。</p>
<p>○意見等 ・北部南部とも規定をクリアーしている。 ・南圏域のサービス事業所は不足しているのか。その場合は増やす予定はないのか。</p>
<p>4 その他</p>
<p>特になし</p>
<p>5 報告事項 令和2年度第1回さいたま市地域包括支援センター運営協議会について</p>
<p>事務局から報告</p>
<p>○意見等 ・書類の作成などの、必要最小限の簡略化を考えてみたらどうか。</p>

令和2年度 第2回 北区地域包括支援センター連絡会
報告書

開催日時	令和2年11月26日(木) 10:00~11:00	
開催場所	北区役所2階B会議室	
出席者 (敬称略)	委員(全13名):出席12名	
	さいたま市歯科医師会	大木 忠明
	さいたま市シルバー人材センター	佐藤 まゆみ
	さいたま市北区民生委員児童委員協議会	島田 壽子
	さいたま市北区宮原地区社会福祉協議会	嶋村 茂 <副委員長>
	さいたま市北区自治会連合会	嶋村 豊
	さいたま市老人福祉施設協議会	高橋 一広
	さいたま市介護支援専門員協会	中村 圭佑
	認知症の人と家族の会埼玉県支部	藤高 祥子
	大宮医師会	松本 雅彦 <委員長>
	北区北部圏域地域包括支援センター緑水苑	荒瀬 裕一
	北区東部圏域地域包括支援センター諏訪の苑	永松 幸子
	北区西部圏域地域包括支援センターゆめの園	藤川 裕史
事務局	その他:出席3名	
	北区北部圏域地域支え合い推進員	山本 能理子
	北区東部圏域地域支え合い推進員	駒崎 恵美子
	北区西部圏域地域支え合い推進員	渡邊 真一
事務局	6名 健康福祉部 部長 金子 勉 高齢介護課 課長 横田 陽子 介護保険係 課長補佐 増田 雄一、主任 中杉 晃子 高齢福祉係 係長 大和地 潤 包括・在支総合支援センター 黒田 麻衣	
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度第1回さいたま市地域包括支援センター運営協議会の報告について 2 令和2年度上半期活動状況報告について 3 権利擁護事業実績について 4 介護予防業務の公正・中立の評価について 5 令和2年度年間重点目標の上半期取組状況について 	

令和2年度 第2回 北区地域包括支援センター連絡会
報告書

要旨	<p>1 令和2年度第1回さいたま市地域包括支援センター運営協議会の報告について</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>令和2年度第1回地域包括支援センター運営協議会の議題及び報告事項について概要を報告。 報告事項の「(3) 一般介護予防事業について」において報告された、高齢者を対象とした大規模調査「JAGES」は介護予防評価事業として実施したものであり、これまで区連絡会での説明の機会がなかったため、データ例などを用いて概要を紹介。</p> <p>意見等特になし</p>
	<p>2 令和2年度上半期活動状況報告について</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>過去5年度分同時期の月次報告書の数値をまとめ、各数値の傾向について報告。 令和元年度及び令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のために縮小・中止している事業があり、各数値にその影響が出ていることを説明。</p> <p>意見等 ・訪問・連絡回数について、令和元年度が少なく令和2年度に増加に転じているが、コロナ禍であることを考えると逆になるのではないかとの質問がありました。令和元年度の減少は見守り対象者を洗い直した結果であること、令和2年度の増加についてはコロナ禍で地域活動が中止になった状況であり、相談があったにも関わらず支援に結び付いていない方を抽出して電話連絡を行ったためであるとの説明が、該当の地域包括支援センターからありました。</p>
	<p>3 権利擁護事業実績について</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>各地域包括支援センターから権利擁護事業実績の件数及び事例について報告。 緑水苑からは消費者被害、諏訪の苑からは成年後見制度、ゆめの園からは高齢者虐待について、報告がありました。</p> <p>意見等特になし</p>

令和2年度 第2回 北区地域包括支援センター連絡会
報告書

4 介護予防業務の公正・中立の評価について

地域包括支援センターにおける介護予防業務の公正・中立の評価について、特定の事業者が提供するサービスに偏りが無いかを評価。

令和2年7月分の調査において、各地域包括支援センターとも「課題有り」とされる占有率50%を大きく下回っており問題ないことを報告。

意見等特になし

5 令和2年度年間重点目標の上半期取組状況について

各地域包括支援センターから、年間重点取組事項について上半期の取組状況を報告。

緑水苑

- ①地域のケアマネジャーを対象にした勉強会の実施とケースについての相談ができるツールの構築については、ウェブ会議のアプリケーションであるズームを利用したケアマネジャーの連絡会を2回開催することができた。今後も実施していく。
- ②圏域内各所に体操・運動クラブを発足させる取組については、ラジオ体操クラブを10月から公園で実施している。

諏訪の苑

- ①新しい活動の立ち上げ及び立ち上げから2年目以降の地域活動を、参加者が主体となって運営できるようにしていくこと、活動の担い手となる人材の発掘、育成については、コロナ禍により達成できたものとできなかったものがあった。出前講座やセミナー等地域力を上げるための活動は実施できていないが、人材育成、ボランティア活動のための情報収集、ボランティア交流のステーションの立ち上げについては達成できた。マスクの手作りボランティア「チームお針子」が結成され、地域の連携は強まったと感じている。地域活動も9月から様子を見ながら再開している状況。
- ②自立支援、介護予防のためのケアマネジメント力の向上については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ケアマネ勉強会の開催等を予定していたがまだ実施できていない。

ゆめの園

- ①活動が少ない地域に通いの場を作る取組について、介護予防チャレンジ教室の企画を練り直し、フレイル予防・改善講座として10月から開催している。新たな百歳体操団体の立ち上げについては、コロナ収束まで一旦白紙となった。
- ②認知症になっても住み慣れた地域で生活を続けられるように地域でサポートする体制をつくる取組は、上半期は民生児童委員への認知症講座を開催し理解を深めていただくなどの準備を重ね、10月に日進地区で初の認知症高齢者あんしん声掛け訓練を実施することができた。

令和2年度 第2回 北区地域包括支援センター連絡会
報告書

意見等

- ・新型コロナウイルス感染症の流行以前は受け身的に参加していた方が多かったが、再開後は主体性が出てきたような気がします。
- ・ズームを使った会議は増えてきているのかとの質問があり、ケアマネの研修などでも使う機会が増えているので、事業所にも導入についてアナウンスしているところであると地域包括支援センターから回答がありました。
- ・感染に対する注意は絶対に必要だが、恐れて家に籠ってばかりいても何にもならない、自粛を意識しすぎて気持ちが落ち込んでしまうので、塩梅を見ながらやっていく必要があります。
- ・事業を行う上で、人数制限や時間短縮、回数を減らすなどの工夫が必要です。
- ・施設においても閉じこもっている状況で、利用者、家族ともストレスが溜まっているが、この状況をずっと続けていていいのか、何か考えていくことがあるのではないかと一歩踏み出したところです。具体的なことが出ていなくても、検討していくことが大切だと考えます。

令和2年度 第2回 大宮区地域包括支援センター連絡会
報告書

開催日時	令和2年11月12日(木) ～ 11月26日(木)	
開催場所	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面のやり取りによる会議を行った。	
出席者 (敬称略)	委員(全13名):出席13名	
	大宮医師会	三谷 雅人 <委員長>
	さいたま市歯科医師会	岸本 康三
	三橋地区社会福祉協議会	松本 敏雄
	埼玉弁護士会	池上 雅弘
	大宮区民生委員児童委員協議会	深川 和子
	さいたま市大宮区自治会連合会	鈴木 直春
	さいたま市大宮区老人クラブ連合会	谷島 洋
	さいたま市介護支援専門員協会	新田 真由美 <副委員長>
	認知症の人と家族の会埼玉県支部	小林 正子
	シニアライフ研究会	横田 康祐
	さいたま市食生活改善推進員協議会	内田 敦子
	大宮区東部圏域地域包括支援センター	岩田 尚子
	大宮区西部圏域地域包括支援センター	橋本 和美
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度第1回さいたま市地域包括支援センター運営協議会の報告について 2 令和2年度各地域包括支援センターの上半期事業報告について 3 令和2年度各地域支え合い推進員(高齢者生活支援コーディネーター)の上半期活動報告について 4 令和2年度一般介護予防事業等の上半期事業報告について 5 その他 	

令和2年度 第2回 大宮区地域包括支援センター連絡会
報告書

要旨	<p>1 令和2年度第1回さいたま市地域包括支援センター運営協議会の報告について</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>令和2年度第1回さいたま市地域包括支援センター運営協議会の内容について報告した。</p> <p>【意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東部圏域地域包括支援センター白菊苑では令和2年10月の1人あたりのケアプラン作成件数は28.6件ですが、職員によって担当件数にバラつきがあり、多い人では40件担当しています。年々包括に求められる業務は増えているため、それに見合う委託料やパソコン貸与、ケアプラン作成ケースの上限の設定、居宅介護支援事業所へ委託ケースを受けてもらうための行政からの指導などご検討頂ければと思います。
	<p>2 令和2年度各地域包括支援センターの上半期事業報告について</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>令和2年度上半期における、事業実績月次報告書及び権利擁護事業実績について、両圏域から提出された資料により報告した。</p> <p>《東部圏域：地域包括支援センター白菊苑》</p> <ol style="list-style-type: none"> ①相談方法としては、もともと電話が一番多いが、コロナ禍ではさらに電話相談の重要性が増し、顔が見えない中での相談になることから、より丁寧な対応を今後も継続していく。 ②地域支援会議は資料送付による書面開催とし、アンケートを実施した。 ③6月までの地域活動はほぼ中止となり7月から徐々に再開されつつある。中止の間は参加予定だった住民に対する感染予防やフレイル予防の周知を行った。事業の再開後は感染対策を行いサロン等への参加や実施をした。 ④コロナ禍での介護支援専門員の活動に関する相談に対して、情報交換や情報提供を実施した。 ⑤居宅介護支援事業所委託後には、介護予防プランの確認や支援の内容に伴う相談助言等の支援を実施した。 <p>《西部圏域：地域包括支援センター春陽苑》</p> <ol style="list-style-type: none"> ①相談にはしっかりと向き合うことで、初回相談で解決につながることも多いことから、今後も相談については丁寧に対応していく。 ②地域支援会議は資料送付による書面開催とし、意見等を聴取した。 ③地域活動は4月からコロナによる影響で活動の見通しが立たない状況となり、自主活動やサロンなどが中止になった。感染症対策を講じ、介護者サロンを8月から開始した。再開した活動団体の要望等を踏まえ、講話や体操などの依頼を受けていた。 ④介護サービス計画に関する相談やサービス導入時の同行・助言等を実施した。 ⑤居宅介護支援事業所委託後には、介護予防プランの確認や支援の内容に伴う相談助言等の支援を実施した。 <p>【意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員への相談も近所トラブルが増えた。音がうるさい。ゴミの出し方など。

令和2年度 第2回 大宮区地域包括支援センター連絡会 報告書

地域活動でのストレス解消が重要。

- ・地区社協では、昨年度まで開催してきた会食サービス事業や介護者サロンについても、ボランティアグループの代表者等の意見を伺いながら判断しているが、新型コロナウイルス感染防止の視点から、実施できる状況にないと判断し、中止にしている。現時点では、コロナ感染の終息がみえない中、種々検討しているが妙案はないのが実状です。
- ・全ての活動が中止し地域の様子があかまなくなりました。資料を配布しても内容が把握されていない。今後サロンや会食が開かれるのか心配している。
- ・三橋地区として、一人暮らしの方、全員を対象として、粗品を用意して年内に民生、児童委員の協力をいただき、個別訪問し生活の実態の掌握に努めていくことにしました。
- ・見守りに本人の同意が得られない件数が多くなっている。一歩も前へ進めない状態で見守っていくしか方法が無いのか？
- ・一人の民生委員が持っている件数がケアマネへ上がっていくと膨大な数になり今後マネジメント業務が心配。
- ・コロナ禍で地域活動における見守りが難しい中で、民生委員さんからの相談やその後の協力などとても助かっています。
- ・コロナ禍で、他者との接触がないような運動メニューを考える必要があるなど、地域運動支援員さんも活動に苦勞されているようでした。活動の工夫についての情報提供など、行政と包括も一緒に協力していけたらと思います。

3 令和2年度各地域支え合い推進員（高齢者生活支援コーディネーター）の上半期活動報告について

両圏域から提出された地域支え合い推進員の活動報告により、社会資源の把握、地域の集いの場の拡充に対する支援、地域支え合い連絡会（協議体）の開催等について報告した。

《東部圏域：地域包括支援センター白菊苑》

- ①サロン等の地域活動がコロナ禍で中止となったため、電話等で情報収集を行い、現状の把握に努めるとともに、学校や企業との関係の維持・構築に努めた。
- ②いきいき百歳体操自主グループやサポーターへの手紙を送付、活動時の感染症対策等の説明・啓発を実施した。
- ③地域支え合い連絡会（協議体）でコンビニが閉店した地域の買い物支援について話し合い、買い物支援活動を試行した。また、地域の担い手養成研修（たまねっこ養成講座）の卒業生グループとの定例会を書面開催にて実施した。

《西部圏域：地域包括支援センター春陽苑》

- ①サロン等の地域活動がコロナ禍で中止となったため、電話により状況の把握を行い、チラシ等の配布による情報提供を実施。また、介護予防の資料を配布し啓発に努めた。
- ②いきいき百歳体操自主グループやサポーターへの手紙を送付、活動時の感染症対策等の注意喚起等を実施した。
- ③各地域の実情に合わせて、地域支え合い連絡会（協議体）を開催（桜木）及び開催に向けた準備（三橋）を進めた。また、地域の担い手養成研修（たまねっこ養成講座）の卒業生グループとの定例会を書面開催にて実施した。

令和2年度 第2回 大宮区地域包括支援センター連絡会
報告書

	<p>【意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者買い物支援活動に関心を持ちました。実際にどういふことをしたのか教えてください。 ・今年度は地域活動の開催が難しかったり、すでに中止となっているところが多い。今後再開する際には、様々な地区の状況や包括で把握している情報の共有をしていき、安心して再開できるように地域と連携していきたい。コロナ禍で地域活動の開催が大変かと思いますが、地域の高齢者にとっては、生きがい・介護予防・健康づくりにつながっているため、一緒に考えていけたらと思います。
	<p>4 令和2年度一般介護予防事業等の上半期事業報告について</p> <hr/> <p>令和2年度一般介護予防事業等上半期事業報告により、新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期・中止した事業、感染対策を講じて実施した事業等について報告した。</p> <p>【意見等】 特になし</p>
	<p>5 その他</p> <hr/> <p>【意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人的な意見ですが、私の地域では75歳以上が約350人、4人の民生委員が担当していますが、見守る件数が増えて心配です。サロンや会食、体操などが開始されたらますます大変かなと思っています。 ・地域支援会議や連絡会等では今後オンライン会議を検討してはどうか。全員オンライン参加しなくても、一部は少人数で会議室に集まり、残りは個々にオンラインという方法もある。課題はあると思うが、今後そういう方向にはいくと思うので、検討してはどうでしょうか。 ・コロナウイルス感染症対策はどのようにされているのでしょうか。相談先はあるのでしょうか。高齢者支援・介護を担当される現場の職員の方々が不安にならないよう、対応されることを希望いたします。 ・高齢者が増え、コロナ禍の中尽力いただき大変なことと思います。メディアなどを通じ介護予防のいきいき百歳体操など発信できたらいいと、先日の地域支援会議でも小さな声がありました。 ・高齢者生活のお困り事の解決を果たす仕事をする地域包括支援センターの連絡員の重みを感じながら、資料を読ませていただき勉強になりました。 ・6年余り活動している、大平ロコモ体操会を高く評価しています。日曜日を除く毎日、朝6時10分頃からロコモ体操を行い、同6時30分からラジオ体操を実施しており、参加者は、三橋、大成、桜木地区から70名～80名で健康づくりのため活動しています。関係者のお力添えで大平公園がきれいになっています。地元として感謝しています。

令和2年度 第2回 見沼区地域包括支援センター連絡会
報告書

開催日時	令和2年11月26日(木) 14:00~15:30	
開催場所	見沼区役所 2階大会議室	
出席者 (敬称略)	委員(全14名):出席13名	
	社団法人認知症の人と家族の会 埼玉県支部	赤羽 泰子
	さいたま市老人福祉施設協議会	新井 優 <委員長>
	見沼区自治会連合会	大河戸 千鶴子
	さいたま市社会福祉協議会見沼区事務所	武田 寛孝
	大宮医師会	中村 勉
	さいたま市歯科医師会	羽鳥 孝
	さいたま市介護支援専門員協会	松橋 信和 <副委員長>
	(配食サービス ひまわり) ※9月に終了	松本 小夜子
	見沼区老人クラブ連合会	山路 孝
	見沼区北部圏域地域包括支援センター さいたまやすらぎの里	松浦 すみの
	見沼区東部圏域地域包括支援センター 敬寿園七里ホーム	久保田 あつ子
	見沼区西部圏域地域包括支援センター 大和田	田島 範子
	見沼区南部圏域地域包括支援センター 敬寿園	長崎 史恵
	その他:出席 4名	
	北部圏域地域支え合い推進員	植木 深雪
東部圏域地域支え合い推進員	藤井 麻美	
西部圏域地域支え合い推進員	波田野 直子	
南部圏域地域支え合い推進員	清水 佐和子	
事務局	5名 見沼区健康福祉部 部長 星 聡 高齢介護課 課長 浜崎 淳子、課長補佐 中山 渉 介護保険係 主査 朝倉 千晶、村田 恵	
次第	1 令和2年度第1回さいたま市地域包括支援センター運営協議会について 2 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について 3 議 事 (1) 令和2年度上半期事業報告について (2) 介護予防支援業務の公正・中立について (3) 地域支援会議からの報告について (4) 地域支え合い推進員からの活動報告について (5) その他	

令和2年度 第2回 見沼区地域包括支援センター連絡会
報告書

議事 要旨	<p>1 令和2年度第1回さいたま市地域包括支援センター運営協議会について</p> <p>事務局より運営協議会での報告事項及び協議内容を説明 (令和元年度地域包括支援センター運営報告, ケアプラン件数上限目安設定)</p> <p>意見等特になし</p>
	<p>2 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について</p> <p>事務局より策定の趣旨、方向性及びスケジュールについて説明</p> <p>意見等特になし</p>
	<p>3(1) 令和2年度上半期事業報告について</p> <p><北部圏域> ・介護者が孤立しないよう、参加者が少なくても介護者サロンは開催する方針とした。</p> <p><東部圏域> ・困難事例が急増した。関わりも長期にわたって必要。家族疎遠、要介護の親と障害者の子の世帯等多問題家族、認知症による暴力や希死念慮等の相談が目立った。</p> <p><西部圏域> ・オレンジカフェ3か所のうち、1か所は場所を変更して再開できた。介護施設を借用していた2か所は再開目途が立っていない。</p> <p><南部圏域> ・自粛生活の中で認知症が進み、介護保険申請に繋がった事例が多かった。</p> <p>事務局より一般介護予防事業令和2年度上半期事業について説明</p> <p>意見等特になし</p>
	<p>3(2) 介護予防支援業務の公正・中立について</p> <p>事務局より報告 見沼区内各圏域地域包括支援センターが作成するケアプランについて、特定の事業者が提供するサービスに偏りが無いことを確認した。</p> <p>意見等特になし</p>
	<p>3(3) 地域支援会議からの報告について</p> <p><北部圏域> ・書面形式と集合形式で2回会議を行い、コロナ禍での活動について情報交換を行った。自主グループが立ち上がってきていたが、半数は活動できていない。地域活動に参加していた高齢者が通いの場を失い、介護保険申請に至っている。</p> <p><東部圏域> ・地域支援会議は中止し書類送付のみとした。特に意見はなかった。区全体のケアマネジャー勉強会も中止となったが、代わりに圏域内でアンケートを実施、結果を共有した。</p>

令和2年度 第2回 見沼区地域包括支援センター連絡会
報告書

<p>議事 要旨</p>	<p>＜西部圏域＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月に書面開催した。ケアマネジャー勉強会が連携の取りやすさに繋がること、若年性認知症の方の行き場がない等の意見が出た。コロナ禍により集まる場所がなくなり、デイサービス利用希望者が増えている。 <p>＜南部圏域＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面形式と集合形式(4団体代表者のみ)で開催した。コロナ禍で高齢者虐待が増えているのではないかと懸念や、会食会が中止の間に行える安否確認やボランティアとの関係維持の必要性について意見が出た。地域包括支援センターの周知活動を強化した。 <p>意見等特になし</p>
	<p>3(4) 地域支え合い推進員からの活動報告について</p> <p>＜北部圏域＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言解除後、早い時期に活動再開した自主グループの取り組み方や、交流会の代わりにスマートフォン講座を開催したグループの活動を、活動インフォメーションで紹介した。 <p>＜東部圏域＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で活動休止しているグループが多かったため、誰でも参加できるグループの紹介や、活動再開の可否に悩みつつも屋外で体操を再開したグループの紹介を行った。 <p>＜西部圏域＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草刈りや電球交換等の簡単な手伝いを行うボランティアグループを紹介した。自主グループの再開支援をしているが、介護施設が借りられず公民館や自治会館に場所を変更したグループもある。再開できていないのは残り3か所。 <p>＜南部圏域＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・片柳地区では全ての活動が中止か縮小となり、市の介護予防教室も2か所で中止になった。新たな生活様式の中での介護予防事業のあり方に悩んでいる。電話や配布物での情報交換を続けているが、新規相談の方に紹介できる通いの場がない。 <p>意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で認知症やフレイルになる高齢者が増えている。自主グループ等の様々な活動について、より広く周知するよう工夫してはどうか。 ・認知症サポーターやオレンジパートナーをさらに養成し、地域活動に積極的に参加してもらうことで、支援層が厚くなると良い。
	<p>3(5) その他</p> <p>意見等特になし</p>

令和2年度 第2回 中央区地域包括支援センター連絡会
報告書

開催日時	令和2年11月17日（火）～11月25日（水）	
開催場所	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面のやり取りによる会議を行った。	
参加者 (敬称略)	委員（全13名）：出席13名	
	＜役職＞	＜氏名＞
	さいたま市与野医師会	丸木 雄一 <委員長>
	与野歯科医師会	樋口 広嗣 <副委員長>
	中央区民生委員児童委員協議会	松田 領子
	中央区老人クラブ連合会	品川 惣壽
	認知症の人と家族の会	横田 章子
	さいたま市老人福祉施設協議会	松澤 実
	さいたま市社会福祉協議会	植村 俊幸
	地区公民館（鈴谷公民館）	掛川 雅世
	中央区介護保険被保険者代表	奥田 由江
	さいたま市介護支援専門員協会	杉山 忍
	中央区北部圏域地域包括支援センター	黒川 愛
	中央区北部圏域地域包括支援センター	山崎 真裕
中央区自治会連合会	高山 征治	
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度第1回地域包括支援センター運営協議会報告について 2 令和2年度地域包括支援センター上半期運営状況について 3 個別事例から見える地域課題について 4 令和2年度上半期地域支え合い推進員活動報告について 5 令和2年度介護予防事業の実施について 6 食生活と運動でパワーアップ！健幸講座の開催について 7 令和2年度上半期認知症対策の実績報告について 8 その他 	

令和2年度 第2回 中央区地域包括支援センター連絡会
報告書

要旨	<p>1 令和2年度第1回地域包括支援センター運営協議会報告について</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p><高齢介護課> 新型コロナウイルス感染症防止の観点から、令和2年7月1日(水)～14日(火)にかけて書面開催された、令和2年度第1回地域包括支援センター運営協議会の議題及び報告事項について資料を提示</p> <p>【議題】</p> <p>(1) 令和2年度第1回さいたま市区地域包括支援センター連絡会について (2) 介護予防サービス計画(ケアプラン)の作成について</p> <p>【報告事項】</p> <p>(1) 令和2年度さいたま市地域包括支援センター運営方針について (2) 令和元年度さいたま市地域包括支援センター運営状況について等 (3) 一般介護予防事業について (4) 第8期さいたま市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について</p> <p>意見等 特になし</p>
	<p>2 令和2年度地域包括支援センター上半期運営状況について</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p><北部圏域：ナーシングヴィラ与野></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実績については、前年度と比しマイナス数値の項目が多かった。新型コロナウイルスが要因ではないかと考えられる。特に、4～7月の相談件数は少なかったものの8月、9月はその1.5倍に増加した。相談内容に関しては、「転倒～骨折による退院後の介護について」、「遠方に住む子供からの親の見守りについて」等、コロナ禍に関するものが大多数であった。 ・ネットワーク構築については、新任の民生委員との顔合わせができずにいたが、10月に事例学習や地域支援会議、心配な高齢者に関する相談対応の機会が増えたことで、徐々に連携が再開できている。下半期はケアマネジャーとの連絡会の開催を計画している。 ・事業計画については、「地域支援会議の充実」や「高齢者の主体的な社会参加への支援」を掲げていたが、コロナ禍により事業内容の見直しが必要となった。介護予防の推進と孤立する高齢者を生み出さないための地域づくりが当面の課題であり、解決に向けて関係機関と連携を深めていく必要がある。 <p><南部圏域：きりしき></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に対する緊急事態宣言以降は、相談件数が大幅に増加している。相談内容は、認知症初期集中支援チームでの対応、高齢福祉係と連携しての虐待事例への対応、8050問題に伴う成年後見制度の相談業務、家賃滞納等により生活が困窮したことで生活自立・仕事相談センターと連携し対応したケースなど、問題解決に時間を要する案件が増えている。 ・詐欺被害に関しては、浦和西警察署生活安全課と連携して個別対応や高齢者サロン等を開催した際に参加者へ注意喚起を行った。 ・コロナ禍において、地域のケアマネジャーへの支援や連携を深めるため、オンラインによるZoomを活用した非接触形式のWeb会議を開催した。

令和2年度 第2回 中央区地域包括支援センター連絡会
報告書

今後も、3密を配慮しながら、他の関係機関とのコミュニケーションを図るための1つの手段として、ZoomによるWeb会議を推進していく。

意見等 特になし

3 個別事例から見える地域課題について

<北部圏域：ナーシングヴィラ与野>

- ・バイパスを挟んで東側は新旧問わずマンションが多く、高齢化や孤立化が懸念される。見守りや支え合いにも限界があり、生活にかなり窮してから発見されることが多く、支援が後手に回ってしまう。特にマンションでは、セキュリティが厳しく、オートロックや鍵の預かりに関する問題があり、高齢者支援が行き届かないなどが課題となっている。
- ・コロナ禍で要介護状態や認知症の進行が見られる方が増加傾向にあるが、地域活動や見守りにも制限があり、手を差し伸べなければならない方を見過ごさないための仕組みづくりが必要となっている。

<南部圏域：きりしき>

- ・生活保護受給で身体機能は自立しているものの認知症があることで金銭管理が難しく被害妄想が出てきている単身高齢者に対し、行政をはじめ関係機関と連携して見守りを行いながら施設入所を検討している。
- ・心臓手術とコロナ禍をきっかけに日常生活の中で目標を失ってしまった方に対しては、興味関心シートを用いて潜在的な興味に気づきや発見を見つけ出してもらい新たな活動へのステージに繋げている。
- ・メニエル病があり、食欲低下、生活不活発により廃用症候群に陥りそうな単身高齢者の方で、介護ヘルパーと一緒に食事を作ったり、人との繋がりを意識しながら、生活のリズムや活性を図るための方法をアドバイスするなど支援を続けている。

意見等 特になし

令和2年度 第2回 中央区地域包括支援センター連絡会
報告書

4 令和2年度上半期地域支え合い推進員活動報告について

<北部圏域：ナーシングヴィラ与野>

1 コロナ禍における実情と課題

・外出を控えることで、要介護状態や認知症への移行が懸念される高齢者が増えており、歯止めをかける必要がある。

2 広報活動

・高齢者や家族の生活の一助になるよう、近隣のスーパー等の営業時間一覧や介護予防体操のリーフレットを配布した。地域の方からは、必要な情報が分かりやすくまとまって掲載されているので、利用価値が高いものだとの好意的な反響を得ている。

新たにTwitterなどのSNSを開始した。地域の新しい活動等の情報発信源として、また、関係機関のスタッフとの意見交換ツールとしても活用している。

3 自主活動グループへの支援

・地域活動（体操や茶話会等）の自主グループの約4割は、活動を再開している。活動を再開するグループに対しては、運営に関する相談や活動補助を行うため、活動先への個別訪問を強化している。活動再開を躊躇するグループへの支援が課題となっており、再開に向けた課題の解決や今後の方向性などについて、団体代表者と協議を重ねている。

<南部圏域：きりしき>

1 コロナ禍における地域の実情と課題について

・コロナ禍により各種の通いの場の休止が続いていた。自主グループの参加者から、心身の低下が進んだとの理由などから要介護認定申請の代行依頼が増えている。現実的にコロナ禍による影響が出始めており、早期の対応が必要となっている。

2 広報活動について

・情報発信の重要性が増したことから、Twitterでの情報発信を強化している。フォロワー数は20件から400件を超えている。また、月の累計件数では15,000件を超える閲覧が記録されており、1度の情報発信で300件～600件の閲覧回数が記録されるなど、地域情報への関心の高さが伺える。

3 今年度新たに追加された地域活動情報について

・いきいき百歳体操の自主グループの「ヒルズシンフォニア」が4月1日より活動開始を予定していたが、コロナ禍の影響により正式な発足までには至っていない。今後も活動開始に向けて後方支援を継続していく。

4 いきいき百歳体操自主グループ支援について

・緑水苑与野で活動している「さわやか大戸」に関しては、参加者から「会場が遠い」との意見もあり、グループの代表者と開催会場の変更についての検討を重ねた結果、近隣の大戸小学校の協力をいただくことができ、令和2年3月から活動開始を予定していたが、コロナ禍により過活動開始時期の延期を余儀なくされている。今後は、団体、学校との協議を進めていき早期開催に向けて支援していく。

また、飯能信用金庫で活動している「かすみ草」については、企業側からは、会場の使用許可は出ているものの、窓が少なく換気ができない環境下であるため、北部圏域コーディネーターと協働した結果、環境が整っているトヨペットに会場借用の許可をいただくことができ、11月から場所を変えて活動を再開している。

5 通いの場への支援について

・新型コロナウイルス感染症予防策をまとめた作成物を高齢者サロンなどの通いの場で順次配布している。

令和2年度 第2回 中央区地域包括支援センター連絡会
報告書

6 今後の支援の在り方について

・アフター・ウィズコロナにおける適切な支援の在り方について、関係機関から情報収集を行い検証・検討を進めている。

7 その他報告事項について

- ・Twitterでの情報発信が県社協発行の冊子「協働スタイル」に掲載された。
- ・「オンラインを活用した情報発信」をテーマに先進的活動報告としてさいたま市地域支え合い推進員連絡会で活動報告を行った。
- ・地域資源の見える化を進めるため、地域資源情報をまとめたアプリ(与野支え合いマップ)を作成し、情報の一元化を図っている。
- ・協議体の一環として、自治会長や民生委員を対象とした、コロナ禍の「高齢者支援と情報伝達」をテーマとしてアンケート調査を実施した。結果については、下半期の活動の中で調査内容を分析し、今後の地域活動に生かしていきたい。

意見等

(黒川委員)

南部圏域の地域支え合い推進員が、地域の関係者に対して、コロナ禍の「高齢者支援と情報伝達」をテーマとしてアンケートを実施している。これは社会情勢に合わせた素晴らしい取り組みである。

【区などの対応】

区高齢介護課、北部及び南部圏域の地域包括支援センターが南部圏域で実施したアンケートの分析結果について情報を共有し、これからの高齢者へのニーズ対応や地域の中で顔の見える関係づくりの基礎資料として活用していく。

5 令和2年度介護予防事業の実施について

<高齢介護課>

1 すこやか運動教室などの開催状況について

・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、市主催教室、自主活動教室、地域運動支援員の派遣事業のすべてにおいて、年度当初の4月から8月の開催を見合わせることにし、参加者の募集を中止した。9月からの再開に向けて、運動教室に関わる皆さんが、安心して活動できる環境を整備するため、体調チェック表、非接触型体温計、手指消毒液の導入や、感染症予防に関する注意すべき留意事項を一覧表にまとめ、運動指導者や参加者などの関係者へ配布した。

9月再開以降の運動教室に参加された方からは、「コロナ禍で外出の機会が減ってしまい、心身の衰えに対する不安を抱えているため、運動教室の再開を心待ちにしていた。」「運動教室がはじまり、元の生活のリズムを取り戻すことができた。」などの声をいただいております。運動教室の開催を楽しみ日常生活を送られている方がたくさんいる。

2 一般介護予防事業の開催状況について

・ますます元気教室は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から第1コースの開催を中止とし、9月以降の第2コースから順次開催している。特に、上峰地区においては、開催会場となる公民館が無く参加を希望していても自宅から開催会場まで距離があるなど、地理的要因から参加を断念してきた方が多い。そこで、今年度から上峰コミュニティホールを会場として、ますます元気教室を新たに開催した。

令和2年度 第2回 中央区地域包括支援センター連絡会
報告書

	<p>・子供たちとの世代間交流も重要になってきている。今年度は、上落合小学校の協力のもと、学校教室を利用して、ますます元気教室を開催している。子供たちと一緒に体動かすことで、参加した高齢者の心の健康にも繋がられるのではないかと期待が高まっている。</p> <p>意見等 特になし</p>
	<p>6 食生活と運動でパワーアップ！健幸講座の開催について</p> <hr/> <p><高齢介護課></p> <p>1 過去の実績</p> <p>・平成30年度については、平成30年12月13日（木）に与野本町コミュニティセンター多目的ルーム（大）において、フレイル対策として、高齢期の栄養についての講演及び介護予防に効果的な運動の体験、体組成計による測定等を実施した。参加者は53名で、満足度調査の結果98.0%の方から大変満足又は満足の評価を得た。</p> <p>・令和元年度については、令和元年12月5日（木）に中央区役所3階大会議室において、フレイル対策として、高齢期の口腔についての講演及び介護予防に効果的な運動の体験、体組成計による測定等を実施した。参加者は44名で、満足度調査の結果97.3%の方から大変満足又は満足の評価を得た。</p> <p>2 令和2年度の開催予定概要</p> <p>・令和2年度については、令和2年12月10日（木）に与野本町コミュニティセンター多目的ルーム（大）において、フレイル対策として、高齢期の口腔についての講演及び介護予防に効果的な運動の体験、体組成計による測定等を実施する予定である。講座の定員は60名としている。</p> <p>意見等 特になし</p>
	<p>7 令和2年度上半期認知症対策の実績報告について</p> <hr/> <p><高齢介護課></p> <p>1 認知症サポーター養成講座（以下、講座）</p> <p>・平成30年度の実績は、19件の講座の開催があり、833人の受講があった。令和元年度の実績は、17件の講座の開催があり、579人の受講があった。</p> <p>・令和2年度上半期、9月30日までで6件の講座の開催があり、117人の受講があった。令和元年度上半期と比較すると、開催件数が3件の増加、受講者数が64人の増加となった。昨年度は講座の開催が下半期に集中していたため、上半期は比較して増加となった。受講団体はコロナ禍の状況とはいえ民間企業1社のみだったため、今後は講座開催を、老人クラブ等を含めた新たな団体にも受講してもらえるよう周知していく。講座の開催には教材及びオレンジリングの準備並びに講師の調整で区役所を通す必要があるため、認知症疾患医療センターによる講座（今年度は開催予定なし）を除けば、中央区内の開催件数はこれで全てである。他9区も同様に各区高齢介護課が全件数を把握している。</p> <p>参考までに、令和2年度全体では11月9日現在、9件の講座の開催で164人の受講があった。</p>

令和2年度 第2回 中央区地域包括支援センター連絡会
報告書

・中央区役所職員向け講座は、11月17日(火)に今年度1回目の開催を予定している。職員向け講座の開催規模は、未受講者の減少及び新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、約10人としている。

2 認知症初期集中支援チーム

・令和2年度上半期の実績は、ナーシングヴィラ与野がチーム拠点への情報提供件数・初回訪問件数・訪問回数(初回訪問以外)・チーム員会議出席回数の全てで0件だった。きりしきがチーム拠点への情報提供件数6件・初回訪問件数3件・訪問回数(初回訪問以外)13件・チーム員会議出席回数7件で、合計29件だった。

・対象実人数としては、ナーシングヴィラ与野が0人、きりしきが令和元年度からの継続案件で1人、令和2年度からの新規案件で3人なので、合計で4人となる。

意見等

(黒川委員)

受講団体の今後について、2点目9行目から「老人クラブ等を含めた」とあるが、背景や根拠はどういったものになるのか。

【区などの対応】

過去の認知症サポーター養成講座の開催実績に老人クラブ等が入っているため、認知症に興味を持っている方が多く、本講座を周知する効果が高いと考えている。

8 その他

意見等

(横田委員)

コロナ禍でひとり暮らしのお年寄りは、普段より尚一層孤独感を感じて日々を過ごす方が増えていると思います。介護にあたる皆様は、ご苦労されていると思いますが、高齢者を支える方策(フォロー)を考えていかなければならない。

【区などの対応】

特にひとり暮らしの高齢者は外出や地域との交流、社会参加の機会が少ないことで、閉じこもりや不活発から要介護のリスクが高まることが考えられます。引き続き、地域支え合い推進員と連携して、区の広報紙やホームページ、SNSなど様々な媒体を活用して、地域のサロン活動や運動教室、趣味活動のグループなどについて、地域資源の利用案内を広めていき、通いの場へ繋げる支援を進めていきます。

令和2年度 第2回 桜区地域包括支援センター連絡会
報告書

開催日時	令和2年11月17日（火）～令和2年12月4日（金）	
開催場所	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面のやり取りによる会議を行った。	
出席者 (敬称略)	委員（全12名）：出席12名	
	浦和医師会	伴 茂之 <委員長>
	さいたま市老人福祉施設協議会	深松 之雄 <副委員長>
	桜区自治会連合会	梅澤 圭司
	桜区民生・児童委員協議会	天野 政則
	桜区老人クラブ連合会	岡崎 憲次
	大久保地区社会福祉協議会	鮎島 康之
	土合地区社会福祉協議会	長谷川 秀一
	浦和歯科医師会	小田 尚孝
	認知症の人と家族の会	山本 栄子
	さいたま市介護支援専門員協会	多田 功文
	桜区北部圏域地域包括支援センター 彩寿苑	金子 寿男
	桜区南部圏域地域包括支援センター ザイタック	彦坂 祐輔
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度 上半期地域包括支援センターの運営状況について 2 令和2年度 上半期一般介護予防事業の実施状況について 3 介護予防支援業務の公正・中立性の評価について 4 地域包括支援センターにおける活動報告について 	

令和2年度 第2回 桜区地域包括支援センター連絡会
報告書

要旨	<p>1 令和2年度 上半期地域包括支援センターの運営状況について</p> <p>(意見あり 1名、意見なし 9名)</p> <p>・包括の概要等</p> <p>北部圏域：総合相談件数は683件で前年上半期比1.5倍と増加、権利擁護業務は30件で前年上半期比1.1倍と微増している。</p> <p>南部圏域：総合相談件数は708件で前年上半期比0.9倍と減少しているが、権利擁護業務は670件で前年上半期比1.3倍と件数が増加している。</p> <p>・意見等</p> <p>権利擁護業務の延べ件数について彩寿苑とザイタックの数字の違いを知りたい。</p> <p>・事務局より</p> <p>彩寿苑は、相談を受けて終了の場合が多いが、ザイタックは相談を受けた後、何度か問い合わせがくるため延べ件数が多くなっているとのこと。</p>
	<p>2 令和2年度 上半期一般介護予防事業の実施状況について</p> <p>(意見あり 0名、意見なし 10名)</p> <p>・事務局より</p> <p>上半期の一般介護予防事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月から7月まで全てが中止としたため、あまり教室を開催することができなかった。</p>
	<p>3 介護予防支援業務の公正・中立性の評価について</p> <p>(意見あり 0名、意見なし 10名)</p> <p>・事務局より</p> <p>北部圏域：訪問介護の最も利用の多い事業者は15件で16.5%、通所介護は38件で22%と判定基準値内。</p> <p>南部圏域：訪問介護の最も利用の多い事業者は22件で15.8%、通所介護は37件で17.5%と判定基準値内。</p> <p>北部圏域・南部圏域ともに、訪問介護、通所介護において評価結果は判定基準値が50%以下で「課題なし」であった。</p>
	<p>4 地域包括支援センターにおける活動報告について</p> <p>(意見あり 0名、意見なし 10名)</p> <p>・包括の概要等</p> <p>北部圏域：新型コロナウイルスの影響で包括主催のオレンジカフェ、介護者サロン、出張相談は全て中止となり現在も再開が困難な状態。</p> <p>南部圏域：新型コロナウイルスの影響で予防の活動を実施することに苦戦。再開の判断が難しい状況。</p>

令和2年度 第2回 浦和区地域包括支援センター連絡会
報告書

開催日時	令和2年11月20日(金) ～ 令和2年12月3日(木)	
開催場所	*新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面のやり取りによる会議を行った。	
出席者 (敬称略)	委員(全15名)	
	浦和医師会	石井 利明 <委員長>
	浦和区地区社会福祉協議会連絡会	柿塚 一二三 <副委員長>
	浦和区老人クラブ連合会	高桑 稔
	浦和区自治会連合会	藤枝 陽子
	認知症の人と家族の会	坂口 公子
	浦和歯科医師会	宮川 剛
	さいたま市老人福祉施設協議会	岡本 克則
	さいたま市介護支援専門員協会	谷内田 純一
	浦和区民生委員児童委員協議会	渡邊 廣次
	領家介護を考える会	野辺 由郎
	埼玉青年司法書士協議会	廣瀬 隆
	浦和区北部圏域地域包括支援センター かさい医院	小林 誠
	浦和区東部圏域地域包括支援センター スマイルハウス浦和	矢作 勇一
	浦和区中部圏域地域包括支援センター ジェイコー埼玉	鈴木 まり
浦和区南部圏域地域包括支援センター 尚和園	桑原 徹	
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度第1回さいたま市地域包括支援センター運営協議会の報告について 2 地域包括支援センターにおける介護予防業務の公正・中立の評価について 3 令和2年度上半期地域包括支援センター活動報告について 4 令和2年度上半期一般介護予防事業について 5 その他 	

令和2年度 第2回 浦和区地域包括支援センター連絡会
報告書

要旨	<p>1 令和2年度第1回さいたま市地域包括支援センター運営協議会の報告について</p> <hr/> <p>・要旨 令和2年度第1回さいたま市地域包括支援センター運営協議会の内容について報告した。</p> <p>・意見等 地域包括支援センターの過大なケアプラン作成は業務全体を増大させ、他の業務を圧迫するという点について、地域包括支援センターが地域の居宅介護支援事業所に引き継ぐ（業務委託する）のが望ましい。地域の居宅介護支援事業所のケアマネジャーからの声で多いのは「地域包括支援センターにより書類の提出方法にばら付きがある」ことであり、書類の提出方法を統一することで居宅介護支援事業所も業務委託を受けやすくなる。</p>
	<p>2 地域包括支援センターにおける介護予防業務の公正・中立の評価について</p> <hr/> <p>・要旨 地域包括支援センターにおける介護予防業務の公正・中立の評価について、令和2年7月分の調査において、各包括とも判定基準としての占有率が50%以下であるため、「課題なし」と判定していることを報告した。</p> <p>・意見等 特になし。</p>

令和2年度 第2回 浦和区地域包括支援センター連絡会
報告書

	<p>3 令和2年度上半期地域包括支援センター活動報告について</p> <hr/> <p>・要旨 令和2年度上半期の地域包括支援センターの活動及び地域支え合い推進員の活動について報告した。</p> <p>・意見等 介護者サロンの開催中止が新型コロナウイルスの影響で多い。地域のデイサービスの取り組みで「自宅での運動」を実施しており、タブレットで動画が視聴できる状態で利用者宅の玄関先で渡し、参加後回収する方法をとっている例もある。タブレット等の操作が苦手な方は多いと思うが、参加できる方を対象にリモートで教室を開くなど、できることから始めてほしい。</p> <p>新型コロナウイルスの影響で集まることが難しいとは思いますが、介護者サロンが長期間開催できないことは本当に残念だと思う。新型コロナウイルスに加えて介護している方々の孤独感は大きいものがある。中止とする前に何か工夫して開催ができないか考えてほしい。</p>
	<p>4 令和2年度上半期一般介護予防事業について</p> <hr/> <p>・要旨 令和2年度上半期の一般介護予防事業の実施結果について報告した。</p> <p>・意見等 特になし。</p>
	<p>5 その他</p> <hr/> <p>・意見等 地域包括支援センターの業務が多く、今後も増加することが想定されるため、合理的な見地から業務の分担を見直すことも必要ではないかと思う。</p> <p>本来の業務が忙しい中、報告・説明のための資料はできるだけ簡潔にしてほしい。</p>

令和2年度 第2回 南区地域包括支援センター連絡会
報告書

開催日時	令和2年11月5日（木） 14:00～15:30	
開催場所	サウスピア8階第7・8集会室	
出席者 (敬称略)	委員（全13名）：出席11名	
	浦和医師会	北濱 博之<委員長>
	さいたま市歯科医師会	角田 丈治
	さいたま市老人福祉施設協議会	萩原 淳子
	さいたま市介護支援専門員協会	保坂 由枝<副委員長>
	南区民生委員児童委員協議会	野口 良輝
	南区自治会連合会	石川 憲次
	認知症の人と家族の会埼玉県支部	花俣 ふみ代
	さいたま市老人クラブ連合会	宮崎 三津子
	南区東部地域包括支援センター社協みなみ	鈴木 憲一
	南区中部地域包括支援センターハートランド浦和	曾原 麻紀子
	南区西部地域包括支援センターけやきホームズ	松本 明子
	その他：出席0名	
事務局	6名 高齢介護課 参事兼課長 山口 明美 課長補佐兼高齢福祉係長 佐藤 真人 課長補佐兼介護保険係長 矢田部 幸二 介護保険係 主査 矢島 大道 介護保険係 保健師 小野 聡一郎 包括・在支総合支援センター 主事 黒田 麻衣	
次第	1 令和2年度第1回地域包括支援センター運営協議会報告 2 令和2年度上半期事業報告 3 介護予防支援業務の公正・中立性の評価 4 令和2年度上半期地域支援会議の報告 5 高齢者生活支援体制整備事業について	

令和2年度 第2回 南区地域包括支援センター連絡会
報告書

要旨	<p>1 令和2年度第1回地域包括支援センター運営協議会報告</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>・意見等なし</p>
	<p>2 令和2年度上半期事業報告</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>・包括の概要等</p> <p>東部圏域： 総合相談支援業務については、電話、来所、訪問のすべてにおいて増加しており、過去5年間減少したことはない。</p> <p>包括的・継続的ケアマネジメントについては、ケアプラン作成指導等の件数が増加している。ケアマネが困難に感じるようなケースが増えており、包括事務所にケアマネが来所しカンファレンスを実施するような対応をとったところ、付随する事務連絡等も増えた。</p> <p>関係機関との連携については、医師会の在宅医療センターに相談する場合などがあるが、退院後に何らかの介護支援が必要なケースが増加している。</p> <p>権利擁護業務については、虐待が前年度の約3倍になっているが、新型コロナウイルスによる外出自粛で、ストレスが増大したことが要因の一つと思われる。</p> <p>中部圏域： 総合相談業務については、相談対象者にかかりつけ医がなく、受診に時間がかかるケース、本人や家族に精神疾患や知的障害等があるケース、家族関係が悪く支援の方向性の話し合いがうまく進まないケース、経済的に困窮しているケースなど、継続的な関わりと支援の必要な相談が増えている。</p> <p>包括的継続的ケアマネジメントについては、継続的に相談と関わりが必要になる困難事例について、介護支援専門員と一緒に対応していることなどにより、指導回数が増えている。</p> <p>関係機関との連携では、退院後の生活状況が心配なのでフォローして欲しいという内容の相談や、病院から介護保険の申請代行を求められる事例が増えている。</p> <p>西部圏域： 総合相談業務については、「新型コロナウイルスの感染が心配でほとんどの時間を自宅で過ごしていたら、認知症状が急に悪化してしまった。」「歩行状態が著しく悪くなってしまい、どうしたらいいか。」という相談内容が増えている。</p> <p>介護予防ケアマネジメント業務については、これまでケアプラン数は増加傾向だったが、今年度は初めて件数が減少した。新型コロナウイルス感染予防のため、サービスの利用を中断するなどのケースがあり、件数が減っている。本来は、介護予防サービスが必要な方なので、サービス利用を中断している間でも自宅でできる体操の情報を提供したり、地域で再開した体操教室などを案内したりと、その後もサポートしている。</p>

令和2年度 第2回 南区地域包括支援センター連絡会
報告書

3 介護予防支援業務の公正・中立性の評価

- ・ 意見等なし

4 令和2年度上半期地域支援会議の報告

- ・ 地域支援会議の概要

東部圏域

開催なし

中部圏域

開催なし

西部圏域

介護予防のきっかけづくりとして、市のホームページに自身の状態をチェックできて、何に注意したら良いか判断できる「基本チェックリスト」のようなコンテンツを載せたり、チェックできる機械を役所やシニアふれあいセンターに置いたりするなど、気軽にチェックできるようにしてはどうか。

- ・ 意見等

新型コロナウイルス感染拡大防止で自粛したことにより、自分の足腰が衰えただとか、ちょっと物忘れがあるとか、認知症が悪化したり、足腰が弱ったりした方が増えて、鬱っぽくなった方も出てきている。自分の状態をチェックする場所があれば、気軽にできると思う。市のホームページに高齢者向けの専用ページがあると良い。最近の高齢者、特に団塊の世代の方はスマホも操作できるし、ホームページを見る人も増えてきている。高齢者の健康や地域包括支援センターについても、わかりやすく説明があると良い。

令和2年度 第2回 南区地域包括支援センター連絡会
報告書

5 高齢者生活支援体制整備事業について

・包括の概要等

東部圏域：緊急事態宣言中、地域活動団体に電話による活動状況等の聞き取りを行った。この結果、ほとんどの活動が中止しており、高齢者のADL低下や単身高齢者の孤立が予想されるため、連携する理学療法士と地域の現状について、情報共有と介護予防について検討を行った。

中部圏域：新型コロナウイルス禍の中ではあったが、体操教室を立ち上げたいとの要望があり、直接会って支援することは難しいため、電話等で細かく打ち合わせを行い、教室立ち上げにいたることができた。コロナ禍で一番苦労したのは、教室を開催している地域の方から、再開の時期や方法、再開時の注意点、活動場所についての相談で、地域包括支援センターの職員と地域支え合い推進員が丁寧に対応したことで、教室主催者や代表者との関係性が深まり、今後の活動のプラスになった。また、新型コロナウイルスの影響で外出できないため、教室に行けない。何をしたらいいかわからないという人が多かった。さいたま市はいきいき百歳体操を推進しているが、習ったことがない人が1人で実施するには難しい。家で行う適切な運動の情報や市として推進できるキャンペーン的なものがあれば良かった。

西部圏域：緊急事態宣言中、ラジオ体操とウォーキング以外は、ほとんどの地域活動が中止になった。緊急事態宣言解除後に活動を再開するにあたり、運営者の方達から安全にできるだろうかと不安な声が多く聞かれた。厚生労働省が出した地域活動の再開の仕方の資料を参考に、運営者と再開に向けて打ち合わせを行うなど、活動再開の支援を行った。また、できるだけ再開初日に会場に出向き、運営者の方達と一緒に感染対策がきちんと取れているか確認をした。また、新型コロナウイルス禍の中、集まらずに運動を個々で継続していくためにはどのような方法があるか聞き取りを行ったところ、動画サイトを見ながら運動したという方が1名。NHKのテレビ体操を観て運動したという方が数名おり、高齢の方にはテレビの情報の方が取り入れやすいことを把握できました。また、高齢者の半分弱の方がスマートフォンを持っているが、電話やメールの利用にとどまっている方が多く、地域の方同士の繋がりを保つためにも、高齢者の生活の中にオンライン化を取り入れることを試みたい。まずは、スマートフォンの使い方講座などを開催したいと考えている。

令和2年度 第2回 緑区地域包括支援センター連絡会
報告書

開催日時	令和2年12月3日(木) 14:30~16:00
開催場所	尾間木公民館 会議室1・2
出席者 (敬称略)	委員(全12名):出席10名
	浦和医師会 関山 達也 <副委員長>
	浦和歯科医師会 荒川 匠 <委員長>
	さいたま市老人福祉施設協議会 白寿園 高岡 美由紀
	さいたま市介護支援専門員協会 野崎 直良
	認知症の人と家族の会 駒橋 明子
	緑区民生委員・児童委員協議会 鳥海 修一
	緑区自治会連合会 石関 精三
	美園地区社会福祉協議会 笠原 信男
	さいたま市社会福祉事業団 グリーンヒルうらわ 志満 誠治
さいたま市社会福祉協議会 緑区事務所 田中 克幸	
事務局	<p>11名</p> <p>健康福祉部 部長 高島 宏 高齢介護課 参事兼課長 高木 美和 課長補佐兼介護保険係長 草間 大輔 課長補佐兼高齢福祉係長 浅野 則子 介護保険係保健師 川島 知子</p> <p>緑区北部圏域地域包括支援センター リバティハウス 管理者 吉川 恵美子 包括職員 齊藤真紀子 地域支え合い推進員 岩上 滋 特別養護老人ホームリバティハウス 施設長 金子 芳弘</p> <p>緑区南部圏域地域包括支援センター 浦和しぶや苑 管理者 大熊 美恵子 地域支え合い推進員 宮北 ゆみ子 さいたま市社会福祉協議会 在宅サービス課 包括・在支総合支援センター 主任 小野瀬 美智子</p>
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度第1回地域包括支援センター運営協議会の報告について 2 令和2年度一般介護予防事業の上半期事業報告について 3 令和2年度緑区地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性の評価について 4 令和元年度決算書および令和2年度予算書の修正について(北部圏域) 5 令和2年度上半期緑区地域包括支援センターの運営状況及び活動状況について 6 地域支援会議について 7 令和2年度上半期地域支えあい推進員の活動状況について 8 意見交換(コロナ禍の課題、委員の現況、参考事例、包括に期待する取組等)

令和2年度 第2回 緑区地域包括支援センター連絡会
報告書

	<p>1 令和2年度第1回地域包括支援センター運営協議会の報告について</p> <p>-----</p> <p>高齢介護課長（緑）から概要を説明。 ○意見等 なし</p> <p>2 令和2年度一般介護予防事業の上半期事業報告について</p> <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」）の流行により、各種介護予防教室が中止となった。 ・当初「ますます元気教室2コース目」は民間施設4会場で実施する予定だったが感染防止のため3会場が借りることができなくなった。 ・住民主体の通いの場（自主グループ）においても、100歳体操を始めとした介護予防活動が停止。緊急事態宣言解除後、代表者を集めて説明会を開催し、「新しい生活様式」を踏まえた自主グループ活動の在り方について啓発 <p>○意見等 なし</p> <p>3 令和2年度緑区地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性の評価について</p> <p>-----</p> <p>高齢介護課から評価目的や評価基準等を説明。評価結果については、各包括とも判定基準である占有率が50%以下であるため、公正・中立性が確保されていることを報告。 ○意見等 なし</p>
<p>要旨</p>	<p>4 令和元年度決算書および令和2年度予算書の修正について（リバティハウス）</p> <p>-----</p> <p>40㎡程度である執務室に対し高額な水道光熱水費が計上されている、自らの施設であるのに土地・建物賃借料が計上されているなど、報告内容に疑義が生じたため、高齢介護課からリバティハウスに修正を要請。</p> <p>（令和元年度決算書）</p> <p>①[事業費支出]（水道光熱費）2,004,839円を →[事務費支出]（水道光熱費）221,300円に修正</p> <p>②[事務費支出]（土地・建物賃借料）564,318円を →[事務費支出]（土地・建物賃借料）72,562円に修正</p> <p>（令和2年度予算書）</p> <p>①[事業費支出]（水道光熱費）2,000,000円を →[事務費支出]（水道光熱費）220,000円に修正</p> <p>②[事務費支出]（土地・建物賃借料）550,000円 →[事務費支出]（土地・建物賃借料）72,000円に修正</p> <p>○意見等</p> <p>法人の施設分の経費を含めてしまったのではないか、包括の経費のみを計上するべきでありひどいのではないか。</p> <p>【北部圏域リバティハウスからの理由説明】</p> <p>法人全体の経費を包括の収入割合で按分したものを計上してしまったためである。今後は包括の面積割合で按分し、このようなことがないようにしていく。</p> <p>※土地・建物賃借料は駐車場用敷地を借り上げているために発生している。</p>

令和2年度 第2回 緑区地域包括支援センター連絡会 報告書

要旨	<p>5 令和2年度上半期緑区地域包括支援センターの運営状況及び活動状況について</p> <p style="text-align: center;">-----</p> <p>(北部圏域リバティハウス／運営状況)</p> <p><相談件数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で相談が減った月もあったが、件数は昨年同時期と大きな差異はない。 ・4月から8月にかけて相談は減少、8月の終わりから相談は増加傾向となった。 ・相談内容は、運動できる所へ行きたいなど介護保険申請に関するものが多かった。 <p><権利擁護></p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患のある息子から親への暴力にて、担当ケアマネと包括とで対応。 ・介護保険サービスを本人・家族が拒否し繋がらないケース等に対応。 <p><サロン実施状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナにより介護者のつどい・オレンジカフェとも8月まで活動自粛。 ・9月以降、感染症対策を検討し、「オレンジカフェ大門」から再開した。 <p><地域活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナにより運動教室など地域支援事業は中止。一部の自主グループが活動を再開した際、グループの様子を見に参加した。 <p>(北部圏域リバティハウス／活動状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍であったが、医療機関との連携は行い支援に繋がった。 ・障害者支援センターむつみと同行訪問。在宅介護支援センターと見守り訪問を継続した。民生委員とも情報共有を行い、民生委員協議会の会議再開時に参加した。 ・認知症の方への支援については、10月から認知症サポーター養成講座の開催に向けて検討を行った。 ・9月にさいたま市立高等看護学院において在宅介護論などについて講義を行った。 ・今後も感染症対策を講じながら、できることを考えていく。単発での教室開催を企画するなどし、地域の高齢者に運動の機会を提供していく <p>(南部圏域浦和しぶや苑／運営状況)</p> <p><相談件数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数は昨年と変わらず。緊急事態宣言中の新規相談は少なかったが、解除されてから急激に増えた。 ・コロナで外出の機会が減ったため筋力低下が顕著となり、介護保険のデイサービスを利用したいという人が増えた。 ・テレワークで家族日中自宅にいることが多くなり、高齢者との関係が悪化したなど、コロナに関連する虐待の相談も数件あった。 <p><権利擁護実績></p> <p>困難事例では、認知症・家族の精神疾患・ダブルケアなどが重なる多問題ケースが問題として挙げられた。</p> <p><サロン実施状況></p> <p>令和2年2月から緊急事態宣言中まで、地域活動やサロンは全て中止となった。「おれんじかふえ」は会場が高齢者施設のため、借りることができなくなり、再開は未定。区役所の介護者サロンは9月より再開した。アズハイム東浦和の「おれんじかふえ」は東浦和公民館に会場を移し10月より再開した。</p>
----	---

令和2年度 第2回 緑区地域包括支援センター連絡会
報告書

	<p>(南部圏域浦和しぶや苑／活動状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点取組事項である自主グループの支援は、活動が再開できていないところも多いため、地域支え合い推進員と共に感染症対策を考えながら支援を行っていく。 小中学生や地域住民のための認知症サポーター養成講座を行う計画であったが開催できなくなった。今後は開催方法を検討していく。(10月に東浦和図書館職員向けに開催予定) <p>○意見等 なし</p>
	<p>6 地域支援会議について</p> <hr/> <p>両包括とも、地域におけるコロナの影響について事前にアンケートを行った。その結果報告を行うとともに今後の課題について話し合った。</p> <p>(北部圏域リバティハウス)</p> <p><アンケート結果及び今後の課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 外出を控える状況が続いて会話が減り、高齢者の孤独感が強くなった。 コロナ感染を恐れ、介護サービスの利用を控える人もいた。(現在は戻った) 外出する機会が減り、体力がなくなった。 <p>(南部圏域浦和しぶや苑)</p> <p><アンケート結果及び今後の課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 通いの場や運動の機会がなくなった。 デイサービスを休み続けた結果、ADLや意欲が低下した。 入院すると面会ができなくなるため、在宅介護を選択する家族もいた。 <p>○意見等 なし</p>
	<p>7 令和2年度上半期地域支えあい推進員の活動状況について</p> <hr/> <p>(北部圏域地域支え合い推進員)</p> <ul style="list-style-type: none"> コロナの影響により、自主グループの活動が制限されてしまったため挨拶ができていないグループもあるが、各グループの世話役の方と定期的に連絡をとるとともに、運動不足予防や熱中症予防の情報提供を行った。 地区社協の地域福祉コーディネーターと連携し、活動の場を広げていくことも目標としており、定期的に連絡をとりながら情報共有を図っている。 <p><今後の課題等></p> <p>活動を再開できていない自主グループへの支援及び地域課題解決に向けた協議体の開催が大きな課題となっている。</p> <p>(南部圏域地域支え合い推進員)</p> <ul style="list-style-type: none"> コロナにより地域活動がすべて中止となった。 緊急事態宣言発令中に、百歳体操の自主グループのメンバーやいきいきサポーターにむけて、感染予防対策や筋トレ方法等のチラシを作成し配布した。 6月以降、公民館が利用開始となったため、自主グループの活動再開を支援。 <p><今後の課題等></p> <ul style="list-style-type: none"> 原山、太田窪地区に通いの場がない。場所の開拓として、空き家の活用を検討。 新しい生活様式を踏まえ、前期高齢者はスマートフォンを使えるので、アプリを使って一緒に運動や会話ができるよう勉強会の開催を検討していきたい。

令和2年度 第2回 緑区地域包括支援センター連絡会
報告書

	<p>○意見等 (包括への質問) 公民館での自主活動はどのような内容か。 (回答) 百歳体操、ヨガ、手芸などである。コーラスなどは制限されている。 (包括への質問) 通いの場の確保が難しいとのことだがどのように働きかけているか。 (回答) 民生委員に情報提供してもらおうこともあるが、飛び込みで貸し出しを働きかけることが多い。</p>
	<p>8 意見交換 (コロナ禍の課題、委員の現況、参考事例、包括に期待する取組等)</p> <p>○意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナにより人間の社会的な営みが抑え込まれてしまい、事業においてもジレンマを抱える状況となっている。苦闘している様子が理解できた。 ・インフルエンザワクチンについて、65歳以上の人は市からの補助があるための供給は増えているが、受ける人も多いため新規の人は受付が難しい状況である。 ・介護施設では、利用者を守るため地域交流事業をシャットアウトせざるを得ない状況となっている。リバティハウスと共同で実施しているオレンジカフェについては何らかの形で再開できるよう検討していきたい。 ・自治会でも百歳体操を休止しており、人と会う機会が少なくなりさみしいという声が出ている。サロンや食事会も再開は難しく苦慮している。 ・民生委員もほとんど活動ができていない。訪問を拒否する人もいる。付随して、百歳体操やサロン等についても再開したいが、飲食ができない、備品の消毒等など困難な面がある。今後新しい生活様式を見据えながら再開をしていきたい。 <p>(包括に質問) コロナ禍の中で、家に閉じこもって体が弱くなって介護認定を受けたいといった相談業務は増えているか。 (包括回答) 本来は介護保険を使わなくていいように介護予防事業を勧めるわけだが、それができない状況なので外に出るために介護保険を使ってデイサービスに行くしかないというケースや、自主グループ活動などが休止した関係で筋力が弱りデイサービスを使いたいという人は増えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オレンジカフェに参加させてもらった。皆さん笑顔で待ちわびていたようだった。 ・相談件数は去年と比べて多くなっているのか、コロナの影響はあるのか、月別の相談件数とコロナ感染流行の波とは相関関係にあるのか、調べておけば統計的な分析ができるのではないか。(事務局で資料を作成予定) ・高齢者が外出しづらい状況であり、フレイルにならないよう自宅で運動ができるようになると良いが、高齢者はオンラインで動画を見たりすることは難しいので、行政の方で10分でもいいのでテレビ埼玉に体操の番組を設けられないか。また、高齢者にコロナの注意点や運動の必要性を周知するために、銀行や病院などにチラシを置かせてもらってはどうか。

令和2年度 第2回 岩槻区地域包括支援センター連絡会
報告書

開催日時	令和2年12月1日(火) 13:30~14:35	
開催場所	岩槻区役所 4階 第1会議室	
出席者 (敬称略)	委員(全15名):出席12名	
	さいたま市歯科医師会	金沢 ひより
	目白大学 地域連携・研究推進センター岩槻分室	小林 幸治
	さいたま市介護支援専門員協会	関根 克一
	さいたま市社会福祉協議会岩槻区事務所	高野 正直
	岩槻医師会	田中 洋次郎 <委員長>
	岩槻区障害者生活支援センターささぼし	長岡 明美
	岩槻区民生委員児童委員協議会	根本 淑枝
	認知症の人と家族の会	山戸 真紀子
	さいたま市岩槻区自治会連合会	若谷 富雄 <副委員長>
	岩槻区北部圏域地域包括支援センター 松鶴園	鈴木 崇之
	岩槻区中部圏域地域包括支援センター 社協岩槻	清水 由紀子
	岩槻区南部圏域地域包括支援センター 白鶴ホーム	中村 智子
	その他:出席3名	
岩槻区北部圏域地域支え合い推進員	畠山 初枝	
岩槻区中部圏域地域支え合い推進員	大内 ひとみ	
岩槻区南部圏域地域支え合い推進員	高橋 三夫	
事務局	5名 健康福祉部 部長 阿泉 克男 高齢介護課 課長 平野 浩一 介護保険係 課長補佐 渡部 光一朗 主 査 中村 有良 主 事 橋本 達矢 さいたま市社会福祉協議会 在宅サービス課 包括・在支総合支援センター 係 長 小林 裕美子	
次第	(1) 令和2年度上半期地域包括支援センター運営状況について (2) 令和2年度上半期地域包括支援センター権利擁護事業について (3) 地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性の評価について (4) 令和2年度上半期介護予防事業について (5) 令和2年度上半期介護者サロンの実施状況について (6) 各地域包括支援センター地域支援会議の報告について (7) 地域支え合い連絡会(高齢者生活支援推進会議)の報告について (8) その他	

令和2年度 第2回 岩槻区地域包括支援センター連絡会
報告書

要旨	<p>1 令和2年度上半期地域包括支援センター運営状況について</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的マネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務について、岩槻区全体の傾向と昨年度との差について説明。 ・意見等 特になし
	<p>2 令和2年度上半期地域包括支援センター権利擁護事業について</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・包括の概要等 <p>北部圏域</p> <p>高齢者虐待の事例において、姉より「娘夫婦が本人の行動を抑制し、通帳等も管理するようになり、義理息子は本人に対し、日常的に暴行を行っている可能性がある。」と相談。区高齢介護課と協議し、年金等の確保や避難先の確保を行った。その後、娘夫婦より、連れて帰るとの主張があったが、話し合いの末、現在本人は姉宅で生活し娘夫婦から通帳等の返却も受け、落ち着いている。</p> <p>中部圏域</p> <p>成年後見制度の事例において、本人から「県外より転居してきたが、書類整理や諸手続きができない。」と相談。前住所における債務整理や紛失書類の諸手続き、生活安定のための支援を行った。昨年度中に法定後見の申立における手続きを行い、今年8月に成年後見人が決定するまで書類整理等の支援を行った。現在は後方支援を行っている。</p> <p>南部圏域</p> <p>困難事例において、地域住民から民生委員を通じ、「独居で生活している本人の面倒を見ている近所の方が本人を怒鳴っている様子がある。」と相談。本人を訪問するが、自覚がないため様子を見ていたところ、生活費が盗まれる事件が発生。この事件をきっかけに本人と近所の方とのやり取りが明らかになったため、施設入所の検討をするが、本人はマインドコントロールされてしまっておりサービスにつながらなかった。ただ、現在は無事に施設入所となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等 特になし
	<p>3 地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性の評価について</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、令和2年度7月分の調査において、各包括とも判定基準をクリアし、公正・中立性が確保されていることを説明。 ・意見等 特になし

令和2年度 第2回 岩槻区地域包括支援センター連絡会
報告書

4 令和2年度上半期介護予防事業について

・事務局より各教室の上半期の状況について説明。上半期は新型コロナウイルス感染拡大予防のためすべて実施していない。10月以降は、感染症対策を講じたうえで、状況を見ながら開催を進めている。

・意見等
特になし

5 令和2年度上半期介護者サロンの実施状況について

・包括の概要等

北部圏域

新型コロナウイルス感染拡大予防のためすべて実施していない。今後の状況を見ながらではあるが、徐々に再開できるよう準備している。

中部圏域

参加者人数を調整し、感染予防ができる広さの会場で実施している。介護者サロンやまぶきは人数を制限し9月より開催している。オレンジカフェがおは広い会場に変更し9月より開催している。男性だけの介護者のつどいは参加者の提案により、場所を変更し10月より定期的に開催している。どの会場においても好意的な意見が見受けられる。

南部圏域

新型コロナウイルス感染拡大予防のためすべて実施していない。今後の状況を見ながら検討していく。

・意見等
特になし

令和2年度 第2回 岩槻区地域包括支援センター連絡会
報告書

	<p>6 各地域包括支援センター地域支援会議の報告について</p> <hr/> <p>・包括の概要等</p> <p>北部圏域 新型コロナウイルス感染流行により資料郵送にて対応。 【送付資料】 ・令和元年度事業報告／令和2年度事業計画／令和元年度業務評価 等</p> <p>中部圏域 新型コロナウイルス感染流行により資料郵送にて対応。 【送付資料】 ・令和元年度事業報告／令和2年度事業計画／令和元年度業務評価 等</p> <p>南部圏域 新型コロナウイルス感染流行により資料郵送にて対応。 【送付資料】 ・令和元年度事業報告／令和2年度事業計画／令和元年度業務評価 等</p> <p>・意見等 特になし</p>
	<p>7 地域支え合い連絡会（高齢者生活支援推進会議）の報告について</p> <hr/> <p>・包括の概要等</p> <p>北部圏域 各リーダーと電話にて連絡を行い、自宅でできる簡単な体操についての要望等に対し、資料を作成し配布した。6月より各リーダーを集めた連合協議体で公的サービス以外の地域のつながり支援を再構築できないかについて勉強会を実施している。</p> <p>中部圏域 フレイルおうちプログラムとして、目白大学協力のもと自宅でできるフレイル予防を3か月間実施した。結果報告は来年3月予定。来年2月に本町地区で行う徘徊模擬訓練のために協議体で話し合いを進めている。来年3月に3つのサロンで合同サロン会を行う予定。</p> <p>南部圏域 高齢者の方へ「運動のすすめ」の資料を作成し配布。体操、ウォーキングを推奨した。埼玉県作成の漫画「みんないつかは年をとる」を民生委員や地域に配布し、大変好評であった。日本赤十字社作成「負のスパイラルを断ち切ることが重要です」の資料を配布した。</p> <p>・意見等 特になし</p>

令和2年度 第2回 岩槻区地域包括支援センター連絡会
報告書

8 その他

新型コロナウイルス感染症の蔓延の中、「新しい生活様式」を踏まえた上で積極的に取り組んだ各包括の地域支え合い推進員の活動事例を「7 地域支え合い連絡会（高齢者生活支援推進会議）の報告」の中で報告したが、今後どのような工夫や取り組みを行えばさらに良くなるのかについて、委員より意見を伺った。

[意見等]

- ・活動の担い手になる人の「気持ち」や「つながり」を途切れさせないように、「Zoom」をうまく活用することで情報の発信や共有ができるのではないか。また、新しい生活様式の中で、意欲低下で閉じこもりがちの方に対し、安心のお届けとして、活動の参考となる資料を配布することはいいことだと思う。
- ・関係機関とはオンライン会議を導入しているが、その中で講師を呼び講演を開催できたことは非常に便利であった。
- ・社会福祉協議会のボランティア活動保険が、今年5月より改定され、ボランティア活動中に新型コロナウイルスに罹患した場合にも対象となった。入院費や通院費等が保障されるものなので、ボランティア活動を行うグループが立ち上がる際は、活用していただけたらと思う。
- ・公益信託加藤記念老人福祉基金は、さいたま市内の高齢者福祉の諸活動に対する助成であり、団体及び個人が申請できる。自主グループの方の新型コロナウイルス感染症対策のための備品購入の際に活用していただけたらと思う。申請に関する相談は社会福祉協議会にしていいただければ対応する。

空白のページ

令和 3 年度

さいたま市地域包括支援センター
運営方針（案）等について

I 地域包括支援センターの目的

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を続けられるよう、心身の健康の維持、生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を図り、包括的に支援することを目的とします。

すなわち、地域包括支援センターは、高齢者の介護、福祉、医療などに関するさまざまな相談を受け付け、地域のネットワークを構築しつつ、個別サービスのコーディネートをも行う地域の中核機関として、地域の方に気軽に相談してもらえる“ワンストップサービスの拠点”となることを目指します。

II 重要取組事項

1. 積極的な地域活動と、信頼関係の構築

積極的に地域活動に関わり、地域包括支援センターを広く周知するとともに、地域の社会資源やニーズの把握、地域住民や関係機関等との信頼関係の構築を図ります。

2. 高齢者の自立支援・重度化防止の推進

高齢者が安心して暮らせる地域となるように、支援を必要とする地域の高齢者の把握に努め、保健・医療・福祉サービス等による適切な支援や、継続的な見守り等を行います。

また、介護が必要となる状態の前の、更に前の段階から高齢者の健康づくりや介護予防の取組を推進し、住民主体の通いの場の立ち上げを支援します。

3. 日常生活を支援する体制の整備

さいたま市地域支え合い推進員（高齢者生活支援コーディネーター）等を中心に、元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、地域の支え合いの体制づくりを推進します。

また、地区社会福祉協議会のネットワークや在宅介護支援センター、包括在宅総合支援センターと連携することで、地域の特性、状況に合わせた様々な関係者のネットワーク構築を図ります。

4. 介護者の支援の充実

介護者支援のため介護者サロンや認知症カフェを開催します。開催にあたっては、民生委員、自治会、サービス提供事業者、行政機関など多くの関係者を通じて、幅広く参加者を募り、また、出来るだけ様々な場所で開催するなど参加の機会の拡大に努めるとともに、参加者同士の交流や情報交換、悩み事の解消等を図り、参加者の心身の負担の軽減を図ります。

Ⅲ 事業共通

1. 事業計画の策定と評価・改善

- ア 担当圏域の実情及びニーズに合った事業計画を策定し、重点目標や達成数値目標を設定します。
- イ 事業計画に基づいた事業を実施できたかどうかを自己評価し、市に報告します。
- ウ 自己評価を実施した後、市による業務評価の結果に基づき、運営等における指導・助言を受けた場合は改善に努めます。

2. 担当圏域の現状・ニーズに応じた業務の実施

- ア 積極的に地域活動に関わり、担当圏域の現状やニーズの把握に努めます。
- イ 担当圏域の現状やニーズに応じて重点業務を設定し、業務を行います。

3. 職員の確保・育成

- ア 多様なニーズに対応できる知識・経験のある職員の確保及び育成を行います。
- イ 職場での仕事を離れての研修（Off-JT）を積極的に実施し、職員の資質向上に努めます。
- ウ 地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等のそれぞれの専門性を活用し、各専門職が「縦割り」に業務を行うのではなく、チームアプローチによる支援を行います。
- エ 地域の保健・医療・福祉・介護の専門職及びボランティア等の関係機関と連携して業務を行います。

4. 利用者が相談しやすい相談体制の構築

- ア 年末年始を除いて毎日開所するとともに、夜間・早朝でも必ず連絡がとれる連絡システムを確保し、利用者が安心する相談体制を構築します。
- イ 地域で暮らす高齢者の介護、福祉、医療等に関する様々な相談に対応し、関係機関と協力して問題解決に取り組みます。
- ウ 地域包括支援センターに関するチラシの配布等を行い、市民への地域包括支援センターの認知度向上に努めます。

5. 個人情報の保護

- ア 各事業の実施にあたり、各業務の担当職員が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることから、あらかじめ利用者から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得ます。
- イ 個人情報の取扱いについては、関係法令を遵守し、厳重に取り扱うことと

し、その保護に遺漏のないよう十分に注意します。

ウ 介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントを居宅介護支援事業所に委託する場合、委託先の事業所の個人情報の取扱いについては、委託契約において関係法令を遵守し、厳重に取り扱うことを明記し、その保管に遺漏のないよう指導・助言します。

エ 情報セキュリティに関する組織的な体制を明確化します。

6. 利用者満足度の向上

ア 利用者満足度向上のための適切な苦情対応体制を整備します。

イ 地域包括支援センターが利用者から苦情を受けた場合、市に対して報告や協議を行うとともに改善に努めます。

ウ 利用者が安心して相談できるよう、プライバシーの確保に努めます。

IV 個別業務

1. 総合相談支援

ア 地域における関係機関・関係者のネットワークを構築し、職員間で共有できるしくみを整備します。

イ 相談内容の把握・分析を行うとともに、相談事例の解決のために、進捗管理や高齢者以外の他分野への支援要請等、必要な対応を行います。

ウ 家族介護者や複合的な課題を持つ世帯等への支援を、市や他分野の相談機関と協議しながら行います。

2. 権利擁護

ア 高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を送ることができるよう支援します。

イ 成年後見制度の普及啓発に努めます。

ウ 高齢者虐待等の早期発見、発生予防に努めるとともに高齢者虐待等の個別ケースには、市と十分に連携・協力し、専門的かつ継続的な視点で適切に対応します。

エ 消費者被害の防止のため、消費生活センターや警察等と連携し、情報提供を行います。

3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援

ア 介護支援専門員を支援するため、担当圏域の介護支援専門員の課題やニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者とのネットワークづくりを支援します。

イ 介護支援専門員からの相談体制を整備し、介護支援専門員が実施するケアマ

ネジメントを支援するとともに、必要に応じて市や他分野の相談機関への支援要請を行います。

4. 地域ケア会議

- ア 多職種との連携の下で、個別課題の支援内容を検討する「地域支援個別会議」を開催します。
- イ 地域の保健・医療・福祉・介護の専門職及び地縁組織・ボランティア等の関係機関との連携の下で、必要とされる地域づくりや地域資源の検討を行う「地域支援会議」を開催します。
- ウ 各地域ケア会議の取組状況や課題等を区の連絡会に報告します。

5. 介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援

- ア 利用者の心身の状態や置かれている環境等に応じて、利用者の自立の可能性を引き出し、かつ自立への意欲が高まるような個別性を重視した支援を実施するとともに、高齢者同士の支え合いによる、生きがいの獲得につながるような仕組みの構築を目指します。
- イ 要支援者だけでなく、基本チェックリストを用いて事業対象者を把握し、基本チェックリストの結果や相談者、その家族の意向などを適切に把握し、自立に向けたケアマネジメントを通じて多様なサービスにつなげる流れを作ることで、早期に介護予防に取り組むことが可能となる体制を構築します。

6. 一般介護予防事業

- ア 介護予防の取組を地域に普及啓発し、相談業務や地域活動から閉じこもり等の何らかの支援を要する者の把握に努め、「身近な場所で・住民が主体となった・継続性のある運動」を市民自らが行えるよう介護予防教室等の周知及び自主化への働きかけを行うほか、地域活動や地域ケア会議へのリハビリテーション専門職等への参加を促進します。

7. 在宅医療・介護連携

- ア 医療関係者と合同の事例検討会・講演会・勉強会等への積極的な参加を通じて、医療関係者とのネットワーク構築に努めます。
- イ 在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口との連携を図り、在宅医療・介護連携に関する相談支援の充実を図ります。

8. 認知症高齢者等支援

- ア 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人とその家族を支える地域づくりを推進します。

イ 認知症初期集中支援チームへの参画、認知症サポーター養成講座や認知症カフェの開催、認知症地域支援推進員としての活動、認知症ケアパスの作成等の各種取組を行います。

9. 高齢者生活支援体制整備事業

ア 地域支え合い推進員（高齢者生活支援コーディネーター）が実施する社会資源の情報収集、不足するサービスや担い手の創出・養成といった資源開発、関係者間のネットワーク構築を行います。

イ 協議体の運営を行います。

V 運営にあたっての留意事項

1. 在宅介護支援センターとの連携・協力

ア ブランチ（地域包括支援センターにつなぐ窓口）である在宅介護支援センターが受けた相談や情報を集約し、支援が必要な高齢者の情報を相互に共有するとともに、地域の高齢者の見守りや実態把握、対応等を連携して行います。

イ 地域包括支援センターと在宅介護支援センターが協力して地域活動を実施するとともに、地域のネットワークを構築していきます。

ウ 在宅介護支援センターとともに事業計画を策定していきます。

2. 包括在支総合支援センターとの連携・協力

地域包括支援センターへの情報提供、研修、指導及び助言等の後方支援を行う包括在支総合支援センターと連携して業務を行います。

3. サービスの公正・中立性の確保

利用者に必要なサービスを提供するサービス事業所の選定にあたっては、利用者の選択の意思を尊重し、それ以外の理由で特定の事業所に偏らないように、公正・中立性の確保に努めます。

4. 新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症への対応

事業所内の感染予防対策を講じるとともに、地域住民に対して、感染予防対策や介護予防に係る情報提供、感染予防に配慮した活動の支援を行います。

さいたま市地域包括支援センター運営方針新旧対照表

新	旧
<p>I 地域包括支援センターの目的</p> <p>地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を続けられるよう、心身の健康の維持、生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を図り、包括的に支援することを目的とします。</p> <p>すなわち、地域包括支援センターは、高齢者の介護、福祉、医療などに関するさまざまな相談を受け付け、地域のネットワークを構築しつつ、個別サービスのコーディネートをも行う地域の中核機関として、地域の方に気軽に相談してもらえる“ワンストップサービスの拠点”となることを目指します。</p> <p>II 重要取組事項</p> <p>1. <u>積極的な地域活動と、信頼関係の構築</u> 積極的に地域活動に関わり、地域包括支援センターを広く周知するとともに、地域の社会資源やニーズの把握、地域住民や関係機関等との信頼関係の構築を図ります。</p> <p>2. 高齢者の自立支援・重度化防止の推進 高齢者が安心して暮らせる地域となるように、支援を必要とする地域の高齢者の把握に努め、保健・医療・福祉サービス等による適切な支援や、継続的な見守り等を行います。</p>	<p>I 地域包括支援センターの目的</p> <p>地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を続けられるよう、心身の健康の維持、生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を図り、包括的に支援することを目的とします。</p> <p>すなわち、地域包括支援センターは、高齢者の介護、福祉、医療などに関するさまざまな相談を受け付け、地域のネットワークを構築しつつ、個別サービスのコーディネートをも行う地域の中核機関として、地域の方に気軽に相談してもらえる“ワンストップサービスの拠点”となることを目指します。</p> <p>II 重要取組事項</p> <p>1. <u>積極的に地域に出て、信頼関係を構築します</u> 積極的に地域活動に関わり、地域包括支援センターを広く周知するとともに、地域の社会資源やニーズの把握、地域住民や関係機関等との信頼関係の構築を図ります。</p> <p>2. 高齢者の自立支援・重度化防止の推進 高齢者が安心して暮らせる地域となるように、支援を必要とする地域の高齢者の把握に努め、保健・医療・福祉サービス等による適切な支援や、継続的な見守り等を行います。</p>

<p>また、介護が必要となる状態の前の、更に前の段階から高齢者の健康づくりや介護予防の取組を推進し、住民主体の通いの場の立ち上げを支援します。</p> <p>3. 日常生活を支援する体制の整備</p> <p>さいたま市地域支え合い推進員（高齢者生活支援コーディネーター）等を中心に、元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、地域の支え合いの体制づくりを推進します。</p> <p>また、地区社会福祉協議会のネットワークや在宅介護支援センター、包括在支総合支援センターと連携することで、地域の特性、状況に合わせた様々な関係者のネットワーク構築を図ります。</p> <p>4. 介護者の支援の充実</p> <p>介護者支援のため介護者サロンや認知症カフェを開催します。開催にあたっては、民生委員、自治会、サービス提供事業者、行政機関など多くの関係者を通じて、幅広く参加者を募り、また、出来るだけ様々な場所で開催するなど参加の機会の拡大に努めるとともに、参加者同士の交流や情報交換、悩み事の解消等を図り、参加者の心身の負担の軽減を図ります。</p> <p>Ⅲ 事業共通</p> <p>1. 事業計画の策定と評価・改善</p> <p>ア 担当圏域の実情及びニーズに合った事業計画を策定し、重点目標や達成数値目標を設定します。</p> <p>イ 事業計画に基づいた事業を実施できた</p>	<p>また、介護が必要となる状態の前の、更に前の段階から高齢者の健康づくりや介護予防の取組を推進し、住民主体の通いの場の立ち上げを支援します。</p> <p>3. 日常生活を支援する体制の整備</p> <p>「さいたま市地域支え合い推進員（高齢者生活支援コーディネーター）等を中心に、元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、地域の支え合いの体制づくりを推進します。</p> <p>また、地区社会福祉協議会のネットワークや在宅介護支援センター、包括在支総合支援センターと連携することで、地域の特性、状況に合わせた様々な関係者のネットワーク構築を図ります。</p> <p>4. 介護者の支援の充実に努めます</p> <p>介護者支援のため介護者サロンや認知症カフェを開催します。開催にあたっては、民生委員、自治会、サービス提供事業者、行政機関など多くの関係者を通じて、幅広く参加者を募り、また、出来るだけ様々な場所で開催するなど参加の機会の拡大に努めるとともに、参加者同士の交流や情報交換、悩み事の解消等を図り、参加者の心身の負担の軽減を図ります。</p> <p>Ⅲ 事業共通</p> <p>1. 事業計画の策定と評価・改善</p> <p>ア 担当圏域の実情及びニーズに合った事業計画を策定し、重点目標や達成数値目標を設定します。</p> <p>イ 事業計画に基づいた事業を実施できた</p>
---	---

<p>かどうかを自己評価し、市に報告します。</p> <p>ウ 自己評価を実施した後、市による業務評価の結果に基づき、運営等における指導・助言を受けた場合は改善に努めます。</p> <p>2. 担当圏域の現状・ニーズに応じた業務の実施</p> <p>ア 積極的に地域活動に関わり、担当圏域の現状やニーズの把握に努めます。</p> <p>イ 担当圏域の現状やニーズに応じて重点業務を設定し、業務を行います。</p> <p>3. 職員の確保・育成</p> <p>ア 多様なニーズに対応できる知識・経験のある職員の確保及び育成を行います。</p> <p>イ 職場での仕事を離れての研修 (Off-JT) を積極的に実施し、職員の資質向上に努めます。</p> <p>ウ 地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等のそれぞれの専門性を活用し、各専門職が「縦割り」に業務を行うのではなく、チームアプローチによる支援を行います。</p> <p>エ 地域の保健・医療・福祉・介護の専門職及びボランティア等の<u>関係機関</u>と連携して業務を行います。</p> <p>4. 利用者が相談しやすい相談体制の構築</p> <p>ア 年末年始を除いて毎日開所するとともに、夜間・早朝でも必ず連絡がとれる連絡システムを確保し、利用者が安心する相談体制を構築します。</p> <p>イ 地域で暮らす高齢者の介護、福祉、医療等に関する様々な相談に<u>対応</u>し、関係機関と協力して問題解決に取り組みます。</p>	<p>かどうかを自己評価し、市に報告します。</p> <p>ウ 自己評価を実施した後、市による業務評価の結果に基づき、運営等における指導・助言を受けた場合は改善に努めます。</p> <p>2. 担当圏域の現状・ニーズに応じた業務の実施</p> <p>ア 積極的に地域活動に関わり、担当圏域の現状やニーズの把握に努めます。</p> <p>イ 担当圏域の現状やニーズに応じて重点業務を設定し、業務を行います。</p> <p>3. 職員の確保・育成</p> <p>ア 多様なニーズに対応できる知識・経験のある職員の確保及び育成を行います。</p> <p>イ 職場での仕事を離れての研修 (Off-JT) を積極的に実施し、職員の資質向上に努めます。</p> <p>ウ 地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等のそれぞれの専門性を活用し、各専門職が「縦割り」に業務を行うのではなく、チームアプローチによる支援を行います。</p> <p>エ 地域の保健・医療・福祉・介護の専門職及びボランティア等の<u>関連する他の機関</u>と連携して業務を行います。</p> <p>4. 利用者が相談しやすい相談体制の構築</p> <p>ア 年末年始を除いて毎日開所するとともに、夜間・早朝でも必ず連絡がとれる連絡システムを確保し、利用者が安心する相談体制を構築します。</p> <p>イ 地域で暮らす高齢者の介護、福祉、医療等に関する様々な相談を<u>受け付け</u>し、関係機関と協力して問題解決に取り組みます。</p>
--	--

<p>ウ 地域包括支援センターのチラシの周知等を行い、市民への地域包括支援センターの認知度向上に努めます。</p> <p>5. 個人情報の保護</p> <p>ア 各事業の実施にあたり、各業務の担当職員が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることから、あらかじめ利用者から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得ます。</p> <p>イ 個人情報の取扱いについては、関係法令を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に注意します。</p> <p>ウ 介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントを居宅介護支援事業所に委託する場合、委託先の事業所の個人情報の取扱いについては、委託契約において関係法令を遵守し、厳重に取り扱うことを明記し、その保管に遺漏のないよう指導・助言します。</p> <p>エ 情報セキュリティに関する組織的な体制を明確化します。</p> <p>6. 利用者満足度の向上</p> <p>ア 利用者満足度向上のための適切な苦情対応体制を整備します。</p> <p>イ 地域包括支援センターが利用者から苦情を受けた場合、市に対して報告や協議を行うとともに改善に努めます。</p> <p>ウ 利用者が安心して相談できるよう、プライバシーの確保に努めます。</p> <p>IV 個別業務</p> <p>1. 総合相談支援</p>	<p>ウ 地域包括支援センターのチラシの配布等を行い、市民への地域包括支援センターの認知度向上に努めます。</p> <p>5. 個人情報の保護</p> <p>ア 各事業の実施にあたり、各業務の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることから、あらかじめ利用者から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得ます。</p> <p>イ 個人情報の取扱いについては、関係法令を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に注意します。</p> <p>ウ 介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントを居宅介護支援事業所に委託する場合、委託先の事業所の個人情報の取扱いについては、委託契約において関係法令を遵守し、厳重に取り扱うことを明記し、その保管に遺漏のないよう指導・助言します。</p> <p>エ 情報セキュリティに関する組織的な体制を明確化します。</p> <p>6. 利用者満足度の向上</p> <p>ア 利用者満足度向上のための適切な苦情対応体制を整備します。</p> <p>イ 地域包括支援センターが利用者から苦情を受けた場合、市に対して報告や協議を行うとともに改善に努めます。</p> <p>ウ 利用者が安心して相談できるよう、プライバシーの確保に努めます。</p> <p>IV 個別業務</p> <p>1. 総合相談支援</p>
---	--

<p>ア 地域における関係機関・関係者のネットワークを構築し、職員間で共有できるしくみを整備します。</p> <p>イ 相談内容の把握・分析を行うとともに、相談事例の解決のために、進捗管理や高齢者以外の他分野への支援要請等、必要な対応を行います。</p> <p>ウ 家族介護者や複合的な課題を持つ世帯等への支援を、市や他分野の相談機関と協議しながら行います。</p>	<p>ア 地域における関係機関・関係者のネットワークを構築し、職員間で共有できるしくみを整備します。</p> <p>イ 相談内容の把握・分析を行うとともに、相談事例の解決のために、進捗管理や高齢者以外の他分野への支援要請等、必要な対応を行います。</p> <p>ウ 家族介護者や複合的な課題を持つ世帯等への支援を、市や他分野の相談機関と協議しながら行います。</p>
<p>2. 権利擁護</p> <p>ア 高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を送ることができるよう支援します。</p> <p>イ 成年後見制度の普及啓発に努めます。</p> <p>ウ 高齢者虐待等の早期発見、発生予防に努めるとともに高齢者虐待等の個別ケースには、市と十分に連携・協力し、専門的かつ継続的な視点で適切に対応します。</p> <p>エ 消費者被害の防止のため、消費生活センターや警察等と連携し、情報提供を行います。</p>	<p>2. 権利擁護</p> <p>ア 高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を送ることができるよう支援します。</p> <p>イ 成年後見制度の普及啓発に努めます。</p> <p>ウ 高齢者虐待等の早期発見、発生予防に努めるとともに高齢者虐待等の個別ケースには、市と十分に連携・協力し、専門的かつ継続的な視点で適切に対応します。</p> <p>エ 消費者被害の防止のため、消費生活センターや警察等と連携し、情報提供を行います。</p>
<p>3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援</p> <p>ア 介護支援専門員を支援するため、担当圏域の介護支援専門員の課題やニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者とのネットワークづくりを支援します。</p> <p>イ 介護支援専門員からの相談体制を整備し、介護支援専門員が実施するケアマネジメントを支援するとともに、必要に応じて市や他分野の相談機関への支援要請を行います。</p>	<p>3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援</p> <p>ア 介護支援専門員を支援するため、担当圏域の介護支援専門員の課題やニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者とのネットワークづくりを支援します。</p> <p>イ 介護支援専門員からの相談体制を整備し、介護支援専門員が実施するケアマネジメントを支援するとともに、必要に応じて市や他分野の相談機関への支援要請を行います。</p>
<p>4. 地域ケア会議</p>	<p>4. 地域ケア会議</p>

<p>ア 多職種との連携の下で、個別課題の支援内容を検討する「地域支援個別会議」を開催します。</p> <p>イ 地域の保健・医療・福祉・介護の専門職及び地縁組織・ボランティア等の<u>関係機関</u>との連携の下で、必要とされる地域づくりや地域資源の検討を行う「地域支援会議」を開催します。</p> <p>ウ 各地域ケア会議の取組状況や課題等を区の連絡会に報告します。</p>	<p>ア 多職種との連携の下で、個別課題の支援内容を検討する「地域支援個別会議」を開催します。</p> <p>イ 地域の保健・医療・福祉・介護の専門職及び地縁組織・ボランティア等の<u>関連する他の機関</u>との連携の下で、必要とされる地域づくりや地域資源の検討を行う「地域支援会議」を開催します。</p> <p>ウ 各地域ケア会議の取組状況や課題等を区の連絡会に報告します。</p>
<p>5. 介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援</p> <p>ア 利用者の心身の状態や置かれている環境等に応じて、利用者の自立の可能性を引き出し、かつ自立への意欲が高まるような個別性を重視した支援を実施するとともに、高齢者同士の支え合いによる、生きがいの獲得につながるような仕組みの構築を目指します。</p> <p>イ 要支援者だけでなく、基本チェックリストを用いて事業対象者を把握し、基本チェックリストの結果や相談者、その家族の意向などを適切に把握し、自立に向けたケアマネジメントを通じて多様なサービスにつなげる流れを作ることで、早期に介護予防に取り組むことが可能となる体制を構築します。</p>	<p>5. 介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援</p> <p>ア 利用者の心身の状態や置かれている環境等に応じて、利用者の自立の可能性を引き出し、かつ自立への意欲が高まるような個別性を重視した支援を実施するとともに、高齢者同士の支え合いによる、生きがいの獲得につながるような仕組みの構築を目指します。</p> <p>イ 要支援者だけでなく、基本チェックリストを用いて事業対象者を把握し、基本チェックリストの結果や相談者、その家族の意向などを適切に把握し、自立に向けたケアマネジメントを通じて多様なサービスにつなげる流れを作ることで、早期に介護予防に取り組むことが可能となる体制を構築します。</p> <p>ウ <u>介護予防の取り組みを地域に普及啓発し、相談業務や地域活動から閉じこもり等の何らかの支援を要する者の把握に努め、「身近な場所で・住民が主体となった・継続性のある運動」を市民自らが行えるよう介護予防教室等の周知及び自主化への働きかけを行うほか、地域活動や地域ケア会議へのリハビリテーション専門職等への参加</u></p>

<p><u>6. 一般介護予防事業</u></p> <p><u>ア 介護予防の取組を地域に普及啓発し、相談業務や地域活動から閉じこもり等の何らかの支援を要する者の把握に努め、「身近な場所で・住民が主体となった・継続性のある運動」を市民自らが行えるよう介護予防教室等の周知及び自主化への働きかけを行うほか、地域活動や地域ケア会議へのリハビリテーション専門職等への参加を促進します。</u></p> <p><u>7. 在宅医療・介護連携</u></p> <p>ア 医療関係者と合同の事例検討会・講演会・勉強会等への積極的な参加を通じて、医療関係者とのネットワーク構築に努めます。</p> <p>イ 在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口との連携を図り、在宅医療・介護連携に関する相談支援の充実を図ります。</p> <p><u>8. 認知症高齢者等支援</u></p> <p>ア 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人とその家族を支える地域づくりを推進します。</p> <p>イ 認知症初期集中支援チームへの参画、認知症サポーター養成講座や認知症カフェの開催、認知症地域支援推進員としての活動、認知症ケアパスの作成等の各種取組を行います。</p> <p><u>9. 高齢者生活支援体制整備事業</u></p> <p>ア 地域支え合い推進員（高齢者生活支援</p>	<p><u>を促進します。</u></p> <p><u>6. 在宅医療・介護連携</u></p> <p>ア 医療関係者と合同の事例検討会・講演会・勉強会等への積極的な参加を通じて、医療関係者とのネットワーク構築に努めます。</p> <p>イ 在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口との連携を図り、在宅医療・介護連携に関する相談支援の充実を図ります。</p> <p><u>7. 認知症高齢者等支援</u></p> <p>ア 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人とその家族を支える地域づくりを推進します。</p> <p>イ 認知症初期集中支援チームへの参画、認知症サポーター養成講座や認知症カフェの開催、認知症地域支援推進員としての活動、認知症ケアパスの作成等の各種取組を行います。</p> <p><u>8. 高齢者生活支援体制整備事業</u></p> <p>ア 地域支え合い推進員（高齢者生活支援</p>
---	---

<p>コーディネーター) が実施する社会資源の情報収集、不足するサービスや担い手の創出・養成といった資源開発、関係者間のネットワーク構築を行います。</p> <p>イ 協議体の運営を行います。</p> <p>V 運営にあたっての留意事項</p> <p>1. 在宅介護支援センターとの連携・協力 ア ブランチ（地域包括支援センターにつながる窓口）である在宅介護支援センターが受けた相談や情報を集約し、支援が必要な高齢者の情報を相互に共有するとともに、地域の高齢者の見守りや実態把握、対応等を連携して行います。</p> <p>イ 地域包括支援センターと在宅介護支援センターが協力して地域活動を実施するとともに、地域のネットワークを構築していきます。</p> <p>ウ 在宅介護支援センターとともに事業計画を策定していきます。</p> <p>2. 包括在支総合支援センターとの連携・協力 地域包括支援センターへの情報提供、研修、指導及び助言等の後方支援を行う包括在支総合支援センターと連携して業務を行います。</p> <p>3. サービスの公正・中立性の確保 利用者に必要なサービスを提供するサービス事業所の選定にあたっては、利用者の選択の意思を尊重し、それ以外の理由で特定の事業所に偏らないように、公正・中立性の確保に努めます。</p>	<p>コーディネーター) が実施する社会資源の情報収集、不足するサービスや担い手の創出・養成といった資源開発、関係者間のネットワーク構築の<u>支援</u>を行います。</p> <p>イ 協議体の運営の<u>支援</u>を行います。</p> <p>V 運営にあたっての留意事項</p> <p>1. 在宅介護支援センターとの連携・協力 ア ブランチ（地域包括支援センターにつながる窓口）である在宅介護支援センターが受けた相談や情報を集約し、支援が必要な高齢者の情報を相互に共有するとともに、地域の高齢者の見守りや実態把握、対応等を連携して行います。</p> <p>イ 地域包括支援センターと在宅介護支援センターが協力して地域活動を実施するとともに、地域のネットワークを構築していきます。</p> <p>ウ 在宅介護支援センターとともに事業計画を策定していきます。</p> <p>2. 包括在支総合支援センターとの連携・協力 地域包括支援センターへの情報提供、研修、指導及び助言等の後方支援を行う包括在支総合支援センターと連携して業務を行います。</p> <p>3. サービスの公正・中立性を<u>確保します</u> 利用者に必要なサービスを提供するサービス事業所の選定にあたっては、利用者の選択の意思を尊重し、それ以外の理由で特定の事業所に偏らないように、公正・中立性の確保に努めます。</p>
---	---

4. 新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症への対応

事業所内の感染予防対策を講じるとともに、地域住民に対して、感染予防対策や介護予防に係る情報提供、感染予防に配慮した活動の支援を行います。

空白のページ

介護予防サービス計画（ケアプラン）の
作成について

介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成について

1. 地域包括支援センターのケアプラン作成に関する現状と課題

・地域包括支援センターは、包括的支援事業（総合相談業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務）を実施するほか、介護予防ケアマネジメント業務を実施することとなっている。

・介護予防ケアマネジメント業務は、要支援者等のケアプランを作成する業務であり、地域包括支援センターがケアプランを直接作成するほか、指定居宅介護支援事業所に委託することができる。

・本市の現状として、地域包括支援センターの職員1人が、毎月、給付管理するケアプラン件数（＝担当する要支援者等の人数）は、

センター平均で、 20.9 件（平成31年4月時点）

・地域包括支援センターごとにみると、職員1人が、毎月、給付管理するケアプラン件数が**最も多いセンターでは、 38.0 件**（平成31年4月時点）

・本市では、地域包括支援センターが、直接作成するケアプラン件数（＝担当する要支援者等の人数）の基準を設定していないため、件数にバラツキが生じていると判断できる。

・地域包括支援センター職員に、ケアプラン件数に関するアンケート調査を行ったところ、毎月給付管理する ケアプラン件数が多い地域包括支援センターにおいて、ケアプランの作成に時間を要し、地域包括支援センターの本来の業務である 包括的支援事業に手がまわらない との声もある。

地域包括ケアシステムの深化・推進にあたり、地域包括支援センターが取り組むべき業務である「包括的支援事業」をさらに充実させる観点から、ケアマネジメントの件数の目安の設定などについて、意見を聴取する。

2. 他政令指定都市の例

・地域包括支援センターを委託で運営している政令指定都市18市中14市が、職員1人あたりのケアプラン件数の基準を設定している。(北九州市の包括は直営のため除く)

職員1人あたり40件まで……	1市
〃 30件まで……	2市
〃 25件まで……	1市
〃 24件まで……	1市
〃 20件まで……	7市
その他……	2市

3. さいたま市の地域包括支援センターのケアプラン作成状況

ケアプラン件数（職員1人あたり）	包括数
30.0件～	3包括
20.0～29.9件	12包括
10.0～19.9件	10包括
～9.9件	2包括

4. 令和2年度第1回地域包括支援センター運営協議会の結果

(1) 目安を設定することについて

委員21名中、賛成9名、どちらともいえない6名、意見なし6名、反対0名

(2) 目安はどの程度が妥当か

ケアプランの件数	委員数
20件前後	1
20件	5
20～25件	1
25件	1
30件	2

(3) 目安を設定するにあたり考慮すべき事項

- ・ケアプラン専従職員の配置や、居宅介護支援事業所が受託しやすい環境整備等の対応が必要ではないか
- ・ケアプランの件数は、包括の収支に直結する事項である
- ・ケアプランを作成しなければならない総件数に対して、どのような対応を取ることが考えられるのか
- ・件数だけでなく重症度（緊急度）（困難度）などを考慮すべき

5. 地域包括支援センターへの意見照会結果

(1) 意見照会内容

令和2年度第1回地域包括支援センター運営協議会の結果を踏まえ、以下の案を示して意見照会を実施（意見照会期間 11月27日～12月7日）

- ・現時点においては、ケアプラン件数の上限の「目安」として設定する。（努力義務）
- ・本市のケアプラン件数の状況、他市の設定状況から、まずは30件程度を目安とする。
- ・目安を設定したうえで、委託料の適正化や、ケアプランを委託しやすい環境整備に取り組み、適宜、内容を見直す。

(2) 結果

- 意見あり 12センター
- 意見なし 15センター

(3) 意見の内容と市の考え

主な意見の内容	市の考え
上限30件は多すぎであり、包括的支援事業の充実はできない。（8件） ※8件中5件は、上限を20件とすべきとの意見、8件中2件は上限を20件より少なくすべきとの意見	上限の目安を30件と設定した意図は、「地域包括支援センターの委託料の適正化、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へ委託しやすい環境の整備」といったことが未整備の段階で、ケアプラン件数の目安を少なく設定する、あるいは、強制力をもった基準とすることは、本件が収支に直結する事項であることから、受託者の理解が得られないと考えた点にある。 しかしながら、受託者から「上限30件は多

	<p>すぎる」と意見があった一方で、30件の上限に対し意見なしとする地域包括支援センターが15センターあったことなどを総合的に判断し、上限の目安を25件に変更する。</p>
<p>地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へ委託しやすい環境の整備（委託に係る加算を創設する等、介護予防ケアマネジメントに係る介護報酬の増額、居宅への指導）を推進して欲しい。（8件）</p>	<p>地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へ委託しやすい環境の整備については、引き続き実施する。</p> <p>なお、令和元年12月に示された、国の社会保障審議会介護保険部会の意見書においても「外部委託を行いやすい環境の整備を進めることが重要」とされており、次回の介護報酬改定で、委託時における居宅介護支援事業所との連携を評価する加算（委託連携加算【仮称】）が新設される予定である。あわせて、居宅介護支援事業所へ対しては、集団指導等において、地域包括支援センターから受託するよう依頼することや、委託に係る書類の見直しなどの取組を進める。</p>
<p>地域包括支援センターの委託料が少ないため、ケアプランを直営で作成しなければならないことから、地域包括支援センターの委託料の適正化を行うべき。（4件）</p>	<p>地域包括支援センターの委託料の適正化に係る予算編成は引き続き実施。</p>
<p>上限を超えた場合には、介護報酬分を市に返還する等、努力義務ではなく強制力をもった基準にしないと意味がない。（2件）</p>	<p>地域包括支援センターの収支に直結する事項であるため、センターの安定的な運営の観点から、地域包括支援センターの委託料の適正化や、居宅介護支援事業所へ委託しやすい環境の整備を行ったうえで、改めて基準の強制力については検討する。</p>

6. 地域包括支援センターのケアプラン作成件数の目安（案）

以上の検討を踏まえ、本市の地域包括支援センターのケアプラン作成件数の目安は、以下のとおりとする。

- ・現時点においては、ケアプラン件数の上限の「目安」として設定する。（努力義務）
- ・本市のケアプラン件数の状況、他市の設定状況から、25件程度を目安とする。
- ・目安を設定したうえで、委託料の適正化や、ケアプランを委託しやすい環境整備に取り組み、適宜、内容を見直す。
- ・令和3年4月から運用開始とする。

令和2年度上半期
さいたま市地域包括支援センター
運営状況について

さいたま市地域包括支援センターの運営状況について

1 総合相談支援業務

総合相談の受付

高齢者に関するさまざまな相談に対応します。本人のほか、家族や関係機関等からの相談を受け、問題に応じて適切なサービスや機関、制度の利用につなげます。

平成30年度上半期	令和元年度上半期	令和2年度上半期	伸び率 (元年度から2年度)
14,479	15,735	16,777	106.6%

地域支援会議の開催

地域支援個別会議における個別ケースの検討から明らかになった有効な支援方法や地域に共通する課題について協議するとともに、必要とされる地域づくりや地域資源の検討を行っています。

平成30年度上半期	令和元年度上半期	令和2年度上半期	伸び率 (元年度から2年度)
42	40	19	47.5%

地域支援個別会議の開催

多職種の協働のもと、個別ケースの支援内容の検討を行い、その積み重ねを通じ地域包括支援ネットワークを構築していきます。

平成30年度上半期	令和元年度上半期	令和2年度上半期	伸び率 (元年度から2年度)
38	79	20	25.3%

地域活動

地域包括支援センターが主催となって地域活動(介護保険相談会や健康相談会等)を行ったり、他機関が開催した地域活動(高齢者サロンやうんどう教室、老人福祉センター主催の健康講話等)に参加しています。

(地域包括支援センター主催の回数)

平成30年度上半期	令和元年度上半期	令和2年度上半期	伸び率 (元年度から2年度)
805	770	161	20.9%

(他機関による開催への参加回数)

平成30年度上半期	令和元年度上半期	令和2年度上半期	伸び率 (元年度から2年度)
1,690	1,659	396	23.9%

介護者サロンの開催

介護している方同士が、悩みや疑問などについて情報交換したり、交流を図ったりしています。

平成30年度上半期	令和元年度上半期	令和2年度上半期	伸び率 (元年度から2年度)
463	495	49	9.9%

継続見守り支援の実施

利用者本人から相談を受けているわけではないが、定期的に見守りや安否確認のために訪問や連絡をしています。

平成30年度上半期	令和元年度上半期	令和2年度上半期	伸び率 (元年度から2年度)
1,160	1,031	1,258	122.0%

2 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

個別事例に対するサービス担当者会議開催支援の開催

個別事例に対するサービス担当者会議（介護保険のサービス担当者会議）開催の支援を行います。

平成30年度上半期	令和元年度上半期	令和2年度上半期	伸び率 (元年度から2年度)
35	19	34	178.9%

ケアプラン作成指導等を通じた介護支援専門員のケアマネジメントの指導

ケアマネジャーから支援困難事例等に関する相談を受けるなどの支援や指導を行います。

平成30年度上半期	令和元年度上半期	令和2年度上半期	伸び率 (元年度から2年度)
1,163	1,190	1,520	127.7%

ケアマネ会議の開催

地域のケアマネジャーが円滑に仕事を進められるよう、ケアマネジャー相互の情報交換等を行う場（ケアマネ会議）を設定します。

平成30年度上半期	令和元年度上半期	令和2年度上半期	伸び率 (元年度から2年度)
96	111	16	14.4%

関係機関との連携

利用者の支援をするにあたり、医療機関やその他の関係機関と連携して対応します。

(医療機関との連携)

平成30年度上半期	令和元年度上半期	令和2年度上半期	伸び率 (元年度から2年度)
1,520	1,714	2,132	124.4%

(その他機関との連携)

平成30年度上半期	令和元年度上半期	令和2年度上半期	伸び率 (元年度から2年度)
2,708	2,751	3,117	113.3%

3 権利擁護業務

高齢者虐待への対応

虐待の早期発見・把握に努め、事例に即した対応を行います。

平成30年度上半期	令和元年度上半期	令和2年度上半期	伸び率 (元年度から2年度)
546	659	873	132.5%

成年後見制度の活用

判断能力の低下により、金銭管理や契約行為等が困難な方に対し、必要に応じて成年後見制度の利用が円滑に行われるよう支援します。

平成30年度上半期	令和元年度上半期	令和2年度上半期	伸び率 (元年度から2年度)
215	177	292	165.0%

困難事例への対応

高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合等の困難事例を把握した際には、地域包括支援センターの専門職種が相互に連携して対応を検討します。

平成30年度上半期	令和元年度上半期	令和2年度上半期	伸び率 (元年度から2年度)
1,654	2,003	2,767	138.1%

消費者被害の防止

悪質な訪問販売や消費者金融などの被害を防止するため、消費生活センターなどと連携して対応します。

平成30年度上半期	令和元年度上半期	令和2年度上半期	伸び率 (元年度から2年度)
40	32	58	181.3%

4 介護予防ケアマネジメント業務

(1) 要支援者に対する介護予防ケアマネジメント

要支援1・2に認定された高齢者に対し、介護予防サービス利用のケアプランを作成します。原則として地域包括支援センターが行うこととされていますが、ケアマネジメントCを除く一部を居宅介護支援事業所に委託することが認められています。

(介護予防支援作成件数)

平成30年度上半期	令和元年度上半期	令和2年度上半期	伸び率 (元年度から2年度)
22,328	24,100	24,950	103.5%

(介護予防支援作成件数のうち、居宅介護支援事業所に委託した件数)

平成30年度上半期	令和元年度上半期	令和2年度上半期	伸び率 (元年度から2年度)
13,743	15,480	16,472	106.4%

(ケアマネジメントA作成件数)

平成30年度上半期	令和元年度上半期	令和2年度上半期	伸び率 (元年度から2年度)
27,099	28,020	24,745	88.3%

(ケアマネジメントA作成件数のうち、居宅介護支援事業所に委託した件数)

平成30年度上半期	令和元年度上半期	令和2年度上半期	伸び率 (元年度から2年度)
15,469	16,932	15,628	92.3%

(ケアマネジメントC作成件数)

平成30年度上半期	令和元年度上半期	令和2年度上半期	伸び率 (元年度から2年度)
4	0	3	-

(2) 事業対象者に対する介護予防ケアマネジメント

基本チェックリストの結果、事業対象者となった高齢者に対し、介護予防・生活支援サービス等の利用のケアプランを作成します。原則として地域包括支援センターが行うこととされていますが、ケアマネジメントCを除く一部を居宅介護支援事業所に委託することが認められています。

(ケアマネジメントA作成件数)

平成30年度上半期	令和元年度上半期	令和2年度上半期	伸び率 (元年度から2年度)
2,182	2,505	2,267	90.5%

(ケアマネジメントA作成件数のうち、居宅介護支援事業所に委託した件数)

平成30年度上半期	令和元年度上半期	令和2年度上半期	伸び率 (元年度から2年度)
298	529	635	120.0%

(ケアマネジメントC作成件数)

平成30年度上半期	令和元年度上半期	令和2年度上半期	伸び率 (元年度から2年度)
23	28	10	35.7%

			西						北						大宮										
			三恵苑			くるみ			緑水苑		諏訪の苑		ゆめの園		白菊苑			春陽苑							
			H20年度上半期	H21年度上半期	H22年度上半期	H20年度上半期	H21年度上半期	H22年度上半期	H20年度上半期	H21年度上半期	H22年度上半期	H20年度上半期	H21年度上半期	H22年度上半期	H20年度上半期	H21年度上半期	H22年度上半期	H20年度上半期	H21年度上半期	H22年度上半期					
総合相談業務	総合相談業務	相談件数	合計	476	539	505	583	585	481	318	460	355	463	530	538	497	524	583	602	909	913	626	507	736	
			電話（文書、メール、FAX含む）	260	304	326	317	286	290	183	239	239	265	321	345	255	261	313	430	652	626	335	298	501	
			来所	43	52	26	63	92	49	40	43	23	92	81	141	180	212	166	66	74	66	58	52	66	
			訪問	173	183	153	203	207	142	95	178	93	106	128	141	62	51	104	106	183	221	233	157	169	
	地域におけるネットワーク構築	地域支援会議	開催回数	2	2	0	2	2	1	0	1	0	2	2	2	2	2	0	1	1	1	1	1	1	
			参加者人数	39	48	0	38	41	11	0	13	0	37	47	41	42	38	0	19	22	27	23	21	13	
		地域支援個別会議	開催回数	1	3	1	1	3	2	1	3	0	3	5	1	1	6	2	2	2	1	1	1	1	
			個別事例検討件数 （検討延べ件数）	1	4	1	1	4	2	1	3	0	3	5	1	1	5	2	2	2	1	1	0	1	
			個別事例の対象者数 （個別事例の件数）	1	4	1	1	4	2	2	3	0	3	5	1	1	5	2	2	2	1	1	0	1	
		地域活動 （主催・共催）	参加者人数	7	36	8	13	49	21	5	22	0	15	39	7	8	49	15	36	18	10	18	9	11	
			開催回数	4	10	0	31	20	4	63	62	16	70	76	79	102	105	13	26	27	0	9	5	0	
		地域活動 （他機関の開催）	参加者人数	74	146	0	596	333	26	1,072	907	241	1,437	1,327	593	2,325	2,222	177	392	341	0	250	147	0	
			開催回数	4	10	0	31	20	4	63	62	16	70	76	79	102	105	13	26	27	0	9	5	0	
		介護者サロン	参加者人数	73	58	23	58	49	6	50	36	2	101	137	15	50	36	7	44	49	17	73	88	8	
			開催回数	2,082	1,807	254	2,061	1,533	70	1,329	800	28	1,747	2,541	203	2,000	1,245	347	898	1,000	256	1,720	1,940	111	
参加者人数	15		15	0	12	12	1	77	72	1	19	20	2	20	24	7	18	17	5	11	12	2			
継続見守り支援	参加者人数（男性）	47	51	0	35	76	23	301	217	1	22	30	0	29	23	1	54	93	4	8	24	2			
	参加者人数（女性）	173	243	0	113	198	38	464	486	1	294	281	16	253	285	46	165	126	9	95	116	6			
ケアマネジメント	ケアマネジメント	個別事例に対するサービス担当者会議開催支援の回数	個別事例に対するサービス担当者会議開催支援の回数	0	0	0	1	0	0	0	2	0	7	1	11	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
			ケアプラン作成指導等を通じた介護支援専門員のケアマネジメントの指導回数	52	58	96	109	108	79	4	8	6	64	97	96	14	15	36	11	35	52	27	74	96	
	ケアマネ会議	開催回数	5	4	0	5	4	0	3	3	0	7	6	0	3	3	2	4	5	3	3	3	0		
		参加事業者数	87	72	0	74	61	0	30	30	0	46	38	0	54	25	6	55	41	13	50	52	0		
	関係機関との連携	医療機関	39	30	40	110	113	94	15	33	26	38	65	77	32	46	59	54	111	83	29	26	41		
		その他	64	70	51	215	187	184	7	28	17	102	144	143	98	87	104	104	244	112	47	58	102		
		高齢者虐待	0	0	11	11	35	101	3	4	1	0	16	15	15	15	3	21	17	19	63	37	89		
	権利擁護業務	相談件数	延回数	成年後見制度	3	0	1	22	53	72	0	1	2	1	10	10	1	2	0	1	5	5	6	2	28
				困難事例	49	11	66	14	186	348	44	98	39	26	28	89	16	1	13	95	45	48	129	127	254
				消費者被害	0	0	0	0	6	4	2	5	1	11	1	2	10	2	0	0	1	0	1	3	6
		実件数	高齢者虐待	成年後見制度	2	0	1	7	6	3	0	1	2	1	4	4	1	2	0	1	3	1	2	1	3
				うち、首長申立件数	2	0	1	1	0	2	0	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				困難事例	6	3	7	4	7	8	14	24	12	8	4	3	3	1	1	19	13	9	13	10	17
		ケアマネジメント	介護予防支援	介護予防支援事業件数 （当該月に給付管理票を作成した件数）	1,167	1,355	1,447	749	935	1,023	943	926	856	744	789	805	528	572	579	964	1,103	1,303	779	859	855
				うち、業務委託件数	705	869	1,019	426	607	730	753	722	652	579	650	651	343	420	396	391	541	692	317	413	450
業務委託事業者数				142	195	207	132	136	148	213	235	217	189	220	218	122	172	157	162	192	219	130	144	117	
事業対象者		ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメント件数 （当該月に給付管理票を作成した件数）	1,211	1,223	974	1,125	1,222	1,117	1,209	1,293	1,082	1,178	1,393	1,021	1,020	1,102	948	1,388	1,434	1,166	1,418	1,446	1,233	
			うち、業務委託件数	612	702	588	616	683	669	778	823	735	913	929	772	677	734	643	820	802	682	421	636	568	
			業務委託事業者数	153	161	172	113	116	108	253	242	218	232	243	232	122	154	160	206	215	183	139	151	146	
ケアマネジメントC		ケアマネジメントA	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			介護予防ケアマネジメント件数 （当該月に給付管理票を作成した件数）	186	212	244	130	185	176	97	121	92	49	52	34	102	51	51	46	38	29	22	34	73	
			うち、業務委託件数	46	48	90	3	75	89	6	0	2	5	9	10	41	27	28	1	8	7	0	6	22	
ケアマネジメントC	ケアマネジメントB	業務委託事業者数	26	37	54	3	38	34	6	0	2	5	8	10	36	23	24	1	8	6	0	6	17		
		件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

			見沼												中央						桜						
			さいたまやすらぎの里			敬寿園七里ホーム			大和田			敬寿園			ナーシングヴィラ与野			きりしき			彩寿苑			ザイタック			
			H30	R1年度上半期	2年度上半期	H30年度上半期	R1年度上半期	2年度上半期	H30年度上半期	R1年度上半期	2年度上半期	H30年度上半期	R1年度上半期	2年度上半期	H30年度上半期	R1年度上半期	2年度上半期	H30年度上半期	R1年度上半期	2年度上半期	H30年度上半期	R1年度上半期	2年度上半期	H30年度上半期	R1年度上半期	2年度上半期	
総合相談業務	総合相談業務	相談件数	合計	348	393	385	617	539	595	494	537	546	797	662	711	331	452	369	532	407	1,029	415	450	683	637	791	708
			電話（文書、メール、FAX含む）	236	277	273	342	288	370	249	239	265	470	363	440	220	274	261	341	277	795	261	291	492	283	404	395
			来所	25	28	19	95	88	81	111	137	128	160	140	133	53	60	47	82	79	65	52	44	38	167	166	141
			訪問	87	88	93	180	164	144	134	161	153	167	159	138	58	118	61	98	51	169	102	115	153	187	221	172
		相談者実人数	258	298	301	516	502	453	465	540	503	739	621	616	350	452	369	240	207	371	406	438	819	525	693	397	
	地域におけるネットワーク構築	地域支援会議	開催回数	2	2	2	3	1	0	1	1	1	1	1	1	1	0	0	4	4	0	3	2	0	1	1	0
			参加者人数	23	23	19	41	24	0	19	20	11	16	19	9	25	0	0	86	67	0	64	34	0	20	16	0
		地域支援個別会議	開催回数	1	3	0	1	4	2	2	4	1	2	3	0	2	1	1	6	3	0	0	2	1	2	6	2
			個別事例検討件数 （検討延べ件数）	2	2	0	1	3	4	2	3	1	2	2	0	2	1	2	6	4	0	0	2	1	2	5	2
			個別事例の対象者数 （個別事例の件数）	2	2	0	1	3	4	2	4	1	2	2	0	2	1	2	6	4	0	0	2	1	2	5	2
			参加者人数	7	20	0	10	30	31	26	28	10	9	20	0	38	15	21	50	43	0	0	18	0	15	53	19
		地域活動 （主催・共催）	開催回数	2	4	0	13	17	1	7	0	1	45	54	1	8	6	5	16	12	1	14	8	0	34	11	0
			参加者人数	26	49	0	162	235	2	75	0	6	758	1,108	9	69	181	40	321	271	20	175	68	0	423	136	0
		地域活動 （他機関の開催）	参加回数	33	36	3	131	42	6	140	137	22	81	66	4	102	73	64	103	88	25	19	24	2	39	55	4
			参加者人数	1,205	1,229	61	2,670	1,469	64	3,176	3,068	361	2,374	1,743	60	1,556	1,143	620	1,878	1,804	325	249	1,549	10	742	906	61
介護者サロン		開催回数	11	11	3	13	12	0	9	21	3	15	18	0	9	10	3	12	7	0	15	12	0	17	23	1	
	参加者人数（男性）	36	26	3	36	35	0	12	48	7	25	33	0	16	15	0	16	6	0	70	43	0	28	45	3		
	参加者人数（女性）	155	225	11	290	178	0	35	192	4	57	60	0	113	114	19	61	39	0	213	120	0	46	123	2		
継続見守り支援	対象人数	9	4	11	6	9	15	13	31	25	11	0	3	13	2	10	7	3	5	35	7	20	219	200	55		
	訪問・連絡回数	10	3	12	6	9	16	31	51	31	11	0	3	16	2	12	9	3	22	41	9	20	223	206	96		
ケアマネジメント	介護支援専門員への個別支援	個別事例に対するサービス担当者会議開催支援の回数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	2	4	0	4	2	1	0	0	0	1	2	
		ケアプラン作成指導等を通じた介護支援専門員のケアマネジメントの指導回数	51	42	114	82	71	65	35	16	45	18	20	20	2	4	6	25	1	15	31	23	24	21	16	7	
	ケアマネ会議	開催回数	3	7	2	2	3	1	2	2	0	2	6	1	5	3	1	2	2	4	3	2	0	6	5	0	
		参加事業者数	47	75	21	48	55	10	23	55	0	50	69	12	67	46	13	42	44	19	21	50	0	137	131	0	
	関係機関との連携	医療機関	41	28	32	110	103	117	58	62	103	68	65	95	60	76	61	81	52	68	67	39	62	71	99	121	
		その他	63	41	48	194	155	166	129	128	148	170	124	270	153	87	108	19	76	121	33	45	2	117	112	218	
権利擁護業務	相談件数	延回数	高齢者虐待	18	3	34	51	11	40	9	7	30	1	0	1	15	19	20	7	1	51	17	3	1	75	139	164
			成年後見制度	6	4	3	1	0	35	1	0	0	1	0	0	10	1	0	11	2	1	2	0	2	0	2	10
			困難事例	114	8	78	28	47	285	22	15	33	26	28	57	35	0	26	78	13	49	67	24	27	324	379	486
		実件数	消費者被害	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	5	0	2	0	0	0	10
			高齢者虐待	2	2	3	5	2	4	3	3	2	1	0	1	4	5	5	3	4	6	6	1	1	9	15	16
			成年後見制度	2	2	1	1	0	5	1	0	0	1	0	0	3	1	0	10	3	1	2	0	1	0	2	1
	うち、首長申立件数	うち、首長申立件数	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		困難事例	9	4	7	5	10	19	4	2	5	6	3	9	8	0	5	24	12	10	11	8	11	27	30	35	
		消費者被害	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	5	0	1	0	0	0	4	
		消費者被害	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	5	0	1	0	0	0	4	
マニエメント業務	介護予防ケアマネジメント実施状況	介護予防ケアマネジメント要支援者	介護予防支援事件数 （当該月に給付管理票を作成した件数）	509	613	572	715	827	911	1,104	1,177	1,082	898	998	1,038	731	748	719	815	886	870	581	803	867	752	840	1,032
			うち、業務委託件数	262	327	299	397	456	507	505	600	525	515	540	533	567	554	545	602	671	714	144	340	476	624	700	892
			業務委託事業者数	137	130	165	162	161	167	173	219	194	144	137	148	204	194	155	206	217	226	75	151	139	177	199	205
		ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメント件数 （当該月に給付管理票を作成した件数）	571	537	456	1,095	1,113	1,097	1,028	1,027	919	1,037	1,280	1,200	978	959	842	947	943	893	795	1,006	823	997	1,094	1,047
			うち、業務委託件数	235	205	143	596	603	668	455	456	366	371	517	482	762	695	657	680	661	685	144	596	456	858	956	961
		業務委託事業者数	90	105	69	153	179	185	148	150	153	145	158	164	207	214	188	206	209	232	68	161	146	171	205	207	
	ケアマネジメントC	件数	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメント件数 （当該月に給付管理票を作成した件数）	98	58	44	32	37	33	78	96	71	94	130	107	329	419	354	96	85	89	113	149	149	53	114	103	
		うち、業務委託件数	6	0	0	0	0	6	0	0	0	2	0	3	56	63	64	17	7	6	8	79	82	21	75	73	
		業務委託事業者数	6	0	0	0	0	5	0	0	0	2	0	3	43	45	49	17	7	6	8	47	65	12	39	42	
ケアマネジメントC	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

				浦和												南									
				かさい医院			スマイルハウス浦和			ジェイコー埼玉			尚和園			社協みなみ			ハートランド浦和			けやきホームズ			
				H30	H31年度上半期	H32年度上半期	H30年度上半期	H31年度上半期	H32年度上半期	H30年度上半期	H31年度上半期	H32年度上半期	H30年度上半期	H31年度上半期	H32年度上半期	H30年度上半期	H31年度上半期	H32年度上半期	H30年度上半期	H31年度上半期	H32年度上半期	H30年度上半期	H31年度上半期	H32年度上半期	
総合相談業務	総合相談業務	相談件数	合計	1,040	1,130	977	974	1,023	1,321	385	618	624	587	436	421	492	606	658	382	423	427	453	484	432	
			電話（文書、メール、FAX含む）	788	863	750	531	555	824	231	385	452	246	174	249	301	388	436	259	285	322	221	221	239	
			来所	97	134	114	251	255	248	43	96	26	136	135	66	81	99	111	42	52	34	104	85	90	
			訪問	155	133	113	192	213	249	111	137	146	205	127	106	110	119	111	81	86	71	128	178	103	
	地域におけるネットワーク構築	地域支援会議	開催回数	1	1	1	2	3	2	3	3	0	1	1	1	1	1	0	2	2	0	1	1	1	
			参加者人数	13	14	9	44	74	31	55	62	0	19	22	13	23	23	0	39	37	0	21	21	23	
		地域支援個別会議	開催回数	0	1	1	1	4	1	3	1	0	2	0	2	3	1	0	5	0	1	3	1	1	
			個別事例検討件数 （検討延べ件数）	0	2	2	1	5	1	3	1	1	0	3	0	2	3	1	0	5	0	1	3	1	
			個別事例の対象者数 （個別事例の件数）	0	2	2	1	5	1	3	1	1	0	3	0	2	3	1	0	5	0	1	3	1	
		地域活動 （主催・共催）	開催回数	0	25	22	27	82	13	16	11	10	0	35	0	25	33	11	0	52	0	18	33	10	
			参加者人数	14	13	2	58	47	12	76	86	3	15	32	5	16	18	1	23	14	1	38	33	11	
		地域活動 （他機関の開催）	参加回数	316	137	24	1,563	1,304	310	2,516	1,700	24	211	686	41	346	451	28	523	487	28	671	686	120	
			参加者人数	96	131	46	28	32	11	66	55	29	70	91	16	44	31	0	27	39	9	21	35	3	
		介護者サロン	開催回数	954	1,380	450	607	589	80	939	872	330	1,253	1,252	213	911	447	0	616	886	161	533	1,443	27	
			参加者人数	14	19	0	14	13	1	12	15	0	20	21	5	10	10	4	16	16	0	18	18	4	
参加者人数（男性）	19		26	0	13	25	1	76	64	0	21	25	1	14	32	7	40	55	0	19	19	2			
継続見守り支援	参加者人数（女性）	75	91	0	55	101	3	91	118	0	125	113	20	49	26	15	163	235	0	130	150	28			
	対象人数	0	0	0	31	22	33	141	161	154	30	15	26	0	0	1	11	11	4	11	7	11			
訪問・連絡回数	訪問・連絡回数	0	0	0	41	22	35	48	43	69	30	17	26	0	0	2	12	14	4	11	7	12			
	個別事例に対するサービス担当者会議開催支援 の回数	0	0	0	0	0	0	2	4	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	8	0	1			
ケアマネジメント	ケアマネジメント	個別事例に対するサービス担当者会議開催支援 の回数	ケアプラン作成指導等を通じた介護支援専門員 のケアマネジメントの指導回数	88	106	116	145	140	86	63	30	12	8	0	44	25	92	155	49	20	79	44	64	71	
			開催回数	8	13	0	2	12	1	4	2	0	6	3	0	2	3	0	4	3	0	1	2	0	
	ケアマネ会議	参加事業者数	233	241	0	37	64	13	92	70	0	146	86	0	25	31	0	47	28	0	25	35	0		
		医療機関	35	69	39	90	94	135	25	39	49	50	48	54	82	82	146	73	82	128	42	53	63		
	関係機関との連携	その他	101	98	42	201	204	258	40	100	119	138	121	106	276	193	316	80	95	97	61	68	70		
		高齢者虐待	56	202	25	42	23	56	27	15	35	12	11	6	15	24	70	0	12	11	18	21	7		
	権利擁護業務	相談件数	延回数	成年後見制度	41	19	0	8	20	0	18	14	9	4	6	27	11	7	38	1	3	2	0	4	1
				困難事例	68	336	328	126	164	88	61	134	92	21	79	112	61	55	32	62	39	37	40	32	13
				消費者被害	3	0	2	0	0	2	0	0	17	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	6
		実件数	高齢者虐待	成年後見制度	9	16	3	7	8	13	4	5	2	7	4	2	2	4	6	0	1	3	5	2	3
うち、首長申立件数				6	4	0	3	8	0	4	4	1	2	6	10	1	2	2	1	2	2	0	2	1	
うち、首長申立件数				0	2	0	0	0	0	2	1	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	
困難事例				11	26	31	6	21	12	10	20	15	11	23	23	3	2	1	14	17	5	6	7	2	
消費者被害		消費者被害	2	0	1	0	0	2	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1	1	2	2		
		介護予防支援	620	647	678	777	845	770	1,203	523	563	643	763	728	946	1,032	1,095	1,068	1,150	1,207	714	779	748		
マネジメント業務		要支援者	介護予防ケアマネジメント実施状況	うち、業務委託件数	348	402	468	491	708	695	867	427	455	418	489	465	576	646	690	763	797	862	420	439	464
	業務委託事業者数			256	149	183	199	207	207	168	167	190	224	213	198	160	148	184	285	306	298	150	163	169	
	ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメント件数 （当該月に給付管理票を作成した件数）	986	966	756	1,031	991	903	742	709	641	741	620	555	818	874	752	1,232	1,330	1,199	649	708	685		
		うち、業務委託件数	452	486	441	577	771	775	468	585	498	405	313	313	389	447	444	874	985	876	403	426	435		
	ケアマネジメントC	業務委託事業者数	174	213	199	180	221	240	176	168	177	172	173	177	160	168	181	256	259	258	147	155	176		
		件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメント件数 （当該月に給付管理票を作成した件数）	37	47	28	29	39	37	30	27	18	79	85	62	44	36	60	115	97	61	39	83	94		
		うち、業務委託件数	0	0	0	12	23	19	4	21	12	18	17	4	0	0	15	24	20	24	17	17	29		
	ケアマネジメントC	業務委託事業者数	0	0	0	12	23	19	4	21	12	8	12	4	0	0	15	18	20	23	17	17	22		
		件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

			緑						岩槻						市合計							
			リハビリハウス			浦和しぶや苑			松鶴園		社協岩槻			白鶴ホーム								
			H30	H31	H32	H30	H31	H32	H30	H31	H32	H30	H31	H32	H30	H31	H32	H30	H31	H32		
総合相談業務	総合相談業務	相談件数	合計	478	516	489	555	591	643	607	655	619	505	542	488	285	426	541	14,479	15,735	16,777	
			電話（文書、メール、FAX含む）	293	324	310	328	404	514	448	491	473	254	271	260	168	202	238	8,515	9,336	10,998	
			来所	39	48	30	59	62	32	45	50	42	173	169	119	45	67	68	2,402	2,600	2,080	
			訪問	146	144	149	168	125	97	114	114	104	78	102	109	72	157	235	3,551	3,799	3,699	
		相談者実人数	464	476	465	472	468	481	476	522	525	367	510	344	242	340	374	11,874	12,893	12,571		
	地域におけるネットワーク構築	地域支援会議	開催回数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	42	40	19	
			参加者人数	36	30	36	19	31	31	15	19	18	21	14	11	19	26	18	816	806	321	
		地域支援個別会議	開催回数	1	2	0	0	3	0	2	2	0	1	3	0	1	1	0	38	79	20	
			個別事例検討件数 （検討遅べ件数）	1	2	0	0	3	0	2	2	0	1	3	0	1	1	0	40	79	24	
			個別事例の対象者数 （個別事例の件数）	1	2	0	0	3	0	2	2	0	1	3	0	1	1	0	40	79	24	
		地域活動 （主催・共催）	参加者人数	11	26	0	0	34	0	24	16	0	14	21	0	9	8	0	401	825	219	
			開催回数	32	33	0	24	22	2	21	18	1	16	13	2	28	24	0	805	770	161	
		地域活動 （他機関の開催）	参加者人数	493	373	0	356	305	24	352	490	11	340	318	71	490	481	0	16,332	14,889	1,795	
			開催回数	68	72	12	103	69	51	37	90	7	9	19	3	24	21	1	1,690	1,659	396	
		介護者サロン	参加者人数	1,122	1,164	139	1,469	939	488	668	1,782	154	206	321	32	514	724	11	35,479	35,576	4,916	
開催回数			30	28	3	18	25	1	10	12	0	15	16	3	13	16	0	463	495	49		
参加者人数（男性）	86		113	9	30	34	2	37	16	0	58	45	8	37	63	0	1,185	1,282	74			
継続見守り支援	参加者人数（女性）	137	145	5	75	88	1	153	138	0	67	88	13	53	117	0	3,700	4,196	237			
	対象人数	24	32	24	22	52	14	62	83	123	13	14	13	29	24	59	1,016	1,026	1,044			
	訪問・連絡回数	25	35	24	16	20	20	75	120	168	15	19	14	33	31	63	1,160	1,031	1,258			
ケアマネジメント	包括的・継続的	介護支援専門員への個別支援	個別事例に対するサービス担当者会議開催支援の回数	0	0	2	6	1	0	3	1	4	2	0	5	0	2	1	35	19	34	
			ケアプラン作成指導等を通じた介護支援専門員のケアマネジメントの指導回数	67	60	51	55	58	45	51	27	43	18	1	53	4	4	8	1,163	1,190	1,520	
	関係機関との連携	開催回数	2	4	0	4	3	0	3	3	1	2	2	0	3	3	0	96	111	16		
		参加事業者数	61	69	0	80	63	0	80	36	11	63	41	0	72	58	0	1,792	1,666	118		
		医療機関	91	92	84	101	117	151	19	18	46	20	2	91	19	70	67	1,520	1,714	2,132		
		その他	91	94	91	135	139	81	50	31	52	12	0	77	8	22	14	2,708	2,751	3,117		
権利擁護業務	相談件数	延回数	高齢者虐待	15	15	14	34	18	34	4	7	5	9	1	27	8	3	3	546	659	873	
			成年後見制度	2	4	4	25	5	7	22	4	8	14	3	25	3	6	2	215	177	292	
			困難事例	60	25	27	9	62	21	30	60	8	31	5	78	18	2	33	1,654	2,003	2,767	
		実件数	消費者被害	0	1	0	6	0	0	1	2	0	0	0	4	0	0	0	40	32	58	
			高齢者虐待	8	8	8	12	6	8	2	3	2	6	1	5	5	2	1	126	113	119	
			成年後見制度	2	3	2	5	3	4	12	3	1	7	2	3	2	2	2	79	66	51	
			うち、首長申立件数	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	12	7	9	
			困難事例	23	16	12	3	11	9	23	14	5	17	2	9	5	1	6	293	291	288	
			消費者被害	0	1	0	1	0	0	1	2	0	0	0	1	0	0	0	21	24	26	
		マネジメント業務	介護予防ケアマネジメント実施状況	要支援者	介護予防支援	介護予防支援事業件数 （当該月に給付管理票を作成した件数）	905	1,180	1,248	927	1,019	1,081	997	1,067	1,079	656	705	770	893	959	1,024	22,328
うち、業務委託件数	597					727	775	584	630	643	621	786	812	435	469	548	493	550	514	13,743	15,480	16,472
ケアマネジメントA	業務委託事業者数			205	190	203	213	224	225	228	245	228	179	174	192	168	165	169	4,803	5,053	5,128	
	介護予防ケアマネジメント件数 （当該月に給付管理票を作成した件数）			1,063	999	1,016	1,359	1,241	1,160	1,053	1,012	844	741	749	671	687	749	745	27,099	28,020	24,745	
ケアマネジメントC	うち、業務委託件数			656	594	618	752	642	562	640	675	566	562	583	526	353	427	499	15,469	16,932	15,628	
	業務委託事業者数			258	220	228	251	224	191	226	234	198	176	171	206	118	138	154	4,700	5,007	4,948	
事業対象者	ケアマネジメントA			件数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4	0	3
				介護予防ケアマネジメント件数 （当該月に給付管理票を作成した件数）	11	15	12	47	49	25	87	75	66	75	70	54	64	101	101	2,182	2,505	2,267
				うち、業務委託件数	2	3	3	1	1	3	1	19	17	6	6	12	1	5	15	298	529	635
				業務委託事業者数	1	3	3	1	1	3	1	17	17	6	6	12	1	5	15	234	383	462
ケアマネジメントC	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	23	28	10			

令和2年度上半期

さいたま市地域包括支援センター

介護者サロン実施一覧について

令和2年度上半期さいたま市地域包括支援センター介護者サロン実施一覧

区	圏域	センター名	サロン名	開催回数(延べ)	参加人数(延べ)	会場	対象者	内容等	介護者サロンの参加者の主な声
西	南部	くるみ	介護者サロン	1	61	ニッ宮住宅集会所みらい	限定なし	・防災に関する地域学習会に併せて開催し、災害時の対応と要援護者・要介護者も含む住民の避難行動について考えた。	・マイタイムラインを利用して災害時の避難行動について考えることができた。 ・避難所の場所が分かったが、そこまでの移動や人数制限等で入れない場合の課題がある。 ・要援護者の避難をどうするか自治会として考えたい。 ・要介護者の避難についてはケアマネジャーと相談してショートステイなどの施設利用も考えたい。
北	北部	緑水苑	サロンちどり	1	2	茶の間	対象なし	茶話会を中心に塗り絵・理学療法士指による集団体操・トランプ等 第1月曜日14:00~15:00	久々に開催できてよかったけど、今後の活動について不安を感じる
	東部	諏訪の苑	お茶飲みサロン	1	11	包括諏訪の苑	制限なし	不定期開催 体操・脳トレ・様々なレクリエーション・歌の後、お茶を飲みながら情報交換を行い交流を深める。	地域活動、敬老会が中止になり久しぶりに集まれて嬉しい。歌ったり、飲食ができなくても集まれたことが嬉しかった。
			大宮のつどい	1	5	包括諏訪の苑	若年で発症した認知症の方と介護している家族。年齢に関わらず参加を希望する家族、当事者。	毎月第4水曜日14:00~15:30 介護者同士の情報交換や悩み相談を行う。	9月に久々に集まれてよかった。若年性認知症の家族だけでなく悩みが共有できるのであれば若年を外してもいいと思う。
	西部	ゆめの園	ほっとサロンつどい(介護者のつどい)	3	15	日進公民館	限定なし	毎月第1月曜日13:30~14:30 地域住民対象のミニ講座。講師を依頼し介護や健康や生活をテーマに知識を広げる。情報共有や情報交換し、交流をはかる。	・骨折の手術後に右手が上がりづらかったが、理学療法士の講師の話がとても参考になった。
			リラクゼーションヨガ(介護者のつどい)	1	17	なごやかレジデンス	限定なし	毎月第4月曜日13:30~15:00 講師によるヨガ	・呼吸法とポーズで体がほぐれた。
			介護者のつどい なでしこ*日進	3	15	日進公民館	限定なし	毎月第3月曜日13:30~14:30 茶話会で情報交換や悩みを話す。	・新型コロナウイルスの影響でやっていなかったが、再開し話ができる場ができて良かった。 ・介護の相談ができ、色々話を聞くことができて良かった。
東部	白菊苑	介護者サロン(フリー)	1	2	白菊苑201会議室	限定なし	日頃の悩みを語り合ったり情報交換をしたりできる場所 ほっと一息つける集いの場	たくさんお話ができてよかった。 同じ立場の人がいると話しやすいと思った。 サロン内では「コロナで自粛中でも、デイはやっていくれたので、自分の時間もできてよかった」と話があった。	
		ケアラズカフェ だんだん	4	11	埼玉福祉保育医療専門学校 第2校舎4階	限定なし	想いを話したり、ゆったり寛いだり、介護者同士の情報交換ができる場所 共催:ほっととおみや	自分の悩みが話せてよかった。 ここで話ができることで、自分のストレス発散になる。 自粛中はなかなか人と話せなかったため、ここに来て話せてよかった。 サロン中には「親の世話で苦勞している部分もあるが、親なのでやって当然という思いもある」と話あり。	
	西部	春陽苑	リフレッシュサロン	2	8	大成公民館 みつわ会館	介護している方 介護していた方	座談会(介護についての悩み、疑問点等話し合う、情報交換)	大変なのが自分だけではないと知った。 対応方法等勉強になった。 話を聞いてデイサービスの利用をもう少し頑張ってみようと思った。 介護で8kg体重が減った。トイレ介助により不眠となった。こんな話ができるようになって良かった。
見沼	北部	やさのすいたぎま	やすらぎサロン	3	14	春岡公民館 さいたまやすらぎの里	介護をしている人 どなたでも	介護について知りたい方が、どなたでも参加できる「学ぼう会」と介護をしている方向士が、気持ちを語りあう「語ろう会」を行っている。	コロナ禍の中、出かける場所がなくなってストレスがたまってきたので、他の介護者と話ができたり、勉強できる場所があつてよかった。
	西部	大和田	介護者のつどい	3	11	見沼区役所多目的室	介護者・本人	介護者や本人の日常生活状況や介護状況、介護経験、悩み、不安等の意見交換、情報交換、情報提供を行う。	話せる場所があつて良かった。(コロナ禍の中)再開出来て良かった。
中央	北部	グナとヴィラン	若年性認知症カフェ	3	19	ご本人宅	若年性認知症の方、ご家族、民生委員、専門職等	茶話会、ピアノ演奏、若年性認知症の方向士の交流	他者と関わる機会を持つことで、本人の活動性や社会性の復活へのアプローチに繋がる。支援者に生活課題を相談できることもありがたい。 地域住民もご本人のことを気にかけてたり、理解してくれる人が増えている。
桜	南部	ザイクタツ	オレンジカフェ	1	5	①みんなの家・中浦和 ②田島団地こかげのテラス ③夢眠さくら	認知症の方、介護をしている家族、地域住民、専門職	認知症に関する情報交換、茶話会、講話など	・のぼり旗を見て、気になって寄ってみた ・自分のマンションでもやってみたい ・スクリーンで景色の映像が見られてよかった
浦和	東部	ハスウスイ浦	領家のつどい	1	4	領家公民館	介護者・一般の方	「認知症の人と家族の会」「在宅介護支援センターうらしん」の協力を得て、訪問看護・訪問リハビリ・薬剤師・歯科衛生士等の介護・医療の専門職を招いて、1時間程度の講座と、「今困っていること」「講座の内容について」などを話し合う茶話会を開催している。	・介護の悩みなどについて話す機会が少ないのでつどいがあるのはありがたい。 ・コロナ禍のため、しばらく中止していたが再開できることになって良かった。
	南部	尚和園	介護者サロン仲本荘	2	14	老人福祉センター仲本荘 ※奇数月開催	介護者 高齢者	・コーヒーを飲みながら、介護者、高齢者の相談に応じ情報を提供している。 ・『介護』との関わり、健康寿命、エンディングノートなどの情報を提供している。	・「自分が要介護になったらどうするか」と考えるよい機会になった。 ・「介護」を身近なものとして実感できた。
			介護者サロン岸町	3	7	岸町公民館	介護者 高齢者	・水分補給のための飲み物を提供している。 ・地域包括支援センター職員などの専門のスタッフもおり、成年後見制度等についての相談等も行うことができる。 ・成年後見制度等についての専門スタッフがおり、相談等も行うことができる。 ・ハンドセラピーにより、心身共にリフレッシュできる場となっている。	・マッサージが心地良く、リラックスできた。 ・成年後見制度等について専門的な意見を聞くことができた。

令和2年度上半期さいたま市地域包括支援センター介護者サロン実施一覧

区	圏域	センター名	サロン名	開催回数 (延べ)	参加人数 (延べ)	会場	対象者	内容等	介護者サロンの参加者の主な声	
南	東部	社協みなみ	おしゃべりカフェみなみ	2	15	南浦和公民館	介護者、介護経験者	介護者や介護経験者、介護に関心のある方との意見交換、情報交換。	・久しぶりになじみの人に会って、ほなしが出来てよかった。 ・家族を介護中だが、眠らないことやトイレの失敗、栄養のことなど他の方の意見を聞きたいと思い参加した。 ・自分が話したことに皆が色々意見を言ってくれ、参考になる。	
			オレンジカフェみなみ	2	7	大谷場共同自治会館	介護者、当事者、専門職、地域住民等	認知症に関する情報交換、交流、相談	・今後の自分のために参加している。 ・認知症にならないように気を付けたいと思う。 ・月に一度ここに来て話すのがうれしい。	
	西部	けやきホームズ	だいじょうぶ会	3	28	コミュニティーサロン be-人room	介護をしている方 介護をされている方 介護を終えた方	茶話会	・新型コロナウイルス感染予防のことを考えると時間短縮での開催は仕方ないが、もっと話したい。 ・マスクやフェイスシールドをしなからの会話は暑い話しにくい。	
			おひさまサロン	1	2	西浦和公民館	介護をしている方 介護をされている方 介護を終えた方	茶話会、簡単な作品作り等の趣味活動	・家に居るとやることがないので、再開してくれて嬉しい。	
	緑	北部	リバティハウス	介護者のつどい	1	2	美園公民館	対象者限定なし	介護者同士の交流	半年ぶりのつどいの再開はうれしい。コロナ禍の中、他の方と話す機会がなかったのは辛かった。皆さんがどのように過ごしていたのか、話が聞けて良かった。
				介護者サロン みどり (浦和しずや苑と共催)	1	3	緑区役所1階多目的ホール	対象者限定なし	介護者同士の交流	感染対策をしっかりと上で開催してくれたので、安心して参加が出来た。参加者の皆さんの近況を聞くことができてよかった。継続して実施してほしい。
オレンジカフェ				1	9	大門中自治会館	対象者限定なし	介護者同士の交流	コロナで開催できず、他の皆さんがどう過ごしていたか気になっていたので話が出来てよかった。	
南部		浦和苑しず	介護者サロン みどり (リバティハウスと共催)	1	3	緑区役所1階多目的ホール	対象者限定なし	介護者同士の交流・茶話会	再開することができて良かった。	
岩槻	中部	社協岩槻	介護者サロンやまぶき	1	7	岩槻本町公民館	介護者、当事者	9月より毎月第4水曜日開催 茶話会、ミニ講座等	・8か月ぶりに顔なじみの方に会うことができ、嬉しかった ・コロナ禍のなか、病院や施設で家族に面会ができず複雑な思いがした ・今後また介護の助言や励まし等頂けると思うと安心した	
			男性だけの介護者のつどい	1	5	アバマンショップ岩槻店 お客様サロン	男性介護者	7月に臨時開催を行い、10月より毎月第3金曜日開催(1月を除く) 男性同士の悩み等の相談や介護保険利用の情報交換	・リスクも十分理解しているが、今の時期だからこそ顔を見て話をする必要があると思う ・集まることでストレス発散ができて、その後は新たな気持ちで介護に向き合える ・リモートでは得られない充実感がある	
			オレンジカフェ えがお	1	9	ワッツ東館多目的ルーム	介護者、当事者	9月より毎月不定期開催 茶話会、百歳体操、利用当事者からの歳時記講話、童謡・歌謡の合唱、折り紙など	・場所を変えても開催してもらって良かった ・久しぶりに皆に会えて嬉しかった ・自粛中の自宅での過ごし方など情報共有ができた	

空白のページ

令和2年度

さいたま市地域包括支援センターにおける
介護予防支援業務の公正・中立性の評価について

地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性の評価について

1. 評価の目的等

地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性の評価については、さいたま市地域包括支援センター運営要綱第5条第2項第6号規定で「センターが作成するケアプランにおいて、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏りがな

いこと」を求めていることから、以下の方法により評価を行い、必要な指導を行う。

【参考】

○さいたま市地域包括支援センター運営要綱（平成18年7月3日制定）

第5条 センターは、本事業を実施するにあたって、高齢者に提供されるサービスが特定のサービス事業者

(1)～(7)略

2 センターは、公正・中立性を確保するため、禁止事項を次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) センターが作成する介護予防ケアプランの作成において正当な理由なく、特定の事業者が提供するサービスに偏りがな

(7) 略

2. 対象サービス種類

(1) 介護予防訪問介護

(2) 介護予防通所介護

※ただし、市独自型（緩和型）サービスについては、事業者数が少ないことから本調査から除く。

3. 評価方法

- ・ 時点評価については、毎年度1回実施し、対象月は異なった月（特定月）を指定する。
- ・ 各年度に定める特定月に作成された介護予防ケアプランのうち、上記の対象サービスが含まれているものに関し、最も利用の多い特定の事業者（Aとする）が提供するサービスへの集中状況を評価する。
- ・ 具体的には、介護サービス事業者利用分布状況の電算データを各区高齢介護課が区内センターに照会し、下記により判定基準数値を求める。その数値に基づき、課題の有無を判定する。

介護予防訪問介護の占有率の算定式

特定月に作成され、A社の介護予防訪問介護を含む介護予防ケアプランの件数

【判定基準】

特定月に作成され、介護予防訪問介護を含む介護予防ケアプランの総件数

占有率 > 50% → 課題あり

介護予防通所介護の占有率の算定式

特定月に作成され、A社の介護予防通所介護が位置づけられた介護予防ケアプランの件数

【判定基準】

特定月に作成され、介護予防通所介護が位置づけられた介護予防ケアプランの総件数

占有率 > 50% → 課題あり

4. ヒアリングおよび指導の実施

上記により、判定基準を超過し、「課題あり」とされた地域包括支援センターに対しては、そのような状況になった理由を文書により提出させ、必要に応じてヒアリングを実施し指導する。

その提出書類と判定結果およびヒアリング結果は、区連絡会及び運営協議会に報告するものとする。

地域包括支援センター名	介護予防訪問介護(令和2年7月提供分)			
	サービスを位置づけた事業者の総数	サービスを位置づけた人数が最も多い事業者Aに依頼した被保険者数	ケアプランに訪問介護を位置づけた被保険者数	サービスを位置づけた人数が最も多い事業者Aの全体に対する占有率
西区北部圏域 三恵苑	21	13	87	15%
西区南部圏域 くるみ	12	46	92	50%
北区北部圏域 緑水苑	21	15	81	19%
北区東部圏域 諏訪の苑	22	21	99	21%
北区西部圏域 ゆめの園	19	10	49	20%
大宮区東部圏域 白菊苑	16	34	102	33%
大宮区西部圏域 春陽苑	20	24	78	31%
見沼区北部圏域 さいたまやすらぎの里	17	20	53	38%
見沼区東部圏域 敬寿園七里ホーム	25	25	96	26%
見沼区西部圏域 大和田	23	8	75	11%
見沼区南部圏域 敬寿園	23	21	114	18%
中央区北部圏域 ナーシングヴィラ与野	24	10	62	16%
中央区南部圏域 きりしき	28	27	88	31%
桜区北部圏域 彩寿苑	19	15	91	16%
桜区南部圏域 ザイタック	31	22	139	16%
浦和区北部圏域 かさい医院	23	20	82	24%
浦和区東部圏域 スマイルハウス浦和	25	12	70	17%
浦和区中部圏域 ジェイコー埼玉	23	17	75	23%
浦和区南部圏域 尚和園	25	9	65	14%
南区東部圏域 社協みなみ	30	15	92	16%
南区中部圏域 ハートランド浦和	32	26	122	21%
南区西部圏域 けやきホームズ	27	14	77	18%
緑区北部圏域 リバティハウス	19	28	80	35%
緑区南部圏域 浦和しづや苑	28	15	102	15%
岩槻区北部圏域 松鶴園	21	25	94	27%
岩槻区中部圏域 社協岩槻	19	12	55	22%
岩槻区南部圏域 白鶴ホーム	19	23	73	32%
合 計			2,293	

地域包括支援センター名	介護予防通所介護(令和2年7月提供分)			
	サービスを位置 づけた事業者 の総数	サービスを位置 づけた人数が 最も多い事業 者Aに依頼した 被保険者数	ケアプランに通 所介護を位置 づけた被保険 者数	サービスを位置 づけた人数が 最も多い事業 者Aの全体に対 する占有率
西区北部圏域 三恵苑	29	27	150	18%
西区南部圏域 くるみ	26	85	212	40%
北区北部圏域 緑水苑	31	27	136	20%
北区東部圏域 諏訪の苑	39	47	188	25%
北区西部圏域 ゆめの園	28	42	165	25%
大宮区東部圏域 白菊苑	40	56	245	23%
大宮区西部圏域 春陽苑	35	44	216	20%
見沼区北部圏域 さいたまやすらぎの里	20	18	79	23%
見沼区東部圏域 敬寿園七里ホーム	35	20	178	11%
見沼区西部圏域 大和田	36	43	171	25%
見沼区南部圏域 敬寿園	37	30	205	15%
中央区北部圏域 ナーシングヴィラ与野	28	25	143	17%
中央区南部圏域 きりしき	31	49	173	28%
桜区北部圏域 彩寿苑	27	38	173	22%
桜区南部圏域 ザイタック	41	37	212	17%
浦和区北部圏域 かさい医院	45	17	149	11%
浦和区東部圏域 スマイルハウス浦和	39	20	177	11%
浦和区中部圏域 ジェイコー埼玉	37	18	124	15%
浦和区南部圏域 尚和園	36	8	98	8%
南区東部圏域 社協みなみ	37	28	104	27%
南区中部圏域 ハートランド浦和	39	28	225	12%
南区西部圏域 けやきホームズ	27	17	108	16%
緑区北部圏域 リバティハウス	38	78	195	40%
緑区南部圏域 浦和しぶや苑	35	45	202	22%
岩槻区北部圏域 松鶴園	26	20	160	13%
岩槻区中部圏域 社協岩槻	22	33	125	26%
岩槻区南部圏域 白鶴ホーム	29	30	179	17%
合 計			4,492	

空白のページ

高齢者の保健事業と介護予防の
一体的実施について

健康寿命延伸に向けた取組

平成30年4月12日経済財政諮問会議
加藤大臣提出資料(一部改変)

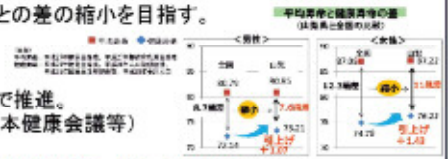
- **健康格差の解消**により、2040年までに健康寿命を3年以上延伸、平均寿命との差の縮小を目指す。
- 重点取組分野を設定、2つのアプローチで格差を解消。

①健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進

- ・多様な主体の連携により、無関心層も含めた予防・健康づくりを社会全体で推進。
(日本健康会議等)

②地域間の格差の解消

- ・健康寿命には、大きな地域間格差。地域ぐるみで取り組み、格差を解消。
※全都道府県が、健康寿命の最も高い山梨県の水準に到達すれば、**男性+1.07年、女性+1.43年**の延伸。



① 健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進

② 地域間の格差の解消

重点取組分野	具体的な方向性	目指す2040年の姿	
次世代の健やかな生活習慣形成等 健やか親子施策	<ul style="list-style-type: none"> すべての子どもの適切な生活習慣形成のための介入手法の確立、総合的な支援 リスクのある事例の早期把握や個別性に合わせた適切な介入手法の確立 教育に関わる関係機関の連携体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 成長環境に関わらず、すべての子どもが心身ともに健やかに育まれる。 例) 低出生体重児の割合や10代の自殺死亡率を先進諸国トップレベルに改善する。 	
疾病予防・重症化予防 がん対策・生活習慣病対策等	<ul style="list-style-type: none"> 個別・最適化されたがん検診・ゲノム医療の開発・推進、受けやすいがん検診の体制づくり インセンティブ改革、健康経営の推進 健康無関心層も自然に健康になれる社会づくり(企業、自治体、医療関係者等の連携共有・連携)(日本健康会議等) 	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人に応じた最適ながん治療が受けられる。 所得水準や地域・業種等によらず、各種の健康指標の格差が解消される。 	
介護・フレイル予防 介護予防と保健事業の一体的実施	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防(フレイル対策(口腔、運動、栄養等)を含む)と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防を一体的に実施する仕組みの構築、インセンティブも活用 実施拠点として、高齢者の通いの場の充実、認知症カフェの更なる設置等 地域交流の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 身近な地域で、生活機能低下防止と疾病予防・重症化予防のリープスが一体的に受けられる。 例) 通いの場への参加率 15% 認知症カフェの設置箇所数 9,500箇所 	
基盤整備			
見える化	データヘルス	研究開発	社会全体での取組み

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する有識者会議

○有識者会議における検討

- ・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関して、制度的・実務的な論点について整理するため、**有識者会議を設けて検討。**

※ 保健事業・介護予防に係る学識経験者、保険者の代表者、職能団体の代表者などにより構成。

- ・ 同有識者会議の検討状況は、**社会保険審議会医療保険部会及び介護保険部会に報告。報告を踏まえながら、両部会において制度面・実務面の観点から議論。**

<有識者会議における主な検討事項>

- (1) 一体的実施の意義・目的
- (2) 実施内容(効果的な支援のあり方)
- (3) 実施主体(市町村と広域連合、保険者間の役割分担)
- (4) 事業スキーム(財源、計画、PDCA等)
- (5) その他

○検討スケジュール

- ・ 7月19日 医療保険部会開催
- ・ 7月26日 介護保険部会開催
- ・ 9月6日 第1回有識者会議開催
- ・ 9月20日 第2回有識者会議開催
- ・ 10月5日 第3回有識者会議開催
- ・ 10月24日 第4回有識者会議開催
- ・ 11月22日 第5回有識者会議開催
- ・ 12月3日 報告書とりまとめ
→ 両部会に報告、議論

構成員 (敬称略、50音順)	
有澤 賢二	日本薬剤師会常務理事
飯島 勝矢	東京大学高齢社会総合研究機構教授
石田 路子	NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事
遠藤 久夫	国立社会保険・人口問題研究所所長
大澤 正明	全国知事会理事(群馬県知事)
鎌田久美子	日本看護協会常任理事
河本 滋史	健康保険組合連合会常務理事
城守 国斗	日本医師会常任理事
小玉 剛	日本歯科医師会常務理事
近藤 克則	千葉大学予防医学センター社会予防医学研究部門教授
西藤 秀樹	全国老人クラブ連合会常務理事
田中 和美	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部栄養学教授
辻 一郎	東北大学大学院医学系研究科教授
津下 一代	あいち健康の森健康科学総合センターセンター長
藤井 康弘	全国健康保険協会理事
前塚 泰幸	全国市会副会長(三重県津市長)
山本 賢一	全国町村会副会長(岩手県軽米町長)
横尾 俊彦	全国後期高齢者医療広域連合協議会会長(佐賀県後期高齢者医療広域連合会長/佐賀県多久市長)

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みの創設及びその適切な実施等のために医療機関等へ支援を行う医療情報化支援基金の創設、医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設、市町村において高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築、被扶養者の要件の適正化、社会保険診療報酬支払基金の組織改革等の措置を講ずる。

改正の概要

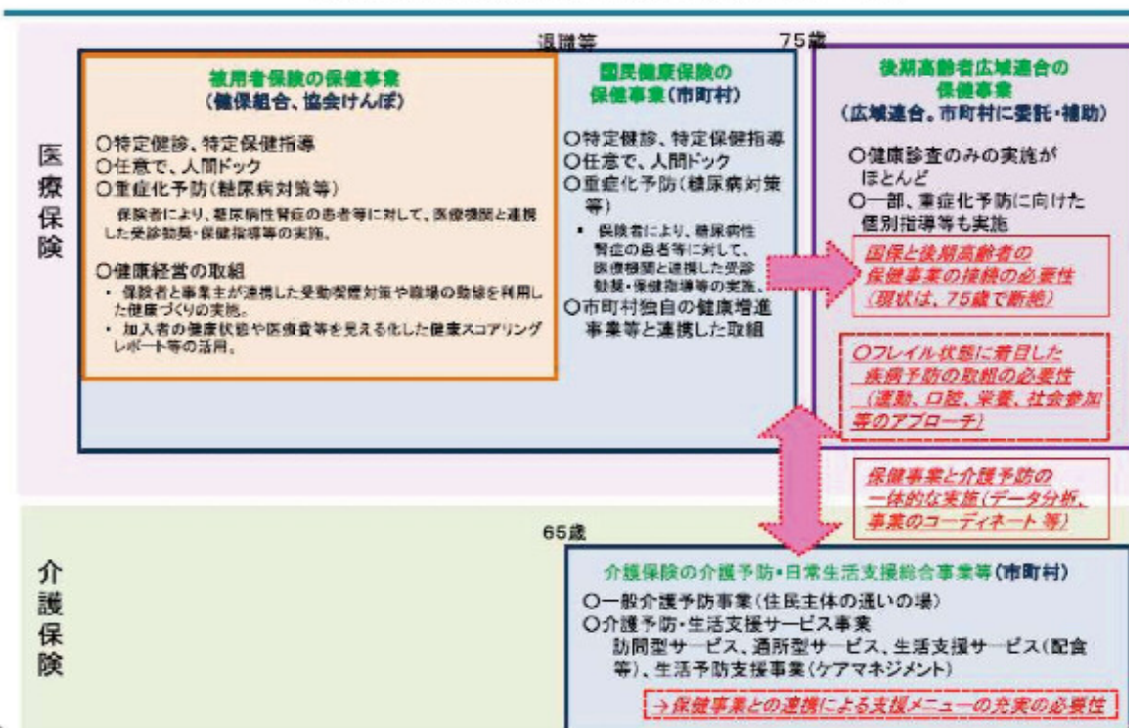
1. オンライン資格確認の導入【健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律(高確法)、船員保険法】
 - ・ オンライン資格確認の導入に際し、資格確認の方法を法定化するとともに、個人単位化する被保険者番号について、個人情報保護の観点から、健康保険事業の遂行等の目的以外で告知を求めるとを禁止(告知要求制限)する。
2. オンライン資格確認や電子カルテ等の普及のための医療情報化支援基金の創設【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】
3. NDB、介護DB等の連結解析等【高確法、介護保険法、健康保険法】
 - ・ 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)と介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)について、各DBの連結解析を可能とするとともに、公益目的での利用促進のため、研究機関等への提供に関する規定の整備(審議会による事前審査、情報管理義務、国による検査等)を行う。(DPCデータベースについても同様の規定を整備。)
4. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等【高確法、国民健康保険法、介護保険法】
 - ・ 75歳以上高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等について定めるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定の整備等を行う。
5. 被扶養者等の要件の見直し、国民健康保険の資格管理の適正化【健康保険法、船員保険法、国民年金法、国民健康保険法】
 - (1) 被用者保険の被扶養者等の要件について、一定の例外を設けつつ、原則として、国内に居住していること等を追加する。
 - (2) 市町村による関係者への報告徴収権について、新たに被保険者の資格取得に関する事項等を追加する。
6. 審査支払機関の機能の強化【社会保険診療報酬支払基金法、国民健康保険法】
 - (1) 社会保険診療報酬支払基金(支払基金)について、本部の調整機能を強化するため、支部長の権限を本部に集約する。
 - (2) 医療保険情報に係るデータ分析等に関する業務を追加する(支払基金・国保連共通)。
 - (3) 医療の質の向上に向け公正かつ中立な審査を実施する等、審査支払機関の審査の基本理念を創設する(支払基金・国保連共通)。
7. その他
 - ・ 未適用事業所が選及して社会保険に加入する等の場合に発生し得る国民健康保険と健康保険の間における保険料の二重払いを解消するため、所要の規定を整備する。【国民健康保険法】

施行期日

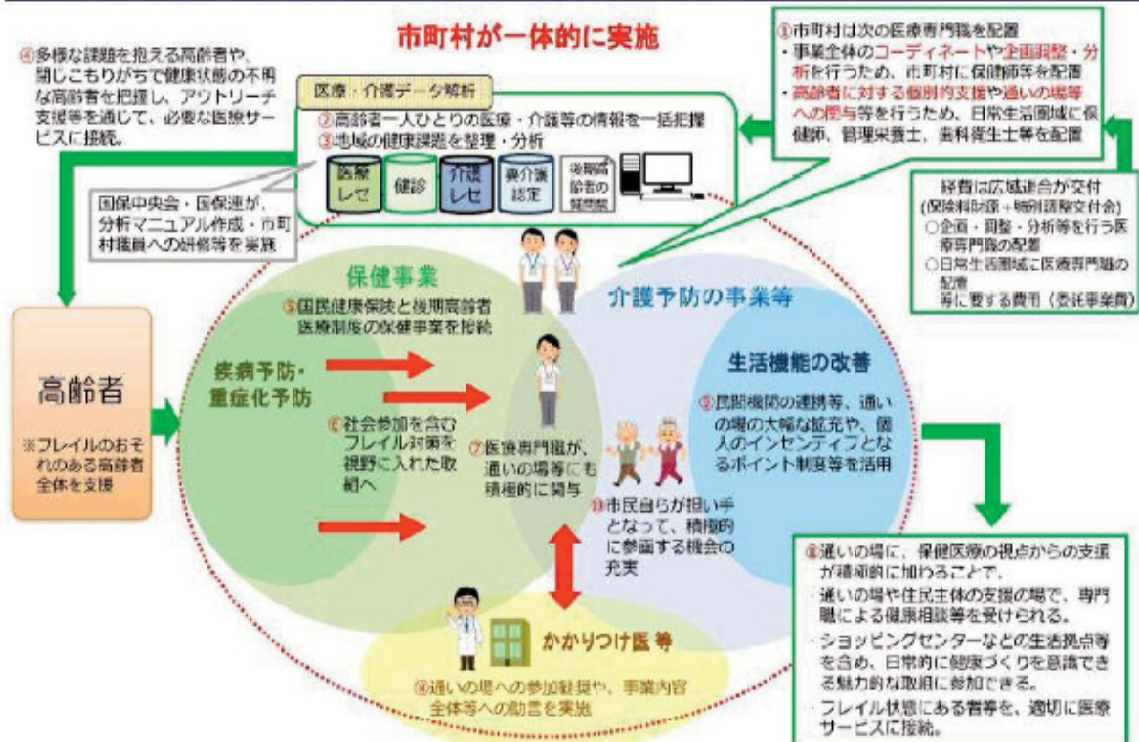
令和2年4月1日(ただし、1については公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日、2は令和元年10月1日、3並びに6(2)及び(3)は令和2年10月1日(一部の規定は令和4年4月1日)、5(2)及び7は公布日、6(1)は令和3年4月1日)

9

保健事業と介護予防の現状と課題(イメージ)



高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（市町村における実施のイメージ図）



令和元年10月25日 厚生労働省第149回市町村を職員を対象とするセミナー資料1 より抜粋

5



これまでの経緯

【令和元年度】

○法改正に伴い、後期高齢者医療広域連合の行う保健事業の実施を市町村に委託できるとなり、市町村において、高齢者の保健事業を国民健康保険保健事業や介護保険制度の地域支援事業と一体的に実施できるように体制整備が進められることとなった。

○法改正を踏まえ、「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版」（令和元年10月厚生労働省策定）において、関係機関の役割分担や留意点等が国から提示。

○国は令和6年度には全市町村において取組が実施されることを目標としている。

○さいたま市では、年金医療課及びいきいき長寿推進課を中心に、庁内外の関係者と実施に向けて検討。

○令和元年度中にさいたま市の基本方針の策定。

【令和2年度】

○後期広域連合との委託を締結。

○令和元年度に企画した5事業（令和2年度に1事業追加）について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業の見合わせや再検討の必要が発生。

○8月以降、事業内容の一部縮小・変更により、各取組を実施。

6



さいたま市の取組の方向性と事業への展開

(1) 国保データベースシステムを利用した健康課題の整理から、**取組の方向性**を決定

(2) 具体的な取組として、**新規5事業**を実施 (※のちに1事業追加⑥)

(1) 取組の方向性

医療機関への
受診勧奨

人工透析への
移行を予防する

フレイルの
予防、改善

①生活習慣プラス (生活習慣病重症化予防事業)

②糖尿病性腎症重症化予防応援プラン (糖尿病性腎症重症化予防継続支援事業)

③No! フレイル宣言 (低栄養防止指導事業)

④はつらつ健康調査 (医療未受診・介護サービス未利用者個別支援事業)

⑤通いの場における 歯科衛生士派遣事業



①生活習慣プラス

1 概要

- 生活習慣病の重症化が引き起こす重篤な症状を未然に防ぐことで、生活の質（QOL）を維持する。
- 市の後期高齢者健診で、「生活習慣病のリスクあり」となった方のうち、医療機関で治療を受けていない方に、受診勧奨を行う。

2 対象者

- 75～79歳で、健診結果から高血糖・高血圧及び脂質異常のリスクがあり、未受診。
- 令和2年度対象者は、約100人。

3 令和2年度の取組

9月

事業案内

～10月

電話指導

12月

電話指導





②糖尿病性腎症重症化予防応援プラン

1 概要

- ・糖尿病の方のQOLの維持向上を図り、人工透析移行など重症化を防止する。
- ・国民健康保険課の行う「糖尿病性腎症重症化予防対策事業」の修了者について、継続した支援を行う。

2 対象者

- ・国民健康保険課の「糖尿病性重症化予防対策事業」修了者。
- ・令和2年度対象者は、13人。

3 令和2年度の実施



9



③No! フレイル宣言

1 概要

- ・口腔機能・低栄養状態の改善を行うことで、全身のフレイルを予防・改善につなげる。
- ・市の後期高齢者健診の結果、低栄養状態が疑われる方に、栄養指導及び歯科口腔指導を行う。

2 対象者

- ・75～79歳で、健診結果からBMIが20未満、1年間に2キロ以上の体重減少がある方。
- ・令和2年度対象者は70名。

3 令和2年度の実施



10



④はつらつ健康調査

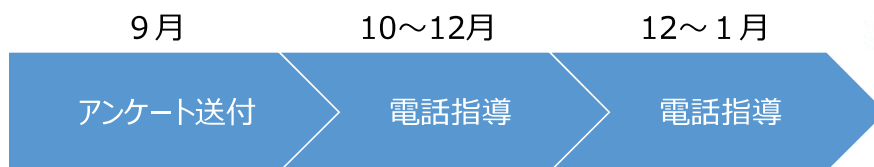
1 概要

- ・医療や介護サービス等の支援を受けていない方の状態を把握し、必要な支援につなげる。

2 対象者

- ・76～78歳で、前年度医療（健診含む）未受診、介護サービス未利用の方。
- ・令和2年度対象者は420名。

3 令和2年度の実施



11



⑤通いの場における歯科衛生士派遣事業

1 概要

- ・住民主体の通いの場へ歯科衛生士を派遣し、オーラルフレイル予防（嚥下機能検査、口腔体操の指導、歯科保健指導）を行う。

2 対象

- ・いきいき百歳体操の自主グループ活動の場。
- ・令和2年度対象は2区2グループ。

3 令和2年度の実施

令和2年10月に公民館でいきいき百歳体操を行う自主グループに対して、歯科衛生士より口腔体操をマスクをしながら実施。
 （R3年1月にも別グループへ実施予定）



12



⑥フレイル予防お立ち寄り相談

1 概要

・高齢者が日常的によく立ち寄る場所において、フレイル予防の普及啓発を行う。

2 対象

・さいたま市在住の高齢者

3 令和2年度の取組



令和2年11月、市内図書館において、フレイルに関する情報提供、血圧測定・指輪っかテスト・椅子からの立ち上がりテスト、健康相談（後期高齢者の質問票を用いて助言）を保健師等が実施。
（令和2年1月地域包括支援センター事業説明会以降に企画された事業）

13

さいたま市総合振興計画 基本計画 実施計画(素案・抜粋) 令和3年度～令和7年度

事業		03-1-1-03 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進					計画期間 最終目標
重点戦略	戦略1 戦術2	他施策への貢献（再掲）	06-1-1				
事業課	年金医療課	いきいき長寿推進課					
事業目的	高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することで、生活習慣病の重症化予防とフレイル(※)の予防・改善を目指します。						
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護のデータから地域の健康課題を把握し、フレイル(※)予防等を目的とした個別的な保健指導を行います。 ・「住民主体の通いの場」等での健康教育・健康相談等を実施します。 ・高齢者を必要な医療・介護サービスにつなげるため、受診勧奨、介護予防事業への参加勧奨等を実施します。 						
目標指標	実績	各年度の目標					計画期間 最終目標
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
① 事業実施日常生活圏域数	モデル圏域で実施 (令和2年度)	14圏域	18圏域	22圏域	27圏域	—	令和6年度までに市内全圏域 (27圏域)で実施
② 保健指導の参加者のうち、生活習慣を改善する意欲のある人の割合	—	60%	65%	70%	75%	80%	令和7年度までに80%
③ 通いの場等で健康教育等を受けた方が「とても満足」「満足」と回答した割合	—	82%	84%	86%	88%	90%	令和7年度までに90%

※健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のこと

14

地域包括支援センターとの連携が必要な取組や支援

○高齢者に対する個別支援（ハイリスクアプローチ）と通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）の双方の取組を進めていく。

○ハイリスクアプローチの取組を進める過程で、認知症の疑いのある方など、支援が必要なケースや困難ケースとの関りがあった場合には、10区高齢介護課を通じて、地域包括支援センターに情報提供し、地域の高齢者についての情報共有や支援が必要。

○ポピュレーションアプローチの推進に関しては、通いの場へ歯科衛生士派遣事業の取組の推進に当たって、圏域の地域包括支援センターによるいきいき百歳体操のグループ選定、グループリーダーとの調整や市及び区との橋渡しなどの役割を担っていただく。

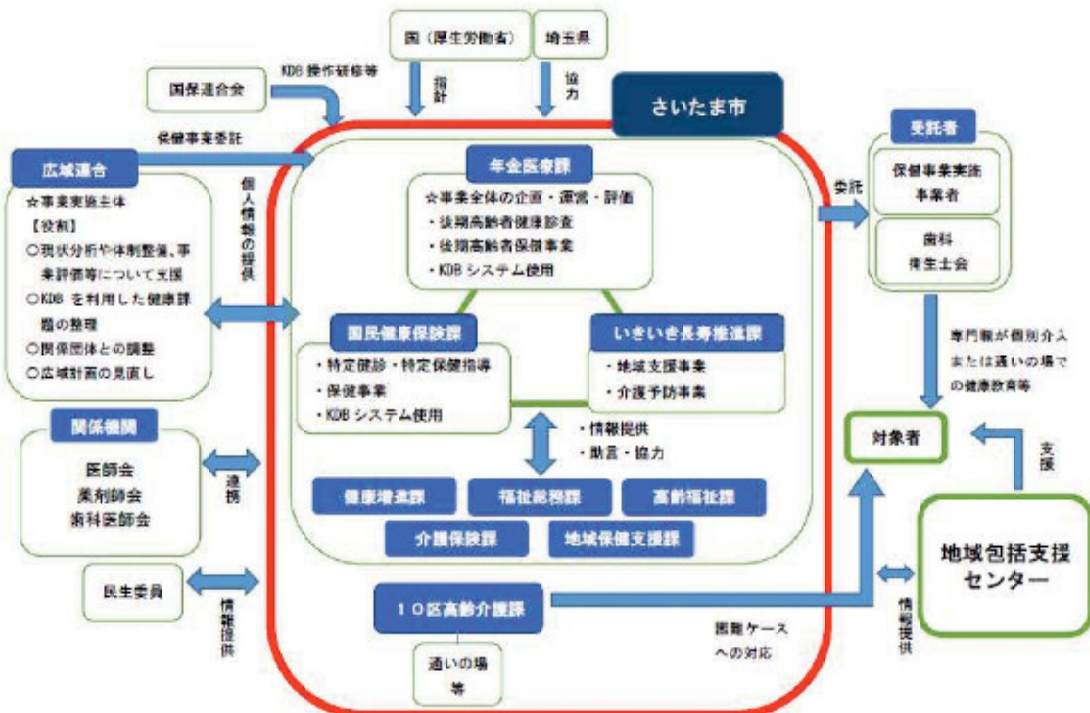


15



さいたま市一体的実施推進体制図

参考



16

空白のページ

さいたま市第8期高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画（素案）について

さいたま市第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

「さいたま市第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の期間が、令和2年度末で終了するため、次期計画期間における高齢者福祉施策及び介護保険制度の運営に係る基本方針、基本目標、介護保険サービスの見込み量等を定めるものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、法令等に基づき策定が求められている以下の計画として位置付けます。

- ① 市町村老人福祉計画（老人福祉法第20条の8）
- ② 市町村介護保険事業計画（介護保険法第117条）
- ③ 市町村認知症施策推進計画（任意計画）
- ④ 市町村成年後見利用促進計画（成年後見利用促進法第14条第1項）
- ⑤ 安心長生きのまちづくりに関する基本的な計画（さいたま市誰もが安心して長生きできるまちづくり条例第8条第1項）

(3) 計画の期間

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度まで（3年間）

(4) 計画に定める主な事項

- ① 計画の基本的枠組み（基本方針、参考成果指標、施策体系、日常生活圏域）
- ② 具体的施策、実施事業、活動指標
- ③ 介護保険サービス事業量の見込み

(5) 第7期計画からの主な変更点

- ① 「地域包括ケアシステム」の推進に向けて、「自助」、「互助」、「共助・公助」の取組の果たす役割を明確にするため、これらに対応する3つの基本目標を新たに設定
- ② 第7期の重点取組である「認知症施策」の更なる充実を図るため、新たに「認知症施策推進計画」を一体的に策定
- ③ 成年後見制度の利用促進を図るため、新たに「成年後見利用促進計画」を一体的に策定

2 計画策定の基本的な考え方

高齢者を取り巻く状況・政策動向

- 「団塊の世代」が全て75歳以上となる令和7（2025）年には、後期高齢者の割合が急増。
- さらに「団塊ジュニア」世代が65歳以上を迎える令和22（2040）年には、市民のほぼ3人に1人が高齢者という状況に直面する見込み。
- 認知症高齢者の数は、令和7年には国全体で約700万人（高齢者の約5人に1人）に達する見込み。国は令和元年に「認知症施策推進大綱」を策定。
- 認知症高齢者など、日常的な金銭管理などに支障がある方たちを支える手段として、成年後見制度の重要度が増加。平成28年に「成年後見利用促進法」が施行、平成29年に「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定。
- 多発する自然災害や新型コロナウイルス等の感染症による高齢者の生活リスクの高まりに対して備える必要。

計画策定の基本的な考え方

- 健康の維持と介護予防の推進、高齢者が活躍できる場を確保することで、健康寿命の延伸を図る。
- 介護状態の重度化を抑制するとともに、たとえ重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を推進。
- 大綱に基づき、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「認知症施策推進計画」を本計画と一体的に策定し取組を推進。
- 国の動向に対応し「成年後見利用促進計画」を本計画と一体的に策定し取組を推進。
- 高齢者の生活リスクの高まりに対して、具体的な取組を定めて備えを充実。

3 施策体系

■基本方針

市民一人ひとりが生涯現役で活躍するとともに、住み慣れた地域で健康に暮らせる環境を作ることで、誰もが生き生きと長生きして暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

基本目標 1 高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者が自ら健康維持と介護予防に努め、活躍できる場を確保する取組を推進します

「自助」の観点

基本分野 1 健康の維持と介護予防を進めます

- (1) 健康づくりの支援
- (2) ★介護予防・重度化防止の推進

★は第7期から継続する重点施策

基本分野 2 高齢者が活躍できる場を確保します

- (1) ★セカンドライフの充実
- (2) 高齢者の交流の場の確保

基本目標 2 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、様々な課題を相談でき、互いに解決し合える幅広く支え合う地域づくりを推進します

「互助」の観点

基本分野 3 地域で幅広く高齢者の生活を支援します

- (1) ★地域の支え合いによる生活支援の体制整備
- (2) 多様な主体による生活支援
- (3) ひとり暮らし高齢者への支援
- (4) 総合的な認知症施策の推進
- (5) 権利擁護・虐待防止の推進
- (6) 介護者（ケアラー）への支援

「認知症施策推進計画」「成年後見利用促進計画」として一体的に策定

基本分野 4 長寿を尊ぶ地域社会を醸成します

- (1) 長寿の慶祝

基本目標 3 高齢者が安心して暮らせるよう、居住環境の整備と介護サービスの充実、医療と介護の連携強化を図ります

「共助・公助」の観点

基本分野 5 誰もが安心して暮らせる環境を整備します

- (1) 高齢者向け施設・住宅の確保
- (2) 高齢者の居住環境の整備
- (3) 高齢者の暮らしにおける安全・安心の確保

基本分野 6 介護サービス等の充実を図ります

- (1) 介護保険施設と居住系サービスの充実
- (2) 地域密着型サービス等の充実
- (3) 介護人材の確保
- (4) 介護サービスの適正化と質の向上
- (5) 介護サービスの補完

基本分野 7 医療と介護の連携を強化します

- (1) 在宅医療・介護連携の推進

4 主な介護保険サービスの整備量の見込み

施設・居住系サービス	第7期末累計	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期末累計
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	6,917 [人]	—	—	—	6,917 [人]
地域密着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	140 [人]	58 [人]	58 [人]	58 [人]	314 [人]
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等) ※	8,050 [人]	400 [人]	400 [人]	400 [人]	9,250 [人]

※ 新設による整備は行いません。
令和3年4月1日において既に届出または登録のある高齢者向け集合住宅（住宅型有料老人ホーム及び住宅型サービス付き高齢者向け住宅）からの転換に限ります。

地域密着型サービス	第7期末累計	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期末累計
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	8 か所	1 か所	1 か所	—	10 か所
(介護予防)小規模多機能型 居宅介護	15 か所	2 か所	2 か所	2 か所	21 か所
(介護予防)認知症対応型 共同生活介護(グループホーム)	1,213 [人]	90 [人]	90 [人]	90 [人]	1,483 [人]

空白のページ

その他報告事項について

1 地域包括支援センターの職員配置について

(1) 職員配置の状況（令和2年12月末時点）

職員が不足しているセンター数	欠員の状況
5	各センター1名不足

(2) 職員配置に関する報告書

- ・令和3年1月5日 職員が不足している5センターに職員配置に関する報告書の提出を依頼した。
- ・報告書によると、採用に関する具体的な活動等として、ハローワーク、県社協、民間の求人広告、人材紹介会社での求人、看護系大学への依頼、知人への声掛けなどを実施しているが、採用に至っていないとのことであった。

2 地域包括支援センターの公募について

(1) さいたま市議会での質問

- ・さいたま市議会 令和2年9月定例会において、平成18年に、地域包括支援センターを設置して以来、多くの圏域において、同一法人が継続して本事業を受託している状況の是非について質問があった。

(2) 市の考え

- ・市の契約は、一般競争入札が原則である。
- ・しかし、地域包括支援センター運営事業は、住民や関係機関等との信頼関係が必要であることから、随意契約により、継続して同一法人に運営していただいている。

(3) 今後の対応

- ・住民や関係機関等との信頼関係を保持しなければならないことを前提とし、他市の状況も踏まえ、適切な契約方法のあり方について研究をはじめます。

※定期的な公募を実施している政令指定都市…12市

3 地域包括支援センター収支決算書及び収支予算書の修正について

・資料48ページ「4 令和元年度決算書および令和2年度予算書の修正について（リパティハウス）」のとおり、緑区北圏域地域包括支援センターリパティハウスの令和元年度収支決算書及び令和2年度予算書について、金額等の訂正があったため、下記のとおり修正する。

（訂正内容）

- ・水道光熱費及び土地・建物賃借料について、各事業の収入比で按分をしていたところ、床面積での按分に変更
- ・水道光熱費について、事業費支出で計上していたところ、事務費支出に変更
- ・土地・建物賃借料について、賃借している職員用駐車場に関して計上していたところ、計上しないよう変更

（決算書訂正前）

令和元年度 地域包括支援センター決算状況

区	センター名	収入 (A)+(C)	支出 (B)+(D)	収支状況 (A)+(C)- (B)+(D)	支出(D)					
					人件費 支出金額	事務費支出	事業費支出	委託料支出		減価償却費
								要支援者ケアプラン 作成委託料 (初回加算等含む)	払込手数料	
緑	北部圏域 リパティハウス	54,907,782	53,500,893	1,406,889	36,176,235	3,951,716	2,291,579	11,081,363	0	0

（決算書訂正後）

令和元年度 地域包括支援センター決算状況

区	センター名	収入 (A)+(C)	支出 (B)+(D)	収支状況 (A)+(C)- (B)+(D)	支出(D)					
					人件費 支出金額	事務費支出	事業費支出	委託料支出		減価償却費
								要支援者ケアプラン 作成委託料 (初回加算等含む)	払込手数料	
緑	北部圏域 リパティハウス	54,907,782	51,225,598	3,682,184	36,176,235	3,681,260	286,740	11,081,363	0	0

（予算書訂正前）

令和2年度 地域包括支援センター予算状況

区	センター名	収入 (A)+(C)	支出 (B)+(D)	収支状況 (A)+(C)- (B)+(D)	支出(D)					
					人件費 支出金額	事務費支出	事業費支出	委託料支出		減価償却費
								要支援者ケアプラン 作成委託料 (初回加算等含む)	払込手数料	
緑	北部圏域 リパティハウス	56,183,139	54,964,190	1,218,949	37,579,000	4,007,000	2,300,000	11,078,190	0	0

（予算書訂正後）

令和2年度 地域包括支援センター予算状況

区	センター名	収入 (A)+(C)	支出 (B)+(D)	収支状況 (A)+(C)- (B)+(D)	支出(D)					
					人件費 支出金額	事務費支出	事業費支出	委託料支出		減価償却費
								要支援者ケアプラン 作成委託料 (初回加算等含む)	払込手数料	
緑	北部圏域 リパティハウス	56,183,139	52,706,190	3,476,949	37,579,000	3,749,000	300,000	11,078,190	0	0

（再発防止策）

・全地域包括支援センターに対して、収支決算書及び収支予算書の作成方法について再周知を行う。

令和元年度 地域包括支援センター決算状況

区	センター名	高齢者 人口数 (H30.10.1)	必要 職員数	収入 (A)+(C)	支出 (B)+(D)	収支状況	他会計から 繰入 (A)	他会計へ 繰出 (B)	収入(C)				
						(A)+(C)-(B)+(D)			委託料収入		介護保険収入		雑収入
									包括的支援事業	認定調査委託料	要支援者ケアプラン等 作成収入 (初回加算等含む)	介護保険住宅改修 理由書手数料	
西	北部圏域 三恵苑	13,426	7	65,298,169	68,192,235	-2,894,066	0	0	37,659,139	0	27,249,193	0	389,837
	西区南部圏域 くるみ	10,726	6	57,977,705	57,175,558	802,147	0	0	34,769,136	0	23,193,449	15,120	0
北	北部圏域 緑水苑	11,095	6	56,318,091	56,318,091	0	0	0	34,869,139	0	21,285,165	10,840	152,947
	東部圏域 諏訪の苑	10,378	6	59,900,345	59,900,345	0	5,947,135	0	34,209,139	0	19,712,231	10,840	21,000
	西部圏域 ゆめの園	9,352	5	47,278,498	47,278,498	0	0	0	30,744,139	0	16,490,879	6,480	37,000
大宮	東部圏域 白菊苑	13,467	7	56,299,485	56,245,258	54,227	0	0	30,910,805	0	25,049,720	2,160	336,800
	西部圏域 春陽苑	12,948	7	59,150,961	59,266,512	-115,551	0	0	36,514,139	0	22,585,256	21,800	29,766
見沼	北部圏域 さいたまやすらぎの里	6,754	4	35,028,430	34,851,237	177,193	0	0	23,559,139	0	11,463,291	0	6,000
	東部圏域 敬寿園七里ホーム	10,235	6	49,821,613	49,657,975	163,638	0	0	29,944,139	8,720	19,567,334	8,720	292,700
	西部圏域 大和田	13,374	7	48,337,474	48,305,962	31,512	0	0	30,967,471	4,320	17,337,603	28,080	0
	南部圏域 敬寿園	11,880	6	57,475,015	56,731,254	743,761	0	0	34,194,139	0	23,244,461	21,640	14,775
中央	北部圏域 ナーシングヴィラ与野	10,334	6	51,329,931	51,303,827	26,104	0	0	30,559,139	0	20,484,892	6,520	279,380
	南部圏域 きりしき	10,715	6	51,319,900	51,299,468	20,432	0	0	32,959,139	0	18,358,459	2,160	142
桜	北部圏域 彩寿苑	10,375	6	44,743,238	42,199,286	2,543,952	0	0	25,630,807	173,920	18,928,745	8,680	1,086
	南部圏域 ザイタック	12,104	7	52,183,279	51,734,958	448,321	0	0	31,942,055	0	20,216,615	6,520	18,089
浦和	北部圏域 かさい医院	8,856	5	46,180,224	46,165,480	14,744	0	0	30,331,139	4,320	15,667,285	6,480	171,000
	東部圏域 スマイルハウス浦和	8,966	5	42,418,188	41,047,353	1,370,835	0	0	24,470,805	0	17,908,082	6,480	32,821
	中部圏域 ジェイコー埼玉	7,309	4	35,709,636	40,670,231	-4,960,595	0	0	23,594,139	0	12,077,497	0	38,000
	南部圏域 尚和園	8,087	5	45,418,405	43,117,705	2,300,700	0	0	31,094,139	0	14,307,170	0	17,096
南	東部圏域 社協みなみ	12,678	7	52,569,628	50,041,241	2,528,387	0	0	35,154,971	0	17,404,297	4,360	6,000
	中部圏域 ハートランド浦和	13,566	7	58,323,027	66,720,007	-8,396,980	0	0	33,444,148	0	24,846,239	8,640	24,000
	西部圏域 けやきホームズ	9,675	5	44,322,125	40,123,016	4,199,109	0	0	28,995,389	0	15,298,019	15,280	13,437
緑	北部圏域 リバティハウス	12,356	7	54,907,782	51,225,598	3,682,184	0	0	33,218,930	0	21,688,852	0	0
	南部圏域 浦和しぶや苑	14,663	8	59,976,441	59,710,556	265,885	0	0	37,322,500	0	22,467,961	8,680	177,300
岩槻	北部圏域 松鶴園	12,829	7	56,379,212	55,375,922	1,003,290	0	0	32,574,139	0	20,670,725	4,320	3,130,028
	中部圏域 社協岩槻	9,436	5	40,182,261	37,762,329	2,419,932	0	0	26,229,139	0	13,941,122	0	12,000
	南部圏域 白鶴ホーム	11,397	6	49,127,230	49,127,230	0	0	0	30,934,139	0	18,184,602	4,320	4,169
合計		296,981	163	1,377,976,293	1,371,547,132	6,429,161	5,947,135	0	846,795,241	191,280	519,629,144	208,120	5,205,373
平均		10,999	6.0	51,036,159	50,798,042	238,117	220,264	0	31,362,787	7,084	19,245,524	7,708	192,792

令和元年度 地域包括支援センター決算状況

区	センター名	高齢者 人口数 (H30.10.1)	必要 職員数	収入 (A)+(C)	支出 (B)+(D)	収支状況	他会計から 繰入 (A)	他会計へ 繰出 (B)	支出(D)					
						(A)+(C)-(B)+(D)			人件費 支出金額	事務費支出	事業費支出	委託料支出		減価償却費
												要支援者ケアプラン 作成委託料 (初回加算等含む)	払込手数料	
西	北部圏域 三恵苑	13,426	7	65,298,169	68,192,235	-2,894,066	0	0	49,488,258	3,866,598	598,239	13,789,140	0	450,000
	西区南部圏域 くるみ	10,726	6	57,977,705	57,175,558	802,147	0	0	36,743,363	7,434,760	586,716	11,961,689	0	449,030
北	北部圏域 緑水苑	11,095	6	56,318,091	56,318,091	0	0	0	35,832,648	7,320,342	239,705	12,894,355	22,956	8,085
	東部圏域 諏訪の苑	10,378	6	59,900,345	59,900,345	0	5,947,135	0	36,027,965	8,969,272	1,084,891	13,190,373	0	627,844
	西部圏域 ゆめの園	9,352	5	47,278,498	47,278,498	0	0	0	31,949,186	5,107,877	250,574	9,887,464	0	83,397
大宮	東部圏域 白菊苑	13,467	7	56,299,485	56,245,258	54,227	0	0	32,315,878	7,073,900	5,224,000	11,631,480	0	0
	西部圏域 春陽苑	12,948	7	59,150,961	59,266,512	-115,551	0	0	42,157,099	7,361,200	1,072,860	8,675,353	0	0
見沼	北部圏域 さいたまやすらぎの里	6,754	4	35,028,430	34,851,237	177,193	0	0	24,591,782	4,889,660	1,148,620	4,221,175	0	0
	東部圏域 敬寿園七里ホーム	10,235	6	49,821,613	49,657,975	163,638	0	0	33,021,954	7,309,215	108,236	9,209,404	0	9,166
	西部圏域 大和田	13,374	7	48,337,474	48,305,962	31,512	0	0	31,237,607	7,599,073	459,540	8,371,862	0	637,880
	南部圏域 敬寿園	11,880	6	57,475,015	56,731,254	743,761	0	0	37,864,589	10,055,742	349,005	8,412,152	0	49,766
中央	北部圏域 ナーシングヴィラ与野	10,334	6	51,329,931	51,303,827	26,104	0	0	37,787,054	1,690,464	218,003	10,953,249	0	655,057
	南部圏域 きりしき	10,715	6	51,319,900	51,299,468	20,432	0	0	37,026,566	1,787,556	1,427,562	11,057,784	0	0
桜	北部圏域 彩寿苑	10,375	6	44,743,238	42,199,286	2,543,952	0	0	30,966,444	3,106,031	459,570	7,667,241	0	0
	南部圏域 ザイタック	12,104	7	52,183,279	51,734,958	448,321	0	0	30,750,247	6,173,725	258,956	14,552,030	0	0
浦和	北部圏域 かさい医院	8,856	5	46,180,224	46,165,480	14,744	0	0	34,357,361	3,440,349	121,094	7,579,676	0	667,000
	東部圏域 スマイルハウス浦和	8,966	5	42,418,188	41,047,353	1,370,835	0	0	22,844,955	5,248,299	180,771	12,621,482	0	151,846
	中部圏域 ジェイコー埼玉	7,309	4	35,709,636	40,670,231	-4,960,595	0	0	31,136,847	1,256,946	2,529	8,273,909	0	0
	南部圏域 尚和園	8,087	5	45,418,405	43,117,705	2,300,700	0	0	32,178,770	3,733,588	44,650	6,752,021	0	408,676
南	東部圏域 社協みなみ	12,678	7	52,569,628	50,041,241	2,528,387	0	0	36,211,849	5,327,581	144,074	8,357,737	0	0
	中部圏域 ハートランド浦和	13,566	7	58,323,027	66,720,007	-8,396,980	0	0	40,694,248	10,655,330	412,660	14,732,269	25,500	200,000
	西部圏域 けやきホームズ	9,675	5	44,322,125	40,123,016	4,199,109	0	0	27,433,126	5,000,721	400,296	7,194,485	4,368	90,020
緑	北部圏域 リバティハウス	12,356	7	54,907,782	51,225,598	3,682,184	0	0	36,176,235	3,681,260	286,740	11,081,363	0	0
	南部圏域 浦和しぶや苑	14,663	8	59,976,441	59,710,556	265,885	0	0	41,794,819	5,886,096	257,583	10,388,929	0	1,383,129
岩槻	北部圏域 松鶴園	12,829	7	56,379,212	55,375,922	1,003,290	0	0	36,865,273	6,089,808	242,684	12,178,157	0	0
	中部圏域 社協岩槻	9,436	5	40,182,261	37,762,329	2,419,932	0	0	27,435,574	1,923,494	150,330	8,252,931	0	0
	南部圏域 白鶴ホーム	11,397	6	49,127,230	49,127,230	0	0	0	31,476,865	8,760,485	399,717	8,490,163	0	0
合計		296,981	163	1,377,976,293	1,371,547,132	6,429,161	5,947,135	0	926,366,562	150,749,372	16,129,605	272,377,873	52,824	5,870,896
平均		10,999	6.0	51,036,159	50,798,042	238,117	220,264	0	34,309,873	5,583,310	597,393	10,088,069	1,956	217,441

令和2年度 地域包括支援センター予算状況

区	センター名	収入 (A)+(C)	支出 (B)+(D)	収支状況 (A)+(C)-(B)+(D)	他会計から 繰入 (A)	他会計へ 繰出 (B)	収入(C)				
							委託料収入		介護保険収入		雑収入
							包括的支援事業	認定調査委託料	要支援者ケアプラン等 作成手数料 (初回加算等含む)	介護保険住宅改修 理由書手数料	
西	北部圏域 三恵苑	65,623,309	65,009,311	613,998	0	0	38,334,139	0	27,278,370	10,800	0
	西区南部圏域 くるみ	57,209,950	56,442,512	767,438	0	0	35,138,136	0	22,054,534	17,280	0
北	北部圏域 緑水苑	57,511,259	57,511,259	0	0	0	35,228,139	0	22,112,520	17,600	153,000
	東部圏域 諏訪の苑	59,581,082	59,581,082	0	5,619,638	0	34,209,139	0	19,752,305	0	0
	西部圏域 ゆめの園	48,433,889	48,433,889	0	0	0	31,658,139	0	16,755,270	6,480	14,000
大宮	東部圏域 白菊苑	62,126,079	61,890,074	236,005	0	0	37,508,139	0	24,278,940	0	339,000
	西部圏域 春陽苑	61,180,979	61,180,979	0	0	0	38,628,139	0	22,530,840	22,000	0
見沼	北部圏域 さいたまやすらぎの里	38,063,129	38,508,868	-445,739	0	0	26,539,139	0	11,517,990	0	6,000
	東部圏域 敬寿園七里ホーム	50,776,911	50,580,911	196,000	0	0	30,589,139	21,600	19,790,532	8,640	367,000
	西部圏域 大和田	54,305,849	54,036,131	269,718	0	0	36,653,139	0	17,631,110	21,600	0
	南部圏域 敬寿園	63,502,738	63,438,000	64,738	0	0	38,728,139	44,000	24,708,599	22,000	0
中央	北部圏域 ナーシングヴィラ与野	52,273,514	52,273,514	0	0	0	30,918,139	0	21,062,775	6,600	286,000
	南部圏域 きりしき	51,489,579	51,489,579	0	0	0	34,028,139	0	17,461,440	0	0
桜	北部圏域 彩寿苑	45,108,950	45,108,950	0	0	0	25,630,000	0	19,478,950	0	0
	南部圏域 ザイタック	51,877,832	51,877,832	0	0	0	32,889,139	0	18,974,415	6,600	7,678
浦和	北部圏域 かさい医院	43,564,604	44,440,504	-875,900	0	0	27,984,139	0	15,534,645	4,320	41,500
	東部圏域 スマイルハウス浦和	45,804,562	47,231,780	-1,427,218	0	0	27,744,000	0	17,987,602	12,960	60,000
	中部圏域 ジェイコー埼玉	35,422,343	39,760,744	-4,338,401	0	0	23,908,139	0	11,502,204	0	12,000
	南部圏域 尚和園	46,221,000	46,221,000	0	0	0	31,728,000	0	14,451,750	10,800	30,450
南	東部圏域 社協みなみ	53,431,999	53,431,999	0	0	0	35,269,139	0	18,157,860	0	5,000
	中部圏域 ハートランド浦和	56,700,689	56,700,689	0	0	0	34,684,139	0	21,992,550	0	24,000
	西部圏域 けやきホームズ	45,578,494	45,578,494	0	0	0	30,310,639	0	15,257,055	10,800	0
緑	北部圏域 リバティハウス	56,183,139	52,706,190	3,476,949	0	0	34,528,139	0	21,655,000	0	0
	南部圏域 浦和しづや苑	58,095,916	58,887,220	-791,304	0	0	38,028,136	0	20,046,180	21,600	0
岩槻	北部圏域 松鶴園	55,444,699	53,369,280	2,075,419	0	0	34,528,139	0	20,435,560	0	481,000
	中部圏域 社協岩槻	41,613,619	41,613,619	0	0	0	27,124,139	0	14,478,480	0	11,000
	南部圏域 白鶴ホーム	49,425,339	49,425,339	0	0	0	31,004,139	0	18,421,050	0	150
合計		1,406,551,452	1,406,729,749	-178,297	5,619,638	0	883,519,830	65,600	515,308,526	200,080	1,837,778
平均		52,094,498	52,101,102	-6,604	208,135	0	32,722,957	2,430	19,085,501	7,410	68,066

令和2年度 地域包括支援センター予算状況

区	センター名	収入 (A)+(C)	支出 (B)+(D)	収支状況 (A)+(C)-(B)+(D)	他会計から 繰入 (A)	他会計へ 繰出 (B)	支出(D)					
							人件費 支出金額	事務費支出	事業費支出	委託料支出		減価償却費
										要支援者ケアプラン 作成委託料 (初回加算等含む)	払込手数料	
西	北部圏域 三恵苑	65,623,309	65,009,311	613,998	0	0	46,095,926	3,894,000	700,000	13,819,385	60,000	440,000
	西区南部圏域 くるみ	57,209,950	56,442,512	767,438	0	0	37,000,000	6,640,000	630,000	11,715,912	6,600	450,000
北	北部圏域 緑水苑	57,511,259	57,511,259	0	0	0	38,615,809	5,225,000	242,000	13,396,450	23,000	9,000
	東部圏域 諏訪の苑	59,581,082	59,581,082	0	5,619,638	0	35,802,500	8,827,652	1,120,000	13,203,930	0	627,000
	西部圏域 ゆめの園	48,433,889	48,433,889	0	0	0	32,676,600	5,559,887	343,000	9,771,005	0	83,397
大宮	東部圏域 白菊苑	62,126,079	61,890,074	236,005	0	0	39,329,564	7,237,000	5,340,000	9,983,510	0	0
	西部圏域 春陽苑	61,180,979	61,180,979	0	0	0	44,307,000	7,415,649	1,010,000	8,448,330	0	0
見沼	北部圏域 さいたまやすらぎの里	38,063,129	38,508,868	-445,739	0	0	28,947,890	3,945,000	1,410,000	4,205,978	0	0
	東部圏域 敬寿園七里ホーム	50,776,911	50,580,911	196,000	0	0	31,346,000	9,746,160	120,000	9,359,646	0	9,105
	西部圏域 大和田	54,305,849	54,036,131	269,718	0	0	39,278,571	5,010,000	483,000	8,584,560	0	680,000
	南部圏域 敬寿園	63,502,738	63,438,000	64,738	0	0	43,551,000	10,168,853	335,000	9,333,147	50,000	0
中央	北部圏域 ナーシングヴィラ与野	52,273,514	52,273,514	0	0	0	38,430,000	1,743,189	220,000	11,230,325	0	650,000
	南部圏域 きりしき	51,489,579	51,489,579	0	0	0	37,750,000	2,387,747	1,530,000	9,821,832	0	0
桜	北部圏域 彩寿苑	45,108,950	45,108,950	0	0	0	34,200,000	2,807,585	700,000	7,401,365	0	0
	南部圏域 ザイタック	51,877,832	51,877,832	0	0	0	31,432,256	6,489,196	323,305	13,633,075	0	0
浦和	北部圏域 かさい医院	43,564,604	44,440,504	-875,900	0	0	32,450,000	3,433,961	390,114	7,721,540	0	444,889
	東部圏域 スマイルハウス浦和	45,804,562	47,231,780	-1,427,218	0	0	26,834,115	6,468,090	320,000	13,409,575	0	200,000
	中部圏域 ジェイコー埼玉	35,422,343	39,760,744	-4,338,401	0	0	31,154,000	1,200,500	1,200	7,405,044	0	0
	南部圏域 尚和園	46,221,000	46,221,000	0	0	0	34,937,000	4,063,520	130,000	6,690,480	0	400,000
南	東部圏域 社協みなみ	53,431,999	53,431,999	0	0	0	37,490,000	7,854,211	175,000	7,912,788	0	0
	中部圏域 ハートランド浦和	56,700,689	56,700,689	0	0	0	36,540,000	6,033,869	365,000	13,571,820	20,000	170,000
	西部圏域 けやきホームズ	45,578,494	45,578,494	0	0	0	31,370,000	6,360,000	641,483	7,117,011	0	90,000
緑	北部圏域 リバティハウス	56,183,139	52,706,190	3,476,949	0	0	37,579,000	3,749,000	300,000	11,078,190	0	0
	南部圏域 浦和しぶや苑	58,095,916	58,887,220	-791,304	0	0	41,888,000	5,866,000	270,000	9,480,220	0	1,383,000
岩槻	北部圏域 松鶴園	55,444,699	53,369,280	2,075,419	0	0	37,261,760	3,758,000	600,000	11,749,520	0	0
	中部圏域 社協岩槻	41,613,619	41,613,619	0	0	0	29,585,000	5,165,619	260,000	6,603,000	0	0
	南部圏域 白鶴ホーム	49,425,339	49,425,339	0	0	0	31,331,000	8,892,419	650,000	8,551,920	0	0
合計		1,406,551,452	1,406,729,749	-178,297	5,619,638	0	967,182,991	149,942,107	18,609,102	265,199,558	159,600	5,636,391
平均		52,094,498	52,101,102	-6,604	208,135	0	35,821,592	5,553,411	689,226	9,822,206	5,911	208,755

4 日常生活圏域の考え方について

(1) 圏域ごとの高齢者人口等

区	圏域名	令和2年10月1日時点				令和3年度 必要3職種職員数 (令和2年10月1日時点 の高齢者数を基準)	3職種職員 1人あたりの 高齢者数
		高齢者数	順位	高齢者数 (区)	高齢者数平均 (圏域)		
西区	北部	13,849	3	24,656	12,328	7	1,978
	南部	10,807	15			6	1,801
北区	北部	11,679	12	31,935	10,645	6	1,947
	東部	10,659	16			6	1,777
	西部	9,597	22			5	1,919
大宮区	東部	13,637	5	26,865	13,433	7	1,948
	西部	13,228	6			7	1,890
見沼区	北部	7,016	27	43,273	10,818	4	1,754
	東部	10,345	19			6	1,724
	西部	13,687	4			7	1,955
	南部	12,225	11			7	1,746
中央区	北部	10,658	17	21,579	10,790	6	1,776
	南部	10,921	14			6	1,820
桜区	北部	10,576	18	22,944	11,472	6	1,763
	南部	12,368	10			7	1,767
浦和区	北部	9,006	24	34,069	8,517	5	1,801
	東部	9,120	23			5	1,824
	中部	7,646	26			4	1,912
	南部	8,297	25			5	1,659
南区	東部	12,932	9	37,069	12,365	7	1,847
	中部	14,035	2			8	1,754
	西部	10,129	20			6	1,688
緑区	北部	13,065	7	28,242	14,121	7	1,866
	南部	15,177	1			8	1,897
岩槻区	北部	12,934	8	34,174	11,391	7	1,848
	中部	9,620	21			5	1,924
	南部	11,620	13			6	1,937
合計		304,833				166	
平均		11,290					1,834

(2) 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における日常生活圏域の設定

・第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においては、地域包括支援センター職員1人あたりの高齢者人口のバランスや、圏域の地域住民、特に各地域包括支援センターにおいてケアマネジメントを受けている利用者への影響、地域住民や自治会等の地域団体の意向などの様々な要素を総合的に判断しながら検討した結果、引き続き、27の日常生活圏域を設定する。

(3) 高齢者人口増加圏域への対応

・高齢者人口増加圏域への対応方法の例として、これまで以下の2通りの対応方法を示してきた。

対応方法	メリット	デメリット
圏域の変更を伴う増設	<ul style="list-style-type: none"> ・1センターの担当する高齢者数が平準化できる。 ・人口、地域の社会状況の変化に応じた適切な設定が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当包括が変わることで住民にとり混乱を招く懸念がある。 ・地理的にも歴史的にもつながりがある地域を分断してしまう懸念がある。 ・適切な運営主体が確保できるか懸念がある。 ・高コスト
圏域を変更せずに増設 (同一の法人が支所として窓口を設置)	<ul style="list-style-type: none"> ・担当包括が変わることで住民にとり混乱を招く懸念がない。 ・低コスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当高齢者数が過大となり一センターでの管理能力を超える懸念がある。

・圏域内高齢者数の多い区から、「高齢者人口連動分職員の配置（圏域内の高齢者が2,000人増えるごとに1名配置）により、職員1人あたりが担当する高齢者数は過大となっておらず、スケールメリットを活かしたセンター運営が可能となっている。」との意見があった。

・そのため、高齢者人口増加圏域への対応としては、今後の圏域内高齢者数の推移などに注視しながら、地域住民の意向を踏まえて検討する。